

其心之堅固也。空空乎其不爲二巧故也。迷乎其志氣之遠也。昏乎其深而不測也。確乎其節之不庫也。就就乎其不肯自是。鵠乎其羞用二智慮也。假乎其輕俗。辨乎其輕俗。爲法以爲宗。行以道爲宗。與物變化而無所二終窮。精充天地而不竭。神覆宇宙而無二望。莫知二

と、此の若くそれ甚しきや。善繕は道を得し士なればなり。道を得し人には、驕るべからざるなり。堯、その德行達智を論じて若かず、故に北面して問へり。これこれを至公と謂ふ。至公にあらずんば、それ孰れか能く賢を禮せん。周公旦は文王の子なり、武王の弟なり、成王の叔父なり。朝するところ、窮巷の中、喪服の下に於てするもの七十人。文王これを造めて未だ遂らず、武王これを遂して未だ成らず。周公旦少主を抱きてこれを成せり。故に曰く、「成王はたゞ身を以て士に下らざらんや」と。齊の桓公、小臣稷を見んとし、一日に三たび至りて見るを得ず。從者曰く、「萬乗の主の、布衣の士を見るに、一日に三たび至りて見るを得ず、また以て止むべし」と。桓公曰く、「然らず。士の祿爵を驚んずるものは、固よりその主を輕んず。その主の、霸王を驚んずるものもまたその士を輕んず。たとひ夫子祿爵を驚んずとも、われ敢へて霸王を驚んずるを庸ひんや」と。遂にこれを見、止むを可とせず。世多く桓公の内行を譽ぐ。内行修らずと雖も、

其始。莫知二其終。莫知二其門。莫知二其端。莫知二其源。其大無外。其小無内。此之謂二重貴。士有若此者。五帝弗得而友。三王弗得而師。去其帝王之色。則近可得之矣。堯不以帝見。善繕北面而問焉。堯天子也。善繕布衣也。何故禮之。若此其甚也。善繕得道之士也。得道之

もまた可なり。誠にこの論を行ひて、内行修まらば、王もなほ少なり。子産、鄭に相たり。往きて壺丘子林を見る。その弟子と坐する、必ず年を以てす。これその相を門に倚きしなり。それ萬乗の國に相として、能くこれを遣れ、志を謀り行を論じ、心を以て人と相索すは、それたゞ子産か。故に鄭に相たること十八年、三人を刑し二人を殺せり。桃李の行に垂るゝもの、これを援くなきなり。錐刀の道に遺するもの、これを擧るなきなり。魏の文侯、段干木を見る、立ち倦みて敢へて息はず。反りて翟黄を見る。堂に踞してこれと言ふ。翟黄説ばず。文侯曰く、「段干木は、これを官せんとすれば、則ち肯せず、これを祿せんとすれば、則ち受けず。今女は、官せんと欲すれば則ち相位たり。祿せんと欲すれば則ち上卿たり。既にわが實を受け、またわが禮を責むるは、乃ち難かるなからんや」と。故に賢主の人を畜ふや、實を受くるを肯せざるものは、それこれを禮す。士を禮するは、欲を節するより高きはなし。欲節すれば、則ち令行はる。

人不可驕也。魯論其德行。故北面而問焉。此之謂至公。非至公其孰能禮賢。周公且文王之弟也。武王之叔父也。所朝於廟巷之中。七十人。文王造之而未遂。武王遂之而未成。周公且抱少主而戴之。故曰成王不唯以身下

文侯は、士を禮するを好むと謂ふべし。士を禮するを好む、故に南は荆に連陸に勝ち、東は齊に長城に勝ち、齊侯を虜として、これを天子に獻じ、天子は、文侯を賞するに上間を以てせり。

● 禮は、主也 ● 僇は、微也、おごる也。夸は、はこりて、自ら大なりとする也。瘠は、病也、うれふる也。● 屈するといふに同じ。● 僇は、體也、もてる、也 ● 稷は、穀の通字。ものづから有るなりは、道あるをいふ ● 樂は、特也。● 淪は、● 移は、● 氣氣は、● 明なるさまをいふ ● 空は、● 盈也、● 實ある也。巧故は、● 僞詐也 ● 測は、● 深くして● 盡きざるをいへるなり ● 就就は、● 備録也、● かつたりと也 ● 儲乎は、● 階々に同じ、● ひろく大なる也 ● 假乎は、● はしいまゝなるさま ● 以上は、● みな● 禮道の人のさまをいふ也 ● 宗は、● 本也。● 充は、● 實也。● 媚は、● 諂也。● 察は、● 界呼也、● さかひ也 ● 道の運用の變化はまりなくして、● 極めて● 實きをいふ ● 去は、● 除といふに同じ。● 即ち、● その帝王たる● 尊嚴益滿の色を除けば、● 師友を得るに近しと也 ● 辨經は、● 有道の士なり。● 榮は、● 自ら帝王の● 尊きを以てせず、● 北面して● 問ひきと也 ● 人は● 輕く、● 道は● 重きを以て也 ● 孰は、● 誰也 ● 強は、● かめるところを破りて、● まどになしたるにて、● 實しきをいふ ● 造は、● 始也。● 遂は、● 成也 ● 見るを得ずは、● 疑が、● これにあはざる也 ● 賢は、● 輕也 ● 庸は、● 用也 ● 斷行の大なるが故に、● また以て● 内行の缺を● 補すべしと也 ● 王もなほ● 不々とは、● 王者以上の● 立派なるものなりと也 ● 子產は、● 鄭の大夫、● 子國の子、● 公孫高也 ● 產丘子林は、● 得道の人 ● 年は、● 齡にて、● 年を以てすは、● 年齒順によれりと也 ● これ子產が、● 宰相の● 終き● 身分を● 產丘子林の● 門外にすてき、● 弟子の● 身分にて● 坐に加

士邪。齊桓公見小臣稷。一日三至。弗得見。從者曰。萬乘之主。見布衣之士。一日三至而弗得

はれるなりと也。● 僇は、● 微也 ● それ● 國は、● 北は● 晉に迫り、● 南は● 楚に近く、● 齊は● 則ち● 伯なり。● 賦は● 千乘の少。しかも● 萬乘といふは、● また● 妄言也。● 察は、● 養也。● 孔子曰く、● 子產に● 君子の● 道四つあり。● その● 己れを行ふや● 恭、● その上● 事ふるや● 敬、● その● 民を● 養ふや● 風、● その● 民を● 使ふや● 義と ● 學は、● 取といふに同じ、● ひろく● とる也 ● 文侯は、● 魯公高の後、● 周と同じ、● 魏相子の● 孫、● 始めて● 立ちて● 侯となす。● 文は● 體也。● 惟は、● 體也、● つかる、● 也 ● 反りては、● 段干木の● ところよりかへりて也 ● 文侯が● 段干木を● 敬し、● この● 體を● 輕んずるを以てなり ● 實は、● 辭● のことをいふ ● 禮は、● 敬也 ● 上間は、● その● 名の● 天子に● 通ずるをいふ

見。亦可止矣。桓公曰。不然。士驚。蘇門者。固輕其主。其主驚。蘇門者。亦輕其士。縱夫子驚。蘇門者。吾庸敢驚。蘇門者。王乎。遂見之。不可止。世多舉桓公之內行。內行雖不修。蘇門亦可矣。誠行之也。夫相萬乘之國。而能遣之。謀志論行。而以心與人相索。其唯子產乎。故相鄭十八年。刑三人。殺二人。桃李之垂於行者。莫之援也。能刀之遺於道者。莫之舉也。魏文侯見段干木。立倦而不敢息。反見翟黃。願於堂而與之言。翟黃不說。文侯曰。段干木。官之則不肯。謀之則不受。今女欲官。則相位。欲祿。則上卿。既受吾實。又責吾禮。無乃難乎。故賢主之畜人也。不肯受實者。其禮之禮。士莫高乎節。欲節。則令行矣。文侯可謂好禮士矣。好禮士。故南勝。荆於連陸。東勝。齊於長城。虜齊侯。獻天子。天子賞文侯。以三上間。

報更

四曰。國雖小。其食足以食。天下之賢者。其車足以乘。天下之賢者。其財足以禮。天下之賢者。與天下之賢者。者爲徒。此文王之所以王也。今雖未能也。其以爲安也。不亦易乎。此趙宣孟之所。昭文君之所。以顯也。孟嘗君之所。以却。荆兵也。古之大立功名。與

四に曰く、國は小なりと雖も、その食は以て天下の賢者を食ふに足り、その車は以て天下の賢者を乗するに足り、その財は以て天下の賢者を禮するに足り、天下の賢者と徒を爲す。これ文王の王たりし所以なり。今未だ王たる能はずと雖も、その以て安を爲すや、また易からずや。これ趙宣孟の免れし所以なり。周の昭文君の顯れし所以なり。孟嘗君の荆兵を却けし所以なり。古への大に功名を立つると、國を安んじ身を免れしものとは、その道他なし、それ必ずこれにこれ由るなり。士は、驕恣を以て屈すべからざるなり。むかし趙宣孟の、上の絳に將たるや、軌桑の下に、餓人の臥して起つ能はざるもの有るを見る。宣孟、車を止め、これが爲に食を下し、鍋くしてこれを餽はしむ。再咽して後能く視る。宣孟これに問うて曰く、「女は何の爲にして餓うることは是の若き」と。對へて曰く、「臣は絳に宣せり。歸らんとして糧絶ゆ。行に乞ふを羞ぢ、而して自ら取るを憎む。故にこゝに至れり」と。宣孟、脯二胸を與ふ。拜受して敢へて食はざるなり。その故を問ふ。對へ

安國免身者。其道無他。其必此之由也。堪士不可。以驕恣一屈上。昔趙宣孟將上之絳。見軌桑之下。有餓人。臥不能起者。宣孟止車。爲之下。食餽而饋之。再咽而後能視。宣孟問之曰。女何爲而餓若。是對曰。臣宣於絳。歸而糧絶。羞行乞。而憎自取。故至於此。宣孟與脯

て曰く、「臣に老母あり、將に以てこれを遣らんとす」と。宣孟曰く、「斯くこれを食へ。われ更に女に與へん」と。乃ちまたこれに脯二束と錢百とを賜ひて、邊にこれを去る。處ること二年、晉の靈公、宣孟を殺さんと欲し、士を房中に伏せ、以てこれを待つ。因りて酒を宣孟に發す。宣孟これを知り、中飲して出づ。靈公、房中の士をして、疾く追うてこれを殺さしむ。一人追うて疾くまづ宣孟の面に及びて曰く、「嘻、君輩せよ。われ請ふ、君の爲に反りて死なん」と。宣孟曰く、「而の名と誰と爲す」と。反り走るもの對へて曰く、「何ぞ名を以てするを爲さん。臣は軌桑の下の餓人なり」と。還り闘ひて死せり。宣孟遂に活きたり。これ書の所謂、「徳は幾ど小なきものなり。」宣孟一士を徳して、なほその身を活したり。而るを況んや萬人を徳するをや。故に詩に曰く、「趙趙たる武夫は、公侯の干城、濟濟たる多士、文王以て寧し」と。人主は、胡ぞ以て士を哀むを務めざるべけんや。士はそれ知り難し。たゞこれを博くするを可と爲す。博ければ遁るゝところなし。

二胸。拜受而弗敢食也。問其故。對曰。臣有老母。將以遺之。宜孟曰。斯食之。吾更與女。乃復賜之。饋二束。與之。饋百而遂去之。處二年。晉靈公欲殺孟。孟伏士於房中。以待之。因發酒於宜孟。宜孟知之。中飲而出。靈公令房中之士疾追而殺之。一人追疾先及。宜孟之面

張儀は、魏氏の除子なり。將に西のかた秦に遊ばんとして東周を過る。客のこれを昭文君に語るものあり。曰く、「魏氏の人張儀は林士なり。將に西のかた秦に遊ばんとす。願はくは、君のこれを禮貌せんことを」と。昭文君見てこれに謂つて曰く、「客の秦に之くを聞く。寡人の國は、小にして以て客を留むるに足らず。遊ぶと雖も、然も豈に必ずしも遇せられんや。客の遇せられざる或らば、請ふ寡人の爲に一たび歸せよ。國小なりと雖も、請ふ客とこれを共にせん」と。張儀還り走り、北面して再拜す。張儀行る。昭文君送りてこれに資す。秦に至り、留ること間あり。惠王説んでこれを相とす。張儀の天下に徳とするところのもの、昭文君に若くは無し。周は千乘なり、重んずること萬乘に過ぐ。秦の惠王をしてこれを師とせしむ。逢澤の會に、魏王嘗て御と爲り、韓王右たり。名號今に至るまで忘れず。これ張儀の力なり。孟嘗君前に薛に在り。荆人これを攻む。淳于髡、齊の爲に荆に使す。かへりて薛に過る。孟嘗君、人をして禮貌せしめ、親

曰。噉。君。反。登。音。請。爲。君。反。死。宜。孟。曰。而。名。爲。誰。反。走。對。曰。何。以。名。爲。臣。軌。乘。下。之。饋。人。也。還。關。而。死。宜。孟。遂。活。此。書。之。所。謂。德。幾。無。小。者。也。宜。孟。德。一。士。猶。活。其。身。而。況。德。萬。人。乎。故。詩。曰。越。越。武。夫。公。侯。干。城。濟。濟。多。士。文。王。以。寧。人。主。胡。可。以。不。務。哀。士。士。其。難。知。唯

しくこれを郊送せしむ。淳于髡に謂つて曰く、「荆人、薛を攻む。夫子、憂と爲さず、文、以てまた侍するなし」と。淳于髡曰く、「敬んで命を聞けり」と。齊に至りて報を畢へたり。王曰く、「何をか荆に見る」と。對へて曰く、「荆は甚だ固なり。而して薛もまたその力を量らず」と。王曰く、「何の謂ぞや」と。對へて曰く、「薛はその力を量らずして、先王の爲に清廟を立つ。荆は固くして薛を攻む。薛の清廟は必ず危し。故に曰く、「薛はその力を量らず。而して荆もまた甚だ固なり」と。齊王、顔色を知けり。曰く、「嘻、先君の廟あり。疾く兵を擧げてこれを救へ」と。是に由り、薛は遂に全し。顔蹙の請、坐拜の調、得と雖も則ち薄し。故に善く説くものは、その勢を陳べてその方を言ふ。人の急を見るや、自ら危厄の中に在るが若し。豈に強力を用ひんや。強力は則ち鄙し。これを説くも聽かれざるなり。任はひとり説くところに在るのみならず、また説くものに在り。

● 徒は、黨也、なかま。これ文王の云々とあるは、詩經に、濟々たる多士、文王以て寧しとあるをいへるなり

博之爲可博。則無所遁矣。張儀魏氏餘子也。將西遊於秦。過東周。客有語之於昭文君者。曰。魏氏人張儀。材士也。將西遊於秦。願君之禮之。昭文君見而謂之曰。聞客之來。寡人之國小。不足以留客。雖游。然豈必遇哉。客或不遇。請爲寡人一而一歸也。國雖小。請

● 宣孟は、晉の卿趙盾なり。仁義を履行し、東歸以て晉の國人に食はせ、以て驪公伏甲の難に見れしをいふ
● 昭文君は、周後分立せしところの東周の君なり。張儀を賓禮し、ともに國を分たんと欲す。張儀これを乘に重んじ、乘がこれを遊樂せしをいふ
● 孟嘗君は、齊の公子田嬰の子田文なり。士に下り、賢を禮し、客を養ふこと三千人、仁義を行つて強し。故に別兵却き難し、敢へてこれを攻めざりしをいふ
● 古への功名を立て、國を安んじ、身を免れ、勢弱なきものは、みなこの仁義の道を以てなりと也
● 堪は、福の因か、樂也、たのしみ也。即ち、樂士には、富に禮を以て車馬すべし。驕恣を以て屈してこれを有すべからずと也
● 仲は、執の因にて、古への委の字
● 宣は、官に同じ
● 請は、はしたる肉。刑もはしたる肉也
● 謝は、禮也
● 設は、致といふに同じ
● 墨は、車也。即ち趙孟をして車に就かしめんとせしなり
● 反は、還也
● 而は、汝也
● 魏は、得也、車也。小なきものをりとは、車は多寡を朝せずと也
● 詩の前半は、詩經周南の風、見置の首章也。社社は、無功にして才あるをいふ。公侯は、周の文王を指す。文王未だ諸侯たりし故なり。干城は、たてともなり、城ともなりて、文王を補佐するもの意にて、飲宜生や太公望などにあたり。以て武臣の人の、趙盾の難をふせざりしたとへし也。詩の後半は、詩經大雅文王の三章なり。濟濟は、得の盛なるをいふ。周の文王の周國には、濟々たる多士のあるを以て、文王はこれによりて尊しと也。趙盾が部下の人によりて、難を去りしにたとへし也
● 哀は、愛也
● 通は、失也
● 大夫の庶子を餘子といふ。氏を受けて、張となりし也
● 昭文君の厚意を再拜せしなり
● 行は、去也
● 車王は、孝公の子、始めて玉と稱す。張儀を上ること、これを相とせし也
● 兼は、思といふに同じ
● 張儀のこれを置んぜしをいふ
● 車王に、昭文君を問とせしめし也
● 兼が張儀を遊樂に會せしとき、魏王は昭文君の卿となり、魏王これが右樂となりしをいふ也
● 驕恣は、驕恣ある者儀を承して、張儀を殺する也。郭公は、郭外まで送る也
● 夫子は、揮子兒也。文は

孟嘗君の名也。侍は、侍して見る也
● 輶を云々は、輿命を稱へるたなり
● 因は國國因附の意
● 濟濟は、周の文王の廟也
● 齊王は、宣王也、威王の子。知は、愛といふに同じ。取國衛野旅に、顔色を知りて、その顔色を和げたりに作れり
● 坐拜を國策には、坐拜に作れり。薄は、輕少也、その功力の少きをいふ
● 危厄をば、國策には、陰謀に作る

與客共之。張儀走北面再拜。張儀行。昭文君送而責之。至於秦。留有間。惠王說而相之。張儀所德於天下者。無若昭文君。周千乘也。重過萬乘也。令秦惠王師之。遂澤之會。魏王嘗爲御。韓王爲右。名號至今不忘。此張儀之力也。孟嘗君前在於薛。荆人攻之。淳于髡爲齊使於荆。還反過於薛。孟嘗君令二人禮貌而親郊。送之。謂淳于髡曰。荆人攻薛。夫子弗爲憂。文無以復侍矣。淳于髡曰。敬聞命矣。至於齊。舉報。王曰。何見於荆。對曰。荆甚固。而薛亦不量其力。王曰。何謂也。對曰。薛不量其力。而爲先王立清廟。荆因而攻薛。薛清廟必危。故曰。薛不量其力。而荆亦甚固。齊王知顔色曰。嘻。先君之廟在焉。疾舉兵救之。由是薛遂全。願豐之請。坐拜之。謂得則薄矣。故善說者陳其勢。言其方。見人之急也。若自

在危厄之中。豈用強力哉。強力則鄙矣。說之不聽也。任不獨在所說。亦在說者。

順說

五曰。善說者

五に曰く、善く説くものは巧士の若し。人の力に因り、以て自ら力と爲し、そ

若巧士。因入之力。以其來而與。因其往而與。往不設形。象與生與長。而與之與。響與盛與衰。以之所歸。力雖多。材雖勁。以制其命。順風而呼。聲不加疾也。際高而望。目不加明也。所因便也。惠盎見宋康王。康王蹀足。警効疾言曰。寡人之所說者。勇有力

の來るに因りて來るを與け、その往くに因りて往くを與け、形象を設けず、生を與け長を與けて、これを言ふに響を與け、盛を與け衰を與け、これが歸るところを以てす。力多しと雖も、材勁しと雖も、以てその命を制す。風に順ひて呼ぶとも、聲疾を加さざるなり。高きに際して望むとも、目明を加さざるなり。因るところ便なるなり。惠盎、宋の康王に見ゆ。康王、足を蹀んで、警効疾言して曰く、「寡人の説ぶところのものは、勇にして力あるなり。仁義を爲すものを説ばず。客は將に何を以て寡人に教へんとする」と。惠盎對へて曰く、「臣こゝに道あり。人をして、勇にしてこれを刺すと雖も入らず、力ありてこれを撃つと雖も中らざらしむ。大王ひとり意なきか」と。王曰く、「善し。これ寡人の聞かんと欲するところなり」と。惠盎曰く、「それこれを刺すとも入らず、これを撃つとも中らざるは、これなほ辱なり。臣こゝに道あり。人をして、勇ありと雖も敢へて刺さず、力ありと雖も敢へて撃たざらしむ。大王ひとり意なきか」と。王曰く、「善し。こ

也。不説下爲仁義者。客將何以教寡人。惠盎對曰。臣有道於此。使寡人雖勇刺之不入。雖有力擊之弗中。大王獨無意邪。王曰。善。此寡人所欲聞也。惠盎曰。夫刺之不入。擊之不中。此猶辱也。臣有道於此。使寡人雖有勇。弗敢刺。雖有力。不敢擊。大王獨無意邪。王曰。善。此寡

れ寡人の知らんと欲するところなり」と。惠盎曰く、「それ敢へて刺さず、敢へて撃たざるは、その志なきにあらざるなり。臣こゝに道あり。人をして、もとその志なからしむるなり。大王ひとり意なきか」と。王曰く、「善し。これ寡人の願ふところなり」と。惠盎曰く、「それその志なきなり。未だ利を愛するの心あらざるなり。臣こゝに道あり。天下の丈夫女子をして、驩然として、みなこれと愛利せんと欲せざるなからしむ。これその勇にして力あるより賢れるなり。四累の上に居る。大王ひとり意なきか」と。王曰く、「これ寡人の得んと欲する所なり」と。惠盎對へて曰く、「孔墨是れなり。孔丘・墨翟は、地なくして君たり。官なくして長たり。天下の丈夫女子、頸を延ばし踵を擧げて、これを安利にせんことを願はざるなし。今大王は、萬乗の主なり。誠にその志あらば、則ち四境の内、みなその利を得ん。その孔・墨より賢るや遠し」と。宋王以て應ふるなし。惠盎趨りて出づ。宋王左右に謂つて曰く、「辨なるかな、客の説を以て寡人を服するや」

入之所欲。夫也。惠曰。夫不取。不取。非無其志也。臣有違於此。使人本無其志也。大王獨無意邪。王曰。善。此寡人之所願也。惠曰。夫無其志也。未有愛利之心也。臣有違於此。使天下丈夫女子。莫不曰。然皆欲愛利之。此其賢於勇有力也。居四累之上。大王

と。宋王は俗主なり。而も心はなほ服因すべし。因なれば則ち貴賤は以て富貴に勝るべし。小弱は以て強大を制すべし。田贖、補衣を衣て荆王に見ゆ。荆王曰く、「先生の衣は、何ぞそれ悪しきや」と。田贖對へて曰く、「衣にまたこれより悪しきものあるなり」と。荆王曰く、「得て聞くべきか」と。對へて曰く、「甲はこれより悪し」と。王曰く、「何の謂ぞや」と。對へて曰く、「冬日は則ち寒く、夏日は暑し、衣は甲より悪しきものなし。賈や貧し、故に衣悪しきなり。今大王は萬乘の主なり。富貴敵なし。而も好んで民に衣するに甲を以てせり。臣得ざるなり。意ふにその義を爲すか。甲の事は、兵の事なり。人の頸を刎り、人の腹を刎り、人の城郭を燒ち、人の父子を刑するなり。その名また甚だ榮ならず。意ふにその實を爲すか。苟も人を害するを慮らば、人もまた必ずこれを害するを慮る。苟も人を危うするを慮らば、人もまた必ずこれを危うするを慮る。その實人は則ち甚だこれに安んぜず。二つのものは、臣は大王の爲に取るなし」と。

獨無意邪。王曰。此寡人之所欲得。惠曰。夫不取。不取。非無其志也。臣有違於此。使天下丈夫女子。莫不曰。然皆欲愛利之。此其賢於勇有力也。居四累之上。大王

荆王以て應ふるなし。説未だ大に行はれずと雖も、田贖は能くその方を立つといふべし。もしそれ僣息の義は、則ち未だこれを識らざるなり。管子、魯に得らる。魯、束縛してこれを檻し、役人をして載せてこれを齊に送らしむ。その謳歌して引き、管子は、魯の止めておのれを殺さんことを恐るゝや、速に齊に至らんと欲す。因りて役人に謂つて曰く、「われ汝が爲に唱へ、汝わが爲に和せ」と。その唱ふるところ、たまく宜しく走るべし。役人倦まずして、道を取ることに甚だ速なり。管子は因を能くすと謂ふべし。役人はその欲するところを得、おのれもまたその欲するとこれを得たり。この術を用ふればなり。これを萬乗の國に用ふれば、その霸たることなほ少し。桓公は則ち與に往たり難きなり。

● 與は、助といふに同じ。謂は、終也 ● 勁は、強也。加は、益也、ます也 ● 意は、得道の人、宋の人、惠の族也。廉王は、宋の國公の曾孫、時金の子、名は侵。立ちて十一年にして、備して王と稱せり。四十五年、大に不道をなししかば、齊の湣王伐ちてこれ滅せり ● 此に道ありは、勇にして力あるものをいへるなり ●

說服寡人也。宋王俗主也。而心猶可服。因矣。因則貧賤。可以勝富貴矣。小弱可以制強大矣。田贊衣補衣。而見荆王。荆王曰。先生之衣。何其惡也。田贊對曰。衣又有惡於此者。上。荆王曰。可得而聞乎。對曰。甲惡於此。王曰。何謂也。對曰。冬日則寒。夏日則暑。衣無惡乎。

かくの如きものをば、大王はひとり意にこれを欲するなきかと也。その志は、聖判の志也。仁義の徳を以て、民をしてみなこれを愛利するを欲せしむ、故に勇にして力あるより對れりと也。四累は、卿・大夫・士及び民の四等を謂ふ也。若は、四累の上は居る。故に君の尊高にたとへし也。一説に、四累は、前に述べたる四つの道にて、ならびに累あるを見れざるが故に、四累といふなりと。下に臨むに徳を以てすれば、則ち下これを愛利す。大王、意にひとりこれを欲するなきかと也。孔子、禮記の徳を論せば、則ち欲するところを得と也。徳を以て球ばる、をいふ。道を以て敬せらる、をいふ。頭を冠せしは、領を引く也。頭を冠せしは、これを企望する也。その尊高、安にして利あるんことを願ふ也。その志あらばは、孔子の志あらばと也。その賢名の孔孟より過ぐるを得るや多しと也。道は、多といふに同じ。應は、答也。因は、便といふに同じ。田贊は、野人なり。補衣は、弊衣也、やぶれごも。甲は、鎧也、これ懸衣也。得は、取といふに同じ、心に承知するを得ずと也。際、際也、やぶれごも。刑は、殺也。兵は、人を殺して以て名をむかふ、榮と爲すを得ずと也。實は、財實也、財實を得るを目的とするかと也。却つて財實を得ず、財利のために廣く出でて、苟も人を害するを謀らば、人もまに必ずこれを害するを謀ると也。その事を爲す、かくの如くば、其だ安きを得ずと也。二つのものは、害と危と也。臣、大王のために計るに、この二つのものを取るなしと也。方は、道也。段干木は、僂息以て魏を安んじたり。田贊は、辯説以て刑を厭せざるが故に、これを僂息に比せるなり。役人がみな謳歌してその車を轆き、以てこれを説れる也。役人の勢を用ひ、走らんと欲するに因りて、唱歌を爲してこれを歌ばしめ、走らしめしをいふ。術は、道也。往は、王也。かゝる相公の狀態にては、その與に王に致すに難きをいへるなり。

甲者、賢也貧。故衣惡也。今大王萬乘之主也。富貴無敵。而好衣民以甲。臣弗得也。意者爲其義邪。甲之事。兵之事也。刈人之頭。割人之腹。墜人之城郭。刑人之父子也。其名又甚不榮。意者爲其實邪。苟慮害人。人亦必慮害之。苟慮危人。人亦必慮危之。其實人則甚不安。之二者。臣爲大王無取焉。荆王無以應。說雖未大行。田贊可謂能立其方矣。若夫僂息之義。則未之識也。管子得於魯。魯束縛而檻之。使役人載而送之。齊其謳歌而引。管子恐魯之止而殺己也。欲速至齊。因謂役人曰。我爲汝唱。汝爲我和。其所唱適宜。走。役人不倦。而取道甚速。管子可謂能因矣。役人得其所欲。己亦得其所欲。以此術也。是用萬乘之國。其歸猶少。桓公則難與往也。

不廣

六曰。智者之舉事。必因時。時不可必成。其人則不廣。成亦可。不廣亦可。以其所不能。託其所不能。若舟之

六に曰く、智者の事を舉ふは、必ず時に因る。時は必ずしも成すべからず。それ人事は則ち廣からず。成るもまた可、成らざるもまた可なり。その能くするところを以て、その能くせざるところに託するは、舟の車に與けるが若し。北方に獸あり。名を駮と曰ふ。鼠前にして兎後なり。趨れば則ち踏き、走れば則ち顧る。常に望望距離の爲に、甘草を取りて以てこれを與ふ。駮に患害あるや、望

異車。北方有獸。名曰蠃。鼠前而兎後。趨則跲。走則顛。常爲三豎。豎取三豎。草以與之。獸有患害也。豎距虛。必負而走。此以其所不能託其所不能。鮑叔管仲。召忽。三人相善。歡相與定。齊國以公子糾爲必立。召忽曰。吾三人者。於齊國也。若之若。惡之有足。夫一焉則

豎距虛は必ず負ひて走る。これその能くするところを以て、その能くせざるところに託するなり。鮑叔・管仲・召忽、三人相善し。相與に齊國を定めんと欲す。公子糾を以て必ず立つと爲す。召忽曰く、「わが三人のものの齊國に於けるや、これを警ふれば、鼎の足あるが若し。一を去れば則ち成らず。且つ小白は則ち必ず立たず。三人、公子糾を佐くるに若かざるなり」と。管仲曰く、「不可なり。それ國人は公子糾の母を惡み、以て公子糾に及びべり。公子小白は母なし。而して國人これを憐む。事未だ知るべからず。一人をして、公子小白に事へしむるに若かざるなり。それ齊國を有するは、必ずこの二公子なり」と。故に鮑叔をして、公子小白に傳たらしめ、管子召忽は、公子糾の所に居る。公子糾、物を外にすれば則ち固より必し難し。然りと雖も管子の慮りこれに近し。是の若くにしてなほ全からざるなり。それ天か。人事は則ちこれを盡せり。齊、廩丘を攻む。趙、孔青をして死士に將としてこれを救はしむ。齊人と戦ひ、大にこれを敗る。齊將死

不成。且小白則必不立矣。不若三人佐公子糾也。管仲曰。不可。夫國人惡公子糾之母。以及公子糾。公子小白無母。而國人憐之。事未可知。不若令一人事公子小白。夫有齊國必此二公子也。故令鮑叔傅公子小白。管子召忽。居公子糾所。公子糾外物則固難必。

し、車二千を得、尸三萬を得、以て一京を爲さんとす。齊越、孔青に謂つて曰く、「惜いかな、尸を歸り、以て内これを攻むる如かず。越これを聞く、「古への善く戦ふものは、参隨賁服す」と。舍を却けて尸を延べば、かれ尸を得て財費乏し、車甲は戦に盡き、府庫は葬に盡きん。これこれを内これを攻むと謂ふ」と。孔青曰く、「齊を敵とし、尸せずんば則ち如何」と。齊越曰く、「戦ひて勝たざる、その罪一なり。人と出でて、人と入らざる、その罪二なり。これに尸を與へて取らざる、その罪三なり。民はこの三つのものを以て上を怨む。上は以て下を使ふなく、下は以て上に事ふるなき、これこれを重ねてこれを攻むと謂ふ」と。齊越は文武を用ふるを知ると謂ふべし。武を用ふれば、則ち力を以て勝り、文を用ふれば、則ち徳を以て勝る。文武ことごとく勝らば、何の敵かこれ服せざらん。晉の文公、諸侯を合せんと欲す。答犯曰く、「不可なり。天下未だ君の義を知らざるなり」と。公曰く、「何若ぞや」と。答犯曰く、「天子は、叔帶の難を避け、出でて

雖_レ然_レ管子之
慮_レ近_レ之矣。若_レ
是而猶不_レ全
也。其天邪。人
事則盡_レ之矣。
齊攻_レ廩丘。趙
使_レ孔青將_レ死
士而救_レ之。與_レ
齊人_レ戰。大敗_レ
之。齊將死。得_レ
車二千。得_レ尸
三萬。以爲_レ二
京。齊越_レ謂_レ孔
青曰。惜矣。不_レ
如_レ歸_レ尸以內
攻_レ之。越_レ聞_レ之。
古善戰者。蔣
隨_レ賁_レ服。却_レ舍
延_レ尸。彼得_レ尸
而財費_レ乏。車

鄭_レに居る。君奚ぞこれを納れ、以て大義を定め、かつ以て譽を樹てざる」と。文
公曰く、「われそれ能くせんか」と。咎犯曰く、「事もし能く成らば、文の業を繼ぎ、
武の功を定め、土を闢き疆を安んずること、こゝに於てか存らん。事もし成らず
んば、周室の闕を補ひ、天子の難を勤へ、教を成し名を垂るゝこと、こゝに於
てか存り。君それ疑ふ勿れ」と。文公これを聽し、遂に草中の戎、疆土の翟と、
天子を成周に定めたり。こゝに於て、天子これに南陽の地を賜ひ、遂に諸侯に
覇とす。事を擧ぐるに義にしてかつ利あり、以て大功を立てたり。文公は智なり
と謂ふべし。これ咎犯の謀なり。出亡十七年にして國に反り、四年にして霸
たり。それみな咎犯の如きものに聽きしか。管子・鮑叔は、齊の桓公を佐けて
事を擧ふ。齊の東鄙の人、常に苦を致せるものあり。管子死し、豎刁・易牙用ひ
らる。國の人常に苦しからざるを致し、苦を致すを知らず。卒に齊國の良工と爲
り、澤子孫に及び、大禮を知れり。大禮を知れば、國を知らずと雖も可なり。

甲_レ盡_レ於_レ戰。府
庫_レ盡_レ於_レ葬。此
之謂_レ內_レ攻_レ之。
孔青曰。敵_レ齊
不_レ尸_レ則_レ如何。
齊越曰。戰_レ而
不_レ勝。其罪_レ一。
與_レ人_レ出_レ而_レ不_レ
與_レ人_レ入_レ。其罪_レ
二。與_レ之_レ尸_レ而
弗_レ取_レ。其罪_レ三。
民_レ以_レ此_レ三者_レ
怨_レ上_レ。上_レ無_レ以_レ
使_レ下_レ。下_レ無_レ以_レ
事_レ上_レ。是_レ之_レ謂_レ
重_レ攻_レ之_レ。齊越
可_レ謂_レ知_レ用_レ文
武_レ矣。用_レ武_レ則_レ
以_レ力_レ勝。用_レ文_レ
則_レ以_レ德_レ勝。文

● 必ずしも成すは、必ずしも得るといふに同じ ● 舟は陸する能はず、車は浮ぶ能はず、然れども、その物を
載するにいたりては、一なり。故に、その能よところを以て、その能はざることを託すといへるなり ● 魯
距離は、馬に似たる獸 ● 小白は、齊の桓公の名 ● 二公子は、公子糾と小白とにて、齊の僖公の子、襄公の
弟也 ● 物は、事也。公子糾が外に在れば、必ず主を得といふべからず。故に固より必し難しといへるなり ●
慮は、謀也 ● 二京は、二京觀なり ● 京觀とは、尸を積み、その上に土を高く封ずるものをいふ。孔青が、齊の
死尸を以て二京觀を爲さんと欲せし也 ● 齊越は、趙の中華の人也。即ち、死尸を野にまくるにしかず、しかす
れば、齊人は必ずその野を怨まん。また葬送をなさしめて、その財をつくさしめん。これ内これを攻むる所以なり
と也 ● 莎隨は、相守りて、進まず退かずといふ意。責は、罰也。服は、返也 ● 古へ、軍は、三十里にし
て宿舎せしより、三十里を一舍といふ。即ち、舍を返きて、以てその尸を緩うし、以て齊人をしてその尸を收めし
めん。さすれば、葬送等のために、財費之しくならん也 ● 齊人をして、戰敗れて、その車甲を盡し、その死者
の葬送のために、その財を賣して貧窮となり、かつ、上を相怨むに至らしむるは、これ所謂内攻の術なりと也。府
庫は、財を入れ置く所也 ● 齊を敵としとは、齊國をして、その齊人を、敵人とせしむる也。尸せざるば云々と
は、わが趙に於てこれをゆるうして、死尸を收むるを得しめて、かれ齊にこれを收めずば如何と也 ● 樹は、立
也 ● 勳は、憂也。教を成し云々と、仁義の教を成し、天子の名に勳め、以て諸侯に示すこと、こゝに於てか
在りと也 ● 天子は、周の襄王也。母弟叔帶の難を避けて、出奔して晉に在り。晉の文公、これを成周に納れし故
に、定むといへるなり。成周は、今の洛陽也 ● 襄王が、文公に南陽の地を賜ひし也。地は、黄河の北に在り、
晉の山南なるが故に、南陽といへる也 ● 覇は、用也 ● 禮は、國の本なり。君子は、本を務む。本立ちて
道生ず。故に、國を知らずと雖も可なりといへるなり

武盡勝。何敵之不服。晉文公欲合諸侯。晉犯曰。不可。天下未之知君之義也。公曰。何若。昔犯曰。天子過叔帶之難。出居于鄆。君奚不納之。以定大義。且以樹譽。文公曰。吾其能乎。昔犯曰。事若能成。繼文之業。定武之功。關土安。於此乎在矣。事若不成。補周室之闕。動天子之難。成。我垂名於此乎在矣。君其勿疑。文公聽之。遂與車中之戎。屬土之報。定天子于成周。於是天子賜之南陽之地。遂歸諸侯。舉事義且利。以立大功。文公可謂智矣。此昔犯之謀也。出亡十七年。反國四年。而歸。其聽皆如昔犯者邪。昔子鮑叔。佐齊桓公。舉事。齊之東鄙人。有當致苦者。管子死。豈刁易牙用。國之人常致不苦。不知致苦。卒爲齊國良工。澤及子孫。知大禮。知大禮。雖不知國可也。

貴因

七曰。三代所實莫如因。因則無敵。禹通三江五湖。決伊闕。濟。通陸注之東海。因水之力也。舜一徙成邑。再

七に曰く、三代の實とするところは、因に如くは莫し。因なれば則ち敵なし。禹は、三江五湖を通じ、伊闕の溝を決し、陸に週し、これを東海に注ぎしは、水の力に因れるなり。舜は一たび徙りて邑を成し、再び徙りて都を成し、三たび徙りて國を成せり。而して堯のこれに禪位を授けしは、人の心に因れるなり。湯・武の、千乗を以て夏・商を制せしは、民の欲に因れるなり。秦に如くものの、

徙成都。三徙成國。而機授之。因入之心也。湯武以千乘制夏商。因民之欲也。如乘者。立而至有車也。適越者。坐而至有舟也。乘越遠也。舟立安坐而至者。因其械也。武王使入侯殷。反報岐周。曰。殷其亂矣。武王曰。其亂焉至。對曰。亂惡勝良。武王曰。尙未也。又

立ちて至るは、車あればなり。越に通くものの、坐して至るは、舟あればなり。秦越は遠塗なり。舜立安坐して至るは、その械に因るなり。武王、人をして殷を候はしむ。反りて岐周に報じて曰く、「殷はそれ亂れたり」と。武王曰く、「その亂や焉に至る」と。對へて曰く、「讒惑、良に勝つ」と。武王曰く、「なほ未だしきなり」と。またまた往き、反りて報じて曰く、「その亂や加はれり」と。武王曰く、「焉にか至る」と。對へて曰く、「賢者出走せり」と。武王曰く、「なほ未だしきなり」と。又往く。反りて報じて曰く、「その亂や甚し」と。武王曰く、「焉にか至る」と。對へて曰く、「百姓敢へて誹怨せず」と。武王曰く、「嘻、遽く太公に告げよ」と。太公對へて曰く、「讒惑、良に勝つを、命けて戮と曰ふ。賢者の出走するを、命けて崩と曰ふ。百姓敢へて誹怨せざるを、命けて刑勝と曰ふ。その亂や至れり。以て駕ふべからず」と。故に選車三百、虎賁三千、朝に甲子の期を要ひて、紂禽へられたり。則ち武王は、國よりその與に敵たる無きを知るなり。その所に

復往。反報曰。其亂加矣。武王曰。焉至。對曰。賢者出走矣。武王曰。尙未也。又往。反報曰。其亂甚矣。武王曰。焉至。對曰。百姓不致。請怨之矣。武王曰。噲。遂告太公。太公對曰。謹。賢者出走。命曰。崩。百姓不致。請怨。命曰。利。勝。其亂至矣。不可。以。駕。矣。故。選。車。三。百。

因りて用ひば、何の敵かこれあらん。武王、鮪水に至る。殷、膠鬲をして周師を候はしむ。武王これを見る。膠鬲曰く、「西伯、將た何に之かんとする。われを欺くなかれ」と。武王曰く、「子をば欺かず。將に殷に之かんとするなり」と。膠鬲曰く、「竭ぞ至る」と。武王曰く、「將に甲子を以て殷郊に至らんとす。子、これを以て報ぜよ」と。膠鬲行る。天雨ふり、日夜休まず。武王疾く行きて轍まず。軍師みな諫めて曰く、「卒、病まん。請ふ、これを休せん」と。武王曰く、「われ已に膠鬲をして、甲子の期を以て、その主に報せしめたり。今甲子に至らば、これ膠鬲をして信ならざらしむるなり。膠鬲信ならずば、その主必ずこれを殺さん。われ疾く行きて、以て膠鬲の死を救はん」と。武王果して甲子を以て殷郊に至る。殷已に先陳せり。殷に至り、因りて戦ひ、大にこれに克てり。これ武王の義なり。人の欲するところを爲し、おのれ、人の惡むところを爲す。先陳何ぞ益せん。たまたま武王をして、耕さずして獲しめしなり。武王殷に入る。殷に長者あるを

虎賁三千。朝要甲子之期。而封爲禽。則武王固知其無與爲敵也。因其所用。何敵之有矣。武王至鮪水。殷使膠鬲候之。周師。武王見之。膠鬲曰。西伯將何之。無欺我也。武王曰。不子欺。將之殷也。膠鬲曰。竭至。武王曰。將以甲子至。殷郊。子以是報矣。膠鬲行。天雨。日夜不

聞き、武王往きてこれを見て、殷の亡びし所以を問ふ。殷の長者對へて曰く、「王これを知らんと欲せば、則ち請ふ、日中を以て期と爲せ」と。武王、周公旦と明日早く期を要すれば、則ち得ざるなり。武王これを怪む。周公曰く、「われ已にこれを知れり。これ君子なり。その主たる能はざるを取り、その惡を以て王に告ぐるあるは、爲すに忍びざるなり。若しそれ期して當らず、言ひて信ならざりしは、これ殷の亡びし所以なり。おのれこれを以て王に告ぐ」と。それ天を審かにするもの、列星を察して四時を知るは、因なり。歴を推するもの、月行を視て晦朔を知るは、因なり。禹の裸國に之く、裸して入り衣して出でしは、因なり。墨子、荆王に見ゆ。錦衣して笙を吹きしは、因なり。孔子、彌子瑕に道りて、釐夫人を見しは、因なり。湯、武、亂世に遭ひ、苦民に臨み、その義を揚げ、その功を成ししは、因なり。故に因なれば則ち功あり、專なれば則ち拙なり。因なるものは、敵なし。國大なりと雖も、民衆しと雖も、何ぞ益せん。

益之。人或損之。胡可得而益。雖三人弗損。益猶若不可。得而法。東夏之命。古今之法。言異而典殊。故古之命多不通乎今之旨者。今之法多不合乎古之法者。殊俗之民。有似於此。其所爲欲同。其所爲異。口情之命不倫。若舟車衣冠滋味聲色之不同。人以自是。反以

に古への命の、多く今の言に通ぜざるもの、今の法の、多く古への法に合はざるもの、殊俗の民のこれに似たるあり。その爲すところ、同じからんと欲して、その爲すところ異なり。口情の命の倫しからざる、舟車衣冠滋味聲色の同じからざるが若し。人は以て自ら是とし、反つて以て相諍る。天下の學者、辯言利辭多し。倒にその實を求めず、務めて以て相毀ち、勝つを以て故と爲す。先王の法、胡ぞ得て法るべき。得べしと雖も、なほ法るべからざるが若し。およそ先王の法は、時に要あるなり。時は法と俱に至らず。法は今にして至ると雖も、なほ法るべからざるが若し。故に先王の成法を擇んで、その法たる所以を法る。先王の法たる所以のものは、何ぞや。先王の法たる所以のものは、人なり。而しておのれもまた人なり。故におのれを察すれば、則ち以て人を知るべし。今を察すれば、則ち以て古へを知るべし。古今は一なり。人と我と同じきのみ。有道の士は、近きを以て遠きを知り、今を以て古へを知り、以て見るところを益し、見ざ

相諍。天下之學者多辯言利辭。倒不求其實。務以相毀。以勝爲故。先王之法。胡可得而法。雖可得。猶若不可。法。凡先王之法。有要於時也。時不與法俱至。法雖今而至。猶若不可。法。故擇先王之成法。而法其所以爲法。先王之所爲法者。何也。先王之所以爲法者。

るところを知るを貴ぶ。故に堂下の陰を審かにして、日月の行、陰陽の變を知り、瓶水の氷を見て、天下の寒を知る。魚鼈の藏や、一脔の肉を嘗めて、一饌の味、一鼎の調を知るなり。荆人、宋を襲はんと欲す。人をしてまづ澮水を表さしむ。澮水暴かに益す。荆人知らず。表に循うて夜渉る。溺死するもの、千有餘人。軍驚きて都舎を壊る。嚮にそのまづこれを表しし時は、導るべかりしなり。今水已に變じてますます多し。荆人なほなほ表に循うて之を導る。これその敗れし所以なり。今世の主の、先王の法に法るや、これに似たるあり。その時は已に先王の法と虧けたり。而もこの先王の法と曰ひ、而もこれに法りて以て治を爲す、豈に悲しからずや。故に國を治むるに法なくんば則ち亂る。法を守りて變ぜずんば則ち悖る。悖亂は、以て國を持すべからず。世易り時移る、法を變すれば宜し。これを醫ふれば良醫の若し。病萬變すれば、藥もまた萬變す。病變じて藥變ぜずんば、嚮の壽民は、今は瘡子と爲らん。故におよそ事を舉ふに

人也。而已亦
 則可。以知人。
 察今則可。以
 知古。古今一
 也。人與我同
 耳。有進之士。
 貴以近知遠。
 以今知古。以
 益所見。知所
 不見。故春堂
 下之陰。而知
 日月之行。陰
 陽之變。見瓶
 水之冰。而知
 天下之寒。魚
 鱉之藏也。嘗
 一脔肉。而知
 一饗之味。一
 鼎之調。荆人

は、必ず法に循うて以て動き、法を變ずるものは、時に因りて化する。この論の
 若くば、則ち務を過つなし。それ敢へて法を議せざるものは、衆庶なり。死守を
 以てするものは、有司なり。時に因りて法を變ずるものは、賢主なり。この故に
 天下七十一聖有りて、この法はみな同じからず。相反するを務むるにあらざる
 なり。時勢の異なるなり。故に曰く、「良劍は斷に期して、鑢錙に期せず。良馬
 は千里に期して、驥騁に期せず」と。それ功名を成せるものは、これ先王の千里
 なり。楚人に江を渉るものあり。その劍、舟中より水に墜つ。遽かにその舟を契
 みて曰く、「これわが劍の從りて墜ちしところ」と。舟止る。その契みしところの
 ものより、水に入りてこれを求む。舟は已に行り、劍は行らず。劍を求むる、此の
 若くば、また惑はずや。この故法を以てその國を爲むるは、これと同じ。時已に
 徙りて、而も法は徙らず。これを以て治を爲す、豈に難からずや。江上を過るもの
 あり。人の方に嬰兒を引ききて、これを江中に投せんと欲するを見る。嬰兒啼く。

欲變宋。使三人
 先表澠水。澠
 水暴益。荆人
 弗知。循表而
 夜涉。溺死者
 千有餘人。軍
 驚而壞。都舍
 燬其先表。之
 時可導也。今
 水已變而益
 多矣。荆人尚
 循舊表而導
 之。此其所以
 敗也。今世之
 主。法先王之
 法也。有似於
 此。其時已與
 先王之法。斷
 矣。而曰「此先
 王之法也。而
 法之以爲治。豈
 不悲哉。故治國
 無法則亂。守法
 而弗變則悖。悖
 亂不可以持國。
 世易時移。變法
 宜矣。譬之若良
 醫。病萬變。藥亦
 萬變。病變而

人その故を問ふ。曰く、「これその父善く遊ぶ」と。その父善く遊ぶと雖も、その子
 豈に遽かに善く遊ぶがんや。これ物を任ふるも、また必ず悖れり。荆國の政を爲す、
 これに似たるあり。

● 胡は、何也 ● 東夏は、東方也。命は、令也。殊は、異なり ● 殊俗は、外人也 ● 悖は、道理にくち
 く迷ふをいふ ● 故は、事也 ● 陰は、日陰なり ● 脛は、臂と同じ。一脛の肉は、一切れの肉也。膚は、
 足のなきむはがなへ、肉を煮るに用ふ。鼎は、かなへの足あるもの。調は、和也 ● 表は、識也、水の標識をし
 るさしめし也 ● 暴は、にはかに也 ● 漲は、溢也。即ち、さきにその表を施しし時は、溢るを得しなりと也
 ● この澠水を表すに似て、その長益せしを知らざるなりと也 ● 虧は、毀也、こぼつ也 ● 驥子は、未
 だ成年に達せずして死するものをいふ ● 騁は、事といふに同じ ● 鑢錙は、吳の名劍の名なり。その實際
 よく切る、をば取りて、その名のみを取るなきが故に、彼師に期せずといへるなり ● 驥も駿もともに千里を走
 る駿馬也 ● 遠は、疾也。調也。即ち、その調のあししところを、さざみてしるしをつけし也 ● 爲
 は、治也。即ち、この舟をさざみて調を求めしものと同じと也 ● 任は、用也 ● これに似たるありとは、
 この道理に悖るに似たるありと也

藥不變。醫之壽民。今爲子矣。故凡舉事。必循法以動。變法者。因時而化。若此。論則無過。務矣。夫不敢。隨法者。衆庶也。以死守者。有司也。因時變法者。賢主也。是故有天下七十一。聖。其法皆不同。非務相反也。時勢異也。故曰。良劍期乎斷。不期乎鏤。歸。良。期乎千里。不期乎驥。夫成功名者。此先王之千里也。楚人有涉江者。其劍自舟中墜於水。遽契其舟。曰。是吾劍之所從墜。舟止。從其所契者入水求之。舟已行矣。而劍不行。求劍若此。不亦惑乎。以此。故法爲其國。與此。同。時已徙矣。而法不徙。以此爲治。豈不難哉。有過於江上者。見遊哉。此任物亦必悖矣。荆國之爲政。有似於此。

卷第十六

先識覽第四

先識覽

一曰。凡國之亡也。有道者必先。去。古今一也。地從於城。城從於民。民從於賢。故賢主得賢者。而民得。城得。而地得。夫地得。豈必足行。其地。人說其民哉。得其要。

一に曰く、およそ國の亡ぶるや、有道のもの必ずまづ去るは、古今一なり。地は城に從ひ、城は民に從ひ、民は賢に從ふ。故に賢主は、賢者を得て民得、民得て城得、城得て地得。それ地得とは、豈に必ずしも足その地を行き、人その民を説くらんや。その要を得るのみ。夏の太史、終古をしてその圖法を出さしめ、執りてこれを泣けり。夏桀迷惑、暴亂いよく甚し。太史、終古をして乃ち出奔して商に如かしむ。湯喜んで諸侯に告げて曰く、「夏王は無道にして、百姓を暴虐し、その父兄を窮め、その功臣を恥ぢしめ、その賢良を輕んじ、義を棄て讒を聽く。衆庶みな怨む」と。守法の臣、おのづから商に歸せり。殷の内史向擊

而已矣。夏太史令終古出其圖法。執而泣之。夏桀迷惑。暴亂愈甚。太史令終古乃出奔如商。湯喜而告諸侯。曰。夏王無道。暴虐百姓。窮其父兄。恥其功臣。輕其賢良。棄義聽讒。衆庶咸怨。守法之臣。自歸于商。殷內史向擊見紂之愈亂迷惑也。於是載其圖法。出亡之。

紂のいよく亂れて迷惑するを見るや、是に於てその圖法を載せ、出亡して周に之けり。武王大に説び、以て諸侯に告げて曰く、「商王大に亂れ、酒徳に沈み、箕子を辟遠し、爰に姑と息とに近づき、妲己政を爲し、賞罰方なく、法式を用ひず、三不辜を殺し、民大に服せず」と。守法の臣、周國に出奔せり。晉の太史屠黍、晉の亂るを見、晉公の驕りて徳義なきを見るや、その圖法を以て、周に歸せり。周の威公、見てこれに問うて曰く、「天下の國、孰れかまづ亡びん」と。對へて曰く、「晉はまづ亡びん」と。威公その故を問ふ。對へて曰く、「臣の晉に在るころ、敢へて直言せず。晉公に示すに、天妖日月星辰の行を以てし、多く當らざるを以てせり。曰く、「これ何ぞ能く爲さん」と。また示すに、人事に不義多く、百姓みな鬱怨せるを以てせり。曰く、「これ何ぞ能く傷まん」と。また示すに、鄰國服せず、賢良舉ひられざるを以てせり。曰く、「これ何ぞ能く害せん」と。是の如し。これ亡ぶる所以を知らざるなり。故に臣曰く、「晉はまづ亡びん」と。」居

周。武王大説。以告諸侯。曰。商王大亂。沈于酒徳。辟遠箕子。爰近妲己。息。姑。爲。政。無。方。不用法式。殺三不辜。民大不服。守法之臣。出奔周國。晉太史屠黍。見晉之亂也。見晉公之驕。而無徳義也。以其圖法歸周。周威公見而問焉。曰。天下之國孰先亡。對曰。晉先

ること三年にして、晉果して亡びたり。威公また屠黍を見てこれに問うて曰く、「孰れかこれに次がん」と。對へて曰く、「中山これに次がん」と。威公その故を問ふ。對へて曰く、「天、民を生じて別あらしむ。別あるは、人の義なり。禽獸麋鹿に異なるところなり。君臣上下の立つ所以なり。中山の俗は、晝を以て夜と爲し、夜を以て日に繼ぐ。男女切りに倚き、固より休息なし。康樂歌謠して、悲を好む。その主は惡を知らず。これ亡國の風なり。臣故に曰く、「中山之に次がん」と。居ること二年、中山果して亡びたり。威公また屠黍を見てこれに問うて曰く、「孰れか之に次がん」と。屠黍對へず。威公固く焉を問ふ。對へて曰く、「君之に次がん」と。威公乃ち懼れ、國の長者を求め、義蒔・田邑を得てこれを禮せり。史驥・趙駢を得て以て諫臣と爲し、苛令三十九物を去り、以て屠黍に告ぐ。對へて曰く、「それなほ君の身を終へんか。曰く、臣之を聞く、「國の興るや、天は之に賢人と極言の士とを遣り、國の亡びんとするや、天はこれに亂人と善諛の士とを遣る」と。」

亡。威公問其故。對曰。臣比在晉也。不致直言。示晉公。以天妖日月星辰之行。多不以不當。曰。是何能爲。又示以下人事多不義。百姓皆鬱怨。曰。是何能傷。又示以鄰國不服。賢良不舉。曰。是何能害。如是。是不知所以亡也。故臣曰。晉先亡也。居三年晉果亡。威公又見居黍

威公薨。葬。葬すること九月、葬むるを得ず。周乃ち分れて二と爲れり。故に有道者の言は、重んぜざるべからざるなり。周の鼎に饗養を著く。首ありて身なし。人を食はんとして未だ咽まず。害その身に及ぶ。以て報更を言へるなり。不善を爲すもまた然り。白圭、中山に之く。中山の王これを留めんと欲す。白圭固く辭す。輿に乗じて去り、また齊に之く。齊王、之を留めて仕へしめんと欲す。また辭して去る。人その故を問ふ。曰く、「二國に之くものは、みな將に亡びんとす。學ぶところ、五盡あり。何をか五盡と謂ふ。曰く、これを必ずするなくば、則ち信盡く。これを譽むる莫くば、則ち名盡く。これを愛する莫くば、則ち親盡く。行くもの糧なく、居るもの食なくば、則ち財盡く。人を用ふる能はず、また自ら用ふる能はずば、則ち功盡く。國にこの五つのものあり、幸なくば必ず亡ぶ。中山齊みな此に當れり。もし中山の王と齊王とをして、五盡を聞きて、これを更めしめば、則ち必ず亡びざらん」と。その患は聞かず、これを聞くと雖も、ま

而問焉曰。孰次之。對曰。中山次之。威公問其故。對曰。天生民而令有別。有別。人之義也。所異於禽獸。麋鹿也。君臣上下之所立也。中山之俗。以晝爲夜。以夜繼日。男女切倚。固無休息。康樂歌謠好。悲。其主弗知。惡。此亡國之風也。臣故曰。中山次之。居二年。中山果

た信ぜざるにあり。然らば則ち人主の務は、善く聽くにあるのみ。それ五割して、趙に與ふ。悉く起ちて、軍を濟上に距ぐ。未だ益あらざるなり。これその存する所以を棄てて、その亡ぶる所以を造すなり。

● 傳に曰く、君子は顔を見て作し月を影ふるを俟たずと。故に必ずまづ去るといへる也。孔子曰く、賢者は世を避り、その次は地を避り、その次は人を避り、その次は言を避くと。故に古今一なりといふ。● 地は云々とは、城下らずば、地を避るが故なり。城は云々とは、民を避らずば、城を避るが故也。民は云々とは、周の古公夏父、歸に居りしに、狄人これを攻めしかば、策を杖きて去り、岐周に邑せり。邠人隠賢してこれに匿ひしが如きは、民の賢に従へる也。● 變化によりて、自然に服せしむるをいふ。● 太史は、禮儀、神祇を掌る官。國法は一國の地圖と先王の法制を記したるものと也。● 迷途は、心暗くして、道理にまよふ也。● 夏の桀王の必ず亡ぶるを知るが故なり。● 内史は、禁中の記録を掌るもの。● 賢子は、賢者にして忠臣なり。然るに、これを疏遠せしをいふ。● 姑は、婦也。息は、小兒也。即ち、黎老の言を棄てて姑息の臣を近づけ、その言を用ふと也。趙は、紂王の寵せし妃。方は、道也。法式は、先王の制度也。三不辜は、三人の罪なきものにて、比干の胸をひちき、村士の股をきり、孕める婦の腹をひちきしをいふ。● 周圖は、周圖に在りし也。● 展禽は、魯の展禽の太史也。出公は、頃公の子也。史記に曰く、智伯、出公を攻む。出公、齊に奔りて道に死せりとあり。● 周の敬王の後五世、考烈王、その弟を河間に封ず。これを相公となす。威公は、桓公の子也。● 歌へてその晉の亂を直言せず、ただ告ぐるに、日月星辰の行の多くその宿度に當らざるを以てせるのみ。しかも晉公は、これよく爲すをいひて

亡。威公又見二屠黍而問焉。曰。孰次之。屠黍不對。威公固問焉。對曰。君次之。威公乃懼。求國之長者。得二蒯蒍。田邑而禮之。得二史。驕趙駢。以爲二諫臣。去苛令三十九。

とりあはずと也。屠黍の周に居ること三年也。倚は、近也、近づく也。休息なしとは、日夜寝事に耽りてやむときなしと也。蒯蒍は、樂也。淫酒の樂に安んじ、樂極まれば、則ちこれにつぐに愁を以てする也。史詩。趙駢の二人は、直人也。物は、事也。君の身は、無事に終へんかと也。蒯蒍は、樂也。説は、陪也、へつちふ也。更は、價也、つぐなふ也。白圭は、周の賢者は凶人をいふ。財を貪るを要といひ、食を貪るを養といふ。更は、革といふに同じ、あらたむ也。中山が、五たび地を割きて趙に與ふ。趙つひに中山を滅せざるをいふ。蒯蒍は、川の名。蒯が衆く軍を起して、以て蒯を濟水のほとりにふせぐ、蒯はつひにこれを破り、自ら存する能はざりき。故に未だ益あらずなりといへるなり。地を保んじ民を養ふは、存する所以なり。しかも棄てて修めず。地を割きて趙に與へ、また民を蒯にすてて自ら斷る能はず。而して棄れて亡びたり。故にその亡ぶる所以を造すといへるなり。

物。以告屠黍。對曰。其尙終君之身乎。曰。臣聞之。國之興也。天遣之賢人與之。士。國之亡也。天遣之亂人與之。善諛之士。威公薨。建九月不得罪。周乃分爲二。故有道者之言也。不可不重也。周鼎著。鑿。有首無身。食人未明。害及其身。以言報更也。爲不善亦然。白圭之中山。中山之王欲留之。白圭固辭。乘輿而去。又之齊。齊王欲留之。白圭又辭而去。人問其故。曰。之二國者。皆將亡。所學有五。盡。何謂五。盡。曰。莫之必。則信盡矣。莫之譽。則名盡矣。莫之愛。則親盡矣。行者無糧。居者無食。財盡矣。不能用人。又不能自用。則功盡矣。國有此五者。無幸必亡。中山齊皆當此。若使中山之王與齊王。聞五盡而更之。則必不亡矣。其患不聞。雖聞之。又不信。然則人主之務。在乎善聽而已矣。夫五割而與趙。悉起而距軍乎濟上。

未有益也。是察其所以存。而造其所以亡也。

觀世

二曰。天下雖有有道之士。國隘少。千里而有二士。比肩也。累世有二聖人。繼踵也。士與聖人之所自來。若此其難也。而治必待之。治爰由至。雖幸而有。未必知也。不知則與無賢同。此治世之所短。

二に曰く、天下に有道の士ありと雖も、國なほ少く、千里にして一士ありば、肩を比ぶるなり。累世にして一聖人あらば、踵を繼ぐなり。士と聖人との自りて來るところ、此の若くそれ難きなり。而も治むるには必ずこれを待つ。治爰に由りてか至らん。幸にして有りと雖も、未だ必ずしも知らざるなり。知らざれば、則ち賢なきと同じ。これ治世の短き所以にして、亂世の長き所以なり。故に王者は四ならず。霸者は六ならず。亡國相望み、囚主相及ぶ。士を得れば、則ちこの患なし。これ周の封せしところ四百餘、國を服せしこと八百餘、今存するものなし。存すと雖も、みな當に亡ぶべきなり。賢主は、その此の若きを知るなり。故に日に一日を慎み、以てその世を終ふるなり。これを賢ふれば、山に登

而亂世之所
以長也。故王
者不四。國者
不六。亡國相
望。囚主相及。
得士則無此
之患。此周之
所封四百餘。
服國八百餘。
今無存者矣。
雖存皆當亡
矣。賢主知其
若此也。故日
慎一日。以終
其世。譬之若
登山。登山者
處已高矣。左
右視。尚觀
焉。山在其上。
賢者之所與

るが若し。山に登れるもの、處る已に高し。左右に視る、なほ巍巍焉たり。山を
の上に在り。賢者の與に處るところ、此に似たるあり。身已に賢く、行已に高
し。左右に視る、なほ盡く己れより賢し。故に周公旦曰く、「われに如かざる
ものは、われ與に處らず。われを累すものなればなり。われと齊しきものは、
われ與に處らず。われに益なきものなればなり」と。惟賢者は、必ず己れに賢る
ものと處る。賢者の與に處るを得べきや、之を禮すればなり。主、賢にして、世治
まれば、則ち賢者上に在り。主、不肖にして、世亂れば、則ち賢者下に在り。今
周室は既に滅び、天子は既に廢せらる。亂は天子なきより大なるはなし。天子なく
んば、則ち強は弱に勝ち、衆は寡を暴ひ、兵を以て相刻し、休息を得ず、而して
倭進む。今の世はこれに當れり。故に有道の士を求めんと欲せば、則ち江海の
上、山谷の中、僻遠幽間のところに於てす。此の若くなれば、則ちこれを得るを
幸とす。太公の滋泉に釣るや、紂の世に遭へるなり。故に文王これを得たり。

處。有似於此。
身已賢矣。行
已高矣。左右
視。尚觀賢於
己。故周公且
曰。不如吾者。
吾不與處。累
我者也。與我
齊者。吾不與
處。無益我者
也。惟賢者必
與賢於己者上
處。賢者之可
得與處也。禮
之也。主賢世
治。則賢者在
上。主不肖世
亂。則賢者在
下。今周室既
滅。天子既廢。

文王は千乘なり。紂は天子なり。天子これを失ひて、千乘これを得たり。これ
を知ると知らざるとなり。諸家齊民知るを待たずして使ひ、禮を待たずして命ふ。
かの有道の士の若きは、必ず禮し必ず知り、然して後その智能盡すべきなり。晏
子、晉に之く。裘を反し芻を負ひ、塗に息ふものを見る。以て君子と爲せり。人
をして焉れを問はしむ。曰く、「曷爲れぞ此に至る」と。對へて曰く、「齊人これを
累す。名を越石父と爲す」と。晏子曰く、「請」と。遽に左膝を解きて以て之を贈
ひ、載せて與に歸る。舍に至る。辭せずして入る。越石父怒り、絶たんことを請
ふ。晏子、人をしてこれに應へしめて曰く、「嬰は未だ嘗て交を得ざるなり。今、
子を患に免れしめたり。われの子に於ける、なほ未だしきか」と。越石父曰く、「わ
れ聞く、「君子は、おのれを知らざるものに屈して、おのれを知るものに伸ぶ」と。
われこれを以て絶たんことを請ふなり」と。晏子、乃ち出でてこれを見て曰く、「請
には客の容を見しのみ。今や客の志を見たり。嬰聞く、「實を察するものは、聲

亂莫大於無天子。無天子則強者勝弱者衆者暴寡。以兵相割。不得休息而後進。今之世當之矣。故欲求有道之士。則於江海之上。山谷之中。僻遠幽間之所。若此。則幸於得之矣。太公釣於滋泉。遭紂之世也。故文王得之。文王千乘也。紂天子也。天子失之。而千乘得

を留めず、行を觀るものは譏辭せず」と。嬰は以て辭して棄つる無かるべきか」と。越石父曰く、「夫子はこれを禮する、敢へて敬從せざらんや」と。晏子遂に以て客と爲せり。俗人は功あれば則ち徳とし、徳あれば則ち驕る。今晏子の功は、人を阨に免れしめ、而も反つてこれに屈下す。その俗を去るやまた遠し。これ功を令するの道なり。子列子窮す。容貌饑色あり。客のこれを鄭子陽に言ふものあり。曰く、「列禦寇は、蓋し有道の士なり。君の國に居りて窮す。君は乃ち士を好ますと爲すなからんか」と。鄭子陽、官をしてこれに粟數十乘を遣らしむ。子列子出でて使者を見、再拜して辭す。使者去る。子列子入る。その妻望みて心を拊つて曰く、「聞く、有道者の妻子たる、みな逸樂を得」と。今妻子饑色あり。君過として先生に食を遺る。先生また受けざるなり。豈に命にあらざるなるか」と。子列子笑ひてこれに謂つて曰く、「君は自らわれを知るにあらず。人の言を以てわれに粟を遣りしなり。已にしてわれを罪するに至るや、罪あらば且に人言を以て

之。知之異不。知也。諸素齊民不待知而使。不待禮而令。若夫有遺之士。必禮必知。然後其智能可盡也。晏子之賢。見反。妻負芻。息於塗。者以爲君子也。使二人問焉。曰。曷爲而至。此對曰。齊人累之名爲。越石父。晏子曰。諱。遂解左。以贖之。載而與歸。至舍。弗辭而入。越

せんとせん。これわが受けざる所以なり」と。その卒りに、民果して難を作し、子陽を殺せり。人の養を受けて、その難に死せざるは、則ち不義なり。その難に死せば、則ち死して道なきなり。死して道なきは逆なり。子列子は、不義を除き逆を去れるなり。豈に遠からずや。かつ方に饑寒の患あり。而もなほ取るを苟もせず。まづその化を見せるなり。まづその化を見して、已に遠きを性命の情に動かせるなり。

● 治養に由りて云々とは、かく賢者を得ること難きが故に、治を得ること難しと也 ● 未だ必ずしも云々とは、その賢たるを知らざるありと也 ● その賢たるを知らずして、これを用ひざるが故に治らざれば、賢なきと同じと也 ● 短は、少也。長は、多也 ● 亡國と囚主との絶えざるをいへる也 ● この患は、亡國囚主の患也 ● 齊は、等也。等しければ、則ちものれに勝る能はず。故にわれに益なきものといへる也 ● 上は、上位なり ● 割は、滅也。佞は、陷者也、へつちよもの。過は、あや用ひらるゝをいふ ● 太公は、太公望呂尚也 ● 阨は、太公の賢を知らざるが故に、これを失へる也と也 ● 合は、使也 ● 晏子は、名は嬰、齊の大夫晏平仲也。妻は、かほごるも。芻は、かひば、まぐさ。遺は、途に同じ ● 累は、纒に同じ、纒の中にある也、とらはれ人となりれる也 ● 左驗は、左のそへ馬にて、四顧立ての馬車の、轡の中の二つの馬の外の、左の方のそへ馬にて、これを解きて、これにて石父の脚をあがなひて、つれかへりし也 ● 舍は、晏子の家也 ● 石

能接近也。所不能接近而告之以遠。化矣。由相得。無由相得。說者雖工。不能噫矣。或人見暴布者。而問之曰。何以爲之。非葬也。指麻而示之。怒曰。孰之壤壤也。可也。故亡國非無智士也。非無賢者也。其主無由接故也。無由接之患。自以爲智。智必不接。今

故に亡國は、智士なきにあらざるなり、賢者なきにあらざるなり。その主の、接るに由なきが故なり。接るに由なきの患は、みづから以て智と爲せばなり。智とせば必ず接らず。今接らずして、みづから以て智と爲すは、悖へり。此の若くば、則ち國以て存するなく、主以て安んずるなく、智以て接るなし。而るに智ならざるを知らば、則ち國を亡ふを聞かず、君を危うするを聞かず。管仲疾あり。桓公往きてこれに問うて曰く、「仲父の疾病なり。はた何を以て寡人に教へんとする」と。管仲曰く、「齊の鄙人に諺あり。曰く、「居るもの載するなく、行くもの埋するなし」と。今臣將に遠く行くあらんとす。胡ぞ以て問はるべき」と。桓公曰く、「願はくは、仲父の讓るなからんとを」と。管仲對へて曰く、「願はくは、君の易牙・豎刁・常之巫・衛公子啓方を遠けん」と。公曰く、「易牙は、その子を烹て以て寡人を嫌からしめたり。なほなほ疑ふべきか」と。管仲對へて曰く、「人の情は、その子を愛せざるはあらざるなり。その子をこれ忍ぶ、または

不接。而自以爲智。悖。若此則國無以存矣。主無以安矣。智無以接。而自知弗智。則不聞亡國。不聞危君。管仲有疾。桓公往問之曰。仲父之疾病矣。將何以教寡人。管仲曰。齊鄙人有諺曰。居者無載。行者無埋。今臣將有遠行。胡可以問桓公。曰。願仲父之無讓也。管仲

た何か君に有らん」と。公また曰く、「豎刁はみづから宮して、以て寡人に近づけり。なほなほ疑ふべきか」と。管仲對へて曰く、「人の情は、その身を愛せざるはあらざるなり。その身をこれ忍ぶ、またはた何か君に有らん」と。公また曰く、「常之巫は、死生に審にして、能く苛病を去れり。なほなほ疑ふべきか」と。管仲對へて曰く、「死生は命なり。苛病は失なり。君その命に任じその本を守らずして、常之巫を恃む。かれはたこれを以て爲さざる無きなり。」公また曰く、「衛公子啓方は、寡人に事ふること十五年なり。その父死して、敢へて歸りて哭せず。なほなほ疑ふべきか」と。管仲對へて曰く、「人の情は、その父を愛せざるはあらざるなり。その父をこれ忍ぶ、またはた何か君にあらん」と。公曰く、「諾」と。管仲死せしかば、盡くこれを逐へり。食甘からず、宮治らず、苛病起り、朝、肅せず。居ること三年。公曰く、「仲父もまた過たざるか。たれか仲父これを盡すと謂ふか」と。是に於て、みなまた召して反せり。明年、公病あり。

對曰。願君之遠。易牙。豎刁。常之巫。衛公子啓方。公曰。易牙烹其子。以懼寡人。猶尚可疑邪。管仲對曰。人之情。非不愛其子也。其子之怒。又將何有於君。公又曰。豎刁自宮。以近寡人。猶尚可疑邪。管仲對曰。人之情。非不愛其身也。其身之忍。又將何有於君。公又曰。常

常之巫中より出でて曰く、「公は將に某日を以て薨せんとす」と。易牙・豎刁・常之巫・相與に亂を起し、宮門を塞ぎ、高牆を築きて人を通ぜず、矯るに公の令を以てせり。一婦人あり、垣を踏えて入り、公の所に至る。公曰く、「われ食を欲す」と。婦人曰く、「われ得るところなし」と。公また曰く、「われ飲を欲す」と。婦人曰く、「われ得るところなし」と。公曰く、「何故ぞ」と。對へて曰く、「常之巫中より出でて曰く、『公は將に某日を以て薨せんとす』と。易牙・豎刁・常之巫・相與に亂を作し、宮門を塞ぎ、高牆を築きて人を通ぜず。故に得ることころなし」と。衛公子啓方は、書社四十を以て衛に下れり。公、慨焉として歎き、涕出でて曰く、「嗟乎、聖人の見るところ、豈に遠からずや。もし死者の知るあらば、われ將に何の面目か以て仲父を見んとする」と。衣袂を蒙りて、壽宮に絶えたり。戸上より流出せしかば、蓋ふに楊門の扇を以てせり。三月葬らず。これ卒に管仲の言を聽かざればなり。桓公は難を輕んじ、管仲を惡むにあらざるなり。

之巫毒於死。生能去苛病。猶尚可疑邪。管仲對曰。死生命也。苛病失也。君不下任其命。守其本。而恃常之巫。彼將以此無不爲也。公又曰。衛公子啓方。事寡人十五年矣。其父死。而不取歸哭。猶尚可疑邪。管仲對曰。人之情。非不愛其父也。其父之忍。又將何有於君。公

接見するに由なきなり。接るに由なし、固にその忠言を却け、而してその尊貴するところを愛せしなり。

● 見ると見ざるとの異なるをいへる也 ● 説は、説文に夢言也とあり。寤に同じ ● 智者は、明に達し、事物の未だ明ざる前に、すでに見抜くの明あり。故に、遠きなりといへる也 ● 愚者は、明蔽はれ、觸至りて、知らざるが故に、近きなりといへる也 ● 非非は、長大のさまをいふ。是は、作也 ● 矯矯は、矯矯のさまをいふ。即ち、靡の未だ治らざるものを指し、或人は、その紛亂してをまめ難きを見て、たれか此の如くにして、以て長大の暴布の幅を成すべきあらんやといひて、人のものを欺くかと疑ひし也 ● 賢智の士ありと雖も、君主の爲に謀りて以て將に亡びんとするの國を存すること能はずといへる也 ● 憚は、憚也 ● 人君たるもの、少づからその智ならざるを知らば、則ち賢を求めてこれに任ずるが故に、國を亡し君を危くするを聞かず。かの傑材の國亡び身滅びし所以は、みづからその不智を知らざりしが故なりと也 ● 病は、やまひのちもき也 ● 鄙人は、身分のひくき人 ● 臣たるものその職に居り、謀計あらば、ことごとくみろこれをその君にのべて、これをその心に懸置することなく、またその心に知るところを輪廻して、君をしてこれを行はしむる機にし、これを地中に埋藏するが如きことあるなしと也 ● 遠く行くは、死する意 ● 問ふに足らざると也 ● 遠は、遠といふに同じ、相近づかしめざる也 ● 快也 ● 忍ぶは、人情に反して敢へてするをいふ。即ち、子は、親の愛するところなり。而も忍びてこれを殺す。何ぞ能く君に對して愛情あらんと也 ● 宮は陰室を謂ちて、宮内宮となる也 ● 背病は、背鬼病魂の人以下す病なり ● 精神の、その守を失へば、則ち鬼物の乘じて以て人以下す故に、失と曰へる也 ● かれあちゆる紙をなすに至らんと也 ● たれか仲父の言は盡く用ふべし

曰。諸管仲死。盡逐之。食不甘。宮不治。荀病起。朝不肅。居三年。公曰。仲父不亦過乎。孰謂仲父盡之乎。於是皆復召而反。明年。公有病。常之巫從。中山曰。公將以某日薨。易牙。豎刁。常之巫。相與作亂。塞宮門。築高牆。不通人。婦人曰。吾無所得。公曰。何故。對曰。常之巫從。中山曰。公將以某日薨。易牙。豎刁。常之巫。相與作亂。塞宮門。築高牆。不通人。故無所得。衛公子啓方。以書社四十二下。蒙衣袂而絕乎壽宮。蟲流出於月上。豎以楊門之扇。三月不葬。此不卒聽管仲之言也。桓公非輕難而惡管仲也。無由接見也。無由接。因却其忠言。而愛其所尊貴也。

と謂ふかとも 嬖は、詐也。即ち、公命なりといつはりて、人を道ぜざる命令を設せし也 飲食を得て、公に與ふるによしなしと也 故に飲食を得るによしなしと也 書社四十、即ちもよそ千戸の領地を以て、衛に降師せりと也 書社は、前に注せり 袂は、衣袖也。蒙は、冒也。即ち、衣袂を以て而を覆ひ、壽宮の室に死したりと也 楊門は、門の名。扇は、屏也。即ち、邪臣の權を争ひ、能く喪を奪ぐる莫きこと六十日にして覆す。扇の戸より流出し、人のこれを見るを欲せず。故に扇は扇を以てせし也 接見の見は、接ふらしくは、固りて入れらるものか。接は、知也、しる也 却是、しりせけて用ひざる也 終云々は、その尊貴するところを愛するに、豎刁、易牙、常之巫、衛公子啓方の屬をいふ也

皆復召而反。明年。公有病。常之巫從。中山曰。公將以某日薨。易牙。豎刁。常之巫。相與作亂。塞宮門。築高牆。不通人。婦人曰。吾無所得。公曰。何故。對曰。常之巫從。中山曰。公將以某日薨。易牙。豎刁。常之巫。相與作亂。塞宮門。築高牆。不通人。故無所得。衛公子啓方。以書社四十二下。蒙衣袂而絕乎壽宮。蟲流出於月上。豎以楊門之扇。三月不葬。此不卒聽管仲之言也。桓公非輕難而惡管仲也。無由接見也。無由接。因却其忠言。而愛其所尊貴也。

悔過

四曰。穴深尋。則人之臂必不能極矣。是何也。不至故也。智亦有所以不至。所不至。說者雖辯。為道雖精。不能見矣。故箕子窮于商。范蠡流于江。昔秦繆公興師以襲鄭。蹇叔諫曰。不可。臣聞之。襲國邑以車。不過百里。以人。不過三十里。皆以其氣之越與力之盛。至是以

四に曰く、穴の深きこと尋なれば、則ち人の臂は必ず能く極めず。これ何ぞや。至らざるが故なり。智もまた至らざるところあり。至らざるところは、説くもの辯なりと雖も、道を爲す、精なりと雖も、見る能はず。故に箕子は商に窮み、范蠡は江に流れたり。むかし秦の繆公、師を興して以て鄭を襲はんとす。蹇叔諫めて曰く、「不可なり。臣これを聞く、「國邑を襲ふに、車を以てすれば、百里に過ぎず。人を以てすれば、三十里に過ぎず」と。みなその氣の越と力の盛とを以て、これを以て敵を犯して能く滅し、これを去る能く速かなるにいたるなり。今行くこと數千里、また諸侯の地を絶り、以て國を襲ふ、臣その可なるを知らざるなり。君それ重くこれを圖れ」と。繆公聽かざるなり。蹇叔、師を門外に送りて哭して曰く、「師か、その出づるを見て、その入るを見ざるなり」と。蹇叔、子あり、申と視と曰ふ。師と偕に行く。蹇叔その子に謂つて曰く、「晉もし師を過めば、必ず殺に於てせん。女の死する、南方の岸に於てせずば、必ず北方の岸に

犯敵能滅。去之能速。今行數千里。又絕諸侯之地。以襲國。臣不知其可也。君其重圖之。經公不聽也。蹇叔送師於門外。而哭曰。師乎。見其出而不見其入也。蹇叔有子。曰中興。視與師偕行。蹇叔謂其子曰。晉若過師。必於殺女。死不於南方之岸。必於北方之岸。爲晉

於てせよ。われ女を尸するの易きを爲さん」と。繆公これを聞き、人をして蹇叔を讓めしめて曰く、「寡人師を興し、未だ何如を知らず。今哭して之を送る。これわが師を哭するなり」と。蹇叔對へて曰く、「臣は敢へて師を哭せざるなり。臣老いたり。子二人あり。みな師と行く。其反る比、かれ死するにあらずんば則ち臣は必ず死せん。この故に哭するなり」と。師行きて周を過る。王孫滿、門に要してこれを窺ひて曰く、「嗚呼、この師必ず疵あらん。もし疵なくんば、われまた道を言はじ。それ秦は他にあらず。周室の建國なり。天子の城を過る、宜しく甲を聚み兵を束ね、左右みな下り、以て天子の禮を爲すべし。今約服回建、左、軾せずしてこれを右にす。超乗するもの五百乗。力は則ち多し。然して禮寡し。安んぞ疵なきを得ん」と。師、周を過ぎて東す。鄭の賈人弦高、奚施、將に西のかた周に市せんとす。道に秦師に遇ふ。曰く、「嘻、師の從りて來るところのもの遠し。これ必ず鄭を襲はん」と。遽して、奚施をして歸り告げしめ、乃ち鄭伯の命

尸女之易。繆公聞之。使三人讓蹇叔曰。寡人興師。未之知。何如。今哭而送之。是哭吾師也。蹇叔對曰。臣不敢哭。師也。臣老矣。有子二人。皆與師行。比其反也。非彼死。則臣必死矣。是故哭。師行過周。王孫滿要門而窺之。曰。嗚呼。是師必有疵。若無疵。吾不復言。道矣。夫秦非

と矯り、以てこれを勞ひて曰く、「寡君固より大國の將に至らんとするを聞くや久し。大國至らず。寡君と士卒と、竊かに大國の爲に憂へ、日に與するところなし。惟恐る、士卒の罷弊と稷糴の匱乏とを。何ぞそれ久しきや。人臣をして、犒勞するに璧を以てし、膳するに十二牛を以てせしむ」と。秦の三帥對へて曰く、「寡君の使むる無きなり。その三臣丙也。術也。視也をして、東邊に於て晒の道を候はしめたり。こゝを過らんとして以て迷惑し、大國の地に陥入せり。敢へて固辭せず。再拜稽首、これを受く」と。三帥乃ち懼れて謀りて曰く、「われ行くこと數千里、しばしば諸侯の地を絶りて以て人を襲ふ。未だ至らずして、人已にまづ之を知る。これその備必ず已に盛からん」と。師を還してこれを去れり。この時に當りてや、晉の文公たまく、薨じ、未だ葬らず。先軫、襄公に言つて曰く、「秦の師をば撃たざるべからざるなり。臣請ふ、これを撃たん」と。襄公曰く、「先君薨じ、尸、堂に在り。秦の師を見、利して因りてこれを撃たば、乃ち人の子の

他。周室之建國也。過天子之城。宜蒙甲東。兵左右皆下。以爲天子禮。今拘服回建。左不執。而右之。超乘者五百乘。力則多矣。然而寡禮。安得無疵。師過周而東。鄭賈人技高。奚施。將四市於周。道遇秦師。曰。嘻。師所從來者遠矣。此必襲鄭。遂使奚施歸告。乃嬖鄭伯之

道たるにあらざるなからんか」と。先軫曰く、「わが喪を弔はず、わが哀を憂へざるは、これわが君を死せしめて、その孤を弱くするなり。是の若くにして撃たば、大彊たるべし。臣請ふ、これを撃たん」と。襄公已むを得ずしてこれを許せり。先軫、秦の師を殺に遇めてこれを撃ち、大にこれを敗り、その三帥を獲て以て歸れり。繆公これを聞き、素服廟臨し、以て衆に説きて曰く、「天は秦國を爲けず。寡人をして蹇叔の諫を用ひざらしめ、以てこの患に至れり」と。これ繆公、敗を殺に欲せしにあらざるなり。智至らざりしなり。智至らざれば則ち信ぜず。言の信ぜられざる、師の反らざる、これより生ず。故に至らざるの害たるや、大なり。

● 尋は、八尺也 ● 稽は、微妙なる也 ● 蹇子は、殷の村王に困められし也。荊楚は、趙王句踐をなすけて呉を滅し、會稽の恥を雪ぎ、功成りて還り、輕舟、江に浮べて去りしをいへるなり ● 軍行は、一日に三十里を歩して、宿泊せし也。三十里は、六町一里の三十里也 ● 強は、壯也、まかんなる也。即ち、軍の氣の壯なる力の盛なるによりて、進んで能く敵を滅し、またこれを去る能く疾きを得るなりと也 ● 絶は、過也。即ち、

命以勞之曰。寡君固聞大國之將至久矣。大國不至。寡君與士卒。竊爲大國憂。日無所與焉。惟恐士卒罷弊。與之積糧。乏何其久也。使三入臣犒勞以璧。璧以二十牛。秦三帥對曰。寡君之無使也。使其三臣丙也。也。也。於東邊一侯。暗之道。過是以迷惑。入大國之地。不致固辭。再拜稽首受之。三帥乃懼而謀曰。我行數千里。數絕諸侯之地。以襲人。未至而人已先知之矣。此其備必已盛矣。還師去之。當是時也。晉文

侯の土地を通り、遠く行きて國を襲ふは、氣失せ、軍衰る、が故に、必ず以て勝つ能はず。故に、その可なるを知らずといへるなり ● 重は、深也。即ち、その輕重することなきやうにと戒めし也 ● 申は、白乙丙也。謂は、靈明訓也。みな蹇叔の子也 ● 殺は、運糧の西、解糧これなり ● さすれば、余はその死處を豫知するが故に、問もなく汝の死尸を收めんと也。易きは、その死處の知り易き也 ● かれは、二子をさす ● 玉孫滿は、周の大夫。嬰は、微也。疾は、病也、缺點也 ● 建國とは、周室の封建せし國なりと也 ● 嬰は、武器をよくりをさむるをいふ。兵は武器 ● 有は、同也。拘服は、兵服也。兵服は、上下別なきが故にいふ。回建は、兵車也。兵車に、六つの建つべきものあり。五種の兵船と人となり。左は、君位也。賦は、車上にて、伏して、式敬するをいふ ● 結乘は、身ををどらして飛び乗るにて、これは勢の勇しき權を示せるなり ● 賈人は、行商人也 ● 遠は、傳馬也。短は、はしむ、に君命なりといつはるをいふ ● 與は、許也、心の、のぶる也 ● 既は、之也 ● 文選に、この文を引きたるに、人臣を、たゞ臣とのみ記載せり。犒は、ねぎらひなぐさむる也 ● 暗は、暗に同じ。侯は、視也 ● 盛は、強也 ● 襄公は、晉の文公の子、也 ● 孤は、襄公をさす也 ● 驚は、驚也 ● 素服は、白服也。短は、助也 ● た、郎を諷ふの利をのみ慮り、そのために殺の敗を招くに至らんとするを知らざるは、智の至らざるが故なりと也 ● 蹇叔がその子に哭していふ。晉人は、師を必ず殺に過めんと。然るに、繆公がこれを信ぜざりしをいふ ● 智の至らざる智の甚しきをいふ。師敗れ師執へられたるが如き、その害大なるなり

公適襄。未葬。先軫言於襄公曰。秦師不可不擊也。臣請擊之。襄公曰。先君薨。尸在堂。見樂也。若是而擊之。無乃非為人子之道歟。先軫曰。不用吾喪。不憂吾哀。是死吾君而弱其孤。其三帥以歸。經公聞之。素服廟。以說於衆。曰。天不爲秦國。使寡人不見秦叔之諫。以至於此患。此諫公非欲敗於殺也。智不至也。智不至則不信。言之不信。師之不反也。從此生。故不至之爲害大矣。

樂成

五曰。大智不形。大器晚成。大音希聲。禹之決江水也。民聚瓦礫。事已成。功已立。爲世利。萬之所見者。遠也。而民莫之

五に曰く、大智は形れず。大器は晚く成り、大音は聲希なり。禹の江水を決するや、民瓦礫を聚めて、事已成り、功已に立ち、萬世の利を爲せり。禹の見るところのもの遠きなり。而して民これを知るなし。故に民は與に感るべからず。化舉りて始めて以て成功を樂むべし。孔子始めて魯に用ひらる。魯人驚これを誦して曰く、「應表して譚す。これを投てて戻するなく、轉して應表す、これを投てて郵むるなし」と。用ひらるゝこと三年、男子は塗右を行き、女子は塗左を

知。故民不可與慮。化舉始而可樂。成於魯。魯人驚誦之曰。應表而轉。投之無戾。葬而喪。三年。男子行乎塗右。女子行乎塗左。財物之遺者。民莫之舉。大智之用。固難驗也。子產始治鄭。使田有封。漁。都鄙有服。民相與誦之曰。我有田疇。

行き、財物の遺せしもの、民これを舉る莫し。大智の用ひらるゝ、固より驗え難きなり。子産始めて鄭を治む。田をして漁を封するあり、都鄙をして服あらしめたり。民相與にこれを誦して曰く、「われに田疇あり、而して子産これを賦せり。われに衣冠あり、而して子産これを貯へしめたり。孰か子産を殺す、われこれとを與げん」と。後三年にして、民またこれを誦して曰く、「われに田疇あり、而して子産これを殖せり。われに子弟あり、而して子産これを詢へたり。子産もし死せば、それ誰をしてこれを嗣がしめん」と。鄭簡・魯哀をして、民の誹訾に當りて、因りて遂用せざらしめば、則ち國必ず功なく、子産・孔子必ず能くするなし。徒に能せざるのみにあらざるなり。罪を施すと雖も民に於て可なり。今世みな簡公・哀公を稱して賢と爲し、子産・孔子を稱して能と爲せり。この二君は、人を任ふるに達せしなり。舟車の始めて見はるゝや、三世にして然して後に之を安ふ。それ善を開く、豈に易からんや。故に事なきを聽きて事を治む、治の立つな

而子產賦之。我有衣冠而子產貯之。執殺子產。吾其與之。後三年。民又誦之曰。我有田疇而子產殖之。我有子弟而子產誨之。子產若死。其使誰嗣之。使下鄉簡。魯哀。當民之辨。營也。而因弗遂用。則國必無功矣。子產孔子必無能矣。非徒不能也。雖罪施於民可也。今

り。人主賢なるなり。魏、中山を攻む。樂羊將たり。已に中山を得て還り、反つて文侯に報す。功を貴ぶの色あり。文侯これを知り、主書に命じて曰く、「羣臣賓客獻せしところの書をば、操りて以てこれを進めよ」と。主書、兩篋を擧げて以て進め、將軍をしてこれを視しめたり。書は、盡く中山を攻むるの事を離せるなり。將軍還り走り、北面再拜して曰く、「中山の擧れるは臣の力にあらず、君の功なり」と。この時に當りてや、論士これを殆むこと日に幾し。中山の取らざるや、奚ぞ宜しく二篋ならんや、一寸にして亡らんのみ。文侯は賢主なり。而もなほ此の若し。また況んや中主に於てをや。中主の患は、爲す勿き能はず。而して爲す莫きを與にす可からず。およそ易なきの事を擧ぐる、氣志視聽動作、是にあらざるものなし。人臣かつ孰か敢へて以て是にあらざらんや。爲すを疑はんや。みな爲すに壹なれば、則ち事を敗るなし。これ湯・武の大に功を夏・商に立てし所以にして、句踐の能くその讎を報いし所以なり。小弱を以てみな爲

世皆稱簡公哀公爲賢。稱子產孔子爲能。此二君者。遠乎任人也。舟車之始見也。三世然後安之。夫開善豈易哉。故聽無事治事。治之立也。人主賢也。魏攻中山。樂羊將。已得中山。還。反報文侯。有責功之色。文侯知之。命主書曰。羣臣賓客所獻書者。操以進之。主書

すに壹にして、なほ此の若し。また況んや彊大を以てするに於てをや。魏の襄王、羣臣と酒を飲んで酣なり。王、羣臣のために祝し、羣臣をしてみな志を得しむ。史起興ちて對へて曰く、「羣臣に賢なる或り、不肖なる或り。賢なるも志を得れば則ち可なれども、不肖なるもの志を得れば則ち不可なり」と。王曰く、「みな西門豹の人臣たるが如きなり」と。史起對へて曰く、「魏氏の田を行ふや、百畝を以てす。鄴はひとり二百畝なり。これ田惡しければなり。漳水その旁に在り。而も西門豹用ふるを知らず。これその愚なるなり。知りて言はざるは、これ忠ならざるなり。愚と忠ならざるとは、效ふべからざるなり」と。魏王以てこれに應ふるなし。明日史起を召して焉を問ふ。曰く、「漳水はなほ以て鄴田に灌ぐべきか」と。史起對へて曰く、「可」と。王曰く、「子は何ぞ寡人の爲にこれを爲さざる」と。史起曰く、「臣は王の能く爲さざるを恐るゝなり」と。王曰く、「子は誠に能く寡人の爲にこれを爲さば、寡人は盡く子に聽はん」と。史起敬ん

舉二兩饒一以進。令二將軍視之。書盡。蘇下攻中山。山之事也。將軍還走。北面再拜曰。中山舉。非二臣之力。君之功也。當此時也。論士殆之日幾矣。中山之不取也。奚宜二。哉。一寸而亡矣。文侯賢主也。而猶若此。又況於中主邪。中主之患。不能勿爲。而不可與莫爲。凡舉無易之

で諾し、これを王に言つて曰く、「臣これを爲さば、民必ず大に臣を怨みん。大なるものは死し、その次は乃ち臣を藉まん。臣死すと雖も藉まん。願はくは、王の他人をしてこれを遂さしめんことを」と。王曰く、「諾」と。之をして鄴の令たらしむ。史起因りて往きてこれを爲む。鄴民大に怨み、史起を藉まんと欲す。史起敢へて出でずしてこれを避く。王乃ち他人をしてこれを遂爲せしむ。水已に行き、民大にその利を得たり。相與にこれを歌ひて曰く、「鄴に聖令あり。時史公たり。漳水を決し、鄴旁に灌ぎ、終古齒を斥け、これに稻梁を生ぜしむ」と。民をして可と不可とを知らしむれば、則ち用ふるところなし。賢主忠臣、愚を導き陋を教ふる能はずば、則ち名、後に冠せず、實、世に及ばず。史起は、化を知らざるにあらざるなり。主に忠なるを以てせり。魏の襄王は、能く善を決すと謂ふべし。誠に能く善を決し、衆、誼諱すと雖も、而も爲に變せず。功の立ち難きは、それ必ず响响に由るか。國の殘亡もまた此に歸るなり。故に响响の中をば、

味はざるべからざるなり。中主は、これが响响を以て善を止め、賢主は、これが响响を以て功を立つ。

事。氣志視聽。動作。無非是者。人臣且執。敢以非是邪。疑爲哉。皆豈二於爲。則無敗事矣。此湯武之所三以。大立二功於夏商。而句踐之所三以。能報二其讎一也。以二小弱一皆登二於爲。而猶若二此。又況於二王與二羣臣一飲酒酣。王爲二羣臣一祝。令二羣臣皆得志。史起與而對曰。羣

● 大智云々とは、大智は、深遠にして千變萬化に富むものゆゑ、ある形にあらはれて、これに拘束せられずとも超越せるをいふ ● 大善云々とは、大善は、風雨の如きものにて、常に、養なきものなりと也 ● 運きは、深遠にして、凡人に超越せるをいふ ● 襄王は、麋の子の皮にて造りたるかほごも、麋は、皮にて作りし三(だれ)だれ。殺は、要也。具は罪也。郵は、尤に同じ、とがわる也。その意は、孔子を殺業しても、罪尤するなしと也 ● 車は、取也 ● 難は、道也、すぐる、也 ● 漁は、溝也。射は、界也。服は、法服にて、君子小人にその身分によりかのく定れる制あるをいふ ● 曠は、麻田也。賦せりは、伍の組合にして辨す制度にせしをいふ。貯へしめたりとは、子産が、奢侈を禁じ、服制を定めし故に、貯へて蓄るを得しめたりと也 ● 鄴民云々は、子産を用ひし鄴の衛公と、孔子を用ひし魯の哀公と也。講衛は、そしる也。遂用は、用ひとざる也。即ち、二國の人民が、孔子子産をそしりし時、二君因りてまたこれを用ひずば、則ち二國もまた鄴の功を用ふるなく、またもし用ひしれずば、則ち必ず能く爲すところなかりしなりと也 ● たゞに孔子子産のもの爲す能はざるのみならず、罪罰をこれに論さるとも、民意に於て可なりしなりと也 ● 任は用也 ● 安は、習也 ● 聞は、通也 ● 事なきとは、民の子産。孔子をそしり、これを用ふるなきの事と爲すを謂へるなり。乃ち賢主の事を爲す所以なり。これをそしるは、治なき也。また賢主は能くこれを聽く。故に事なきを聽きて事を治む、治の立つなりと曰へるなり ● 樂羊が將となりて、中山を伐ちし也 ● その功には此る顔色ありと也 ● 難は、説也 ● 論士は、論士也。殆は、危也。難は、近也 ● 一方寸の書あるも、樂羊は敢へて取りて、以てものが功となさざらん。何ぞ乃ち

臣或賢者得志
則可。不肖者
得志則不可。
王曰。皆如西
門豹之爲人
臣也。史起對
曰。魏氏之行
田也。以二百畝
鄴。而二百畝
是田惡也。漳
水在其旁。而
西門豹弗知用。是其愚也。知而弗言。是不忠也。愚與不忠。不可救也。魏王無以應之。明日
召史起而問焉。曰。漳水猶可。以灌鄴田乎。史起對曰。可。王曰。子何不爲寡人一爲之。史起曰。
臣恐王之不能爲也。王曰。子誠能爲寡人一爲之。寡人盡聽子矣。史起敬諾。言於王曰。臣
爲之。民必大怨。臣大者死。其次乃藉。臣雖死。願王之使他人遂之也。王曰。諾。使之爲
鄴令。史起因往爲之。鄴民大怨。欲藉。史起不敢出而避之。王乃使他人遂之。爲之水已
行。民大得其利。相與歌之曰。鄴有聖令。時爲史公。決漳水。灌鄴旁。終古不涸。生之稻粱。使
民知可與。不可則無所用矣。賢主忠臣。不能導愚。愚教陋。則名不冠。後實不及。世矣。史起非
不知化也。以忠於主也。魏襄王可謂能決善矣。誠能決善。衆雖誼。譁而弗爲。變功之難立
也。由といふに同じ

二箇の書を示すを須るんと云なるべし。それた賢主は、能く爲すなきのり。中庸の主は、爲すなき能はず。故に、與に爲すなきを爲すべからずと也。易を、一に爲に作るといふ。殷王成湯が、夏を得、武王が、商即ち殷を得て王となり、越王句踐が、吳を破り、會稽の恥を雪ぎ、よくその讎を報いしをいふ。湯武は百里の地を以てし、越王句踐が、吳王夫差に臣事して、これが前馬となりしが故に、小國といへるなり。魏の襄王は、孟子にある梁の惠王の子也。説は、願也、神にいのる也。賢者の志を得れば、則ち忠なるが故に、可といへるなり。不肖者の志を得れば則ち驕る、驕れば則ち亂る、が故に、不可といへるなり。後漢書安帝紀初元二年に、西門豹分つところの漳水を修めて、支渠となし、以て田に灌ぐとあり。史記の河渠書に、西門豹は、漳水を引き、鄴に灌ぐとあり。鄴は、魏の縣の名。聽は、從也。説は、成也。史公は、史起也。曲は、植物を生ぜしめざる國氣也。用ふるの前に、賢の字を脱せるならん。响响は、大聲也。

也。其必由响响邪。國之殘亡。亦猶此也。故响响之中。不可不味也。中主以之响响也。止善。賢主以之响响也。立功。

察微

六に曰く、治亂存亡をして、高山の深谿に與けるが若く、白堊の黒漆に與けるが若くならしめば、則ち智を用ふるところなし。愚なりと雖もなほ可なり。かつ治亂存亡は、則ち然らず。知るべきが如く、知らざるべきが如く、見るべきが如く、見ざるべきが如し。故に智士賢者は、相與に心を積み慮を愁めて以てこれを求む。なほく管叔・蔡叔の事を東夷八國聽かざるの謀とあり。故に治亂存亡は、その始は秋毫の若し。その秋毫を察すれば、則ち大物は過たず。魯國の法、魯人の爲に諸侯に臣妾たり。能くこれを贖ふものあらば、その金を府に取る。子貢、魯人を諸侯に贖ふ。來りて讓り、その金を取らず。孔子曰く、「賜はこ

六曰。使治亂存亡。若高山之與深谿。若白堊之與黒漆。則無所用智。雖愚猶可矣。且治亂存亡。則不然。如可知。如不可不。知。如可見。如不可不見。故智士賢者。相與積心慮。以

求之。猶尙有三
 管叔蔡叔之
 事。與東夷八
 國不聽之謀。
 故治亂存亡。
 其始若秋毫。
 察其秋毫。則
 大物不過矣。
 魯國之法。魯
 人爲人臣。妾
 於諸侯。有能
 贖之者。取其
 金於府。子貢
 贖魯人於諸
 侯。來而讓。不
 取其金。孔子
 曰。賜失之矣。
 自今以往。魯
 人不贖人矣。
 取其金。則無

れを失てり。自今以往魯人は人を贖はじ」と。その金を取れば、則ち行に損するなく、その金を取らざれば、則ちまた人を贖はず。子路、溺者を逐ふ。その人これを拜するに牛を以てせり。子路これを受く。孔子曰く、「魯人は必ず溺者を拯はん」と。孔子これを見て、以て細かに化遠を觀しなり。楚の邊邑を卑梁と曰ふ。その處女と吳の邊邑の處女と、境上に桑す。戯れて卑梁の處女を傷く。卑梁の人、その傷子を操りて以て吳人を護む。吳人のこれに應ふる恭ならず。怒る。殺してこれを去る。吳人往きてこれに報い、盡くその家を屠る。卑梁公怒る。曰く、「吳人焉ぞ敢へてわが邑を攻めん」と。兵を擧げて反りてこれを攻む。老弱盡くこれを殺せり。吳王夷昧これを聞きて怒り、人をして兵を擧げしめ、楚の邊邑を侵し、克夷して後これを去る。吳・楚これを以て大に隆ふ。吳の公子光、また師を率ゐて、楚人と難父に戦ひ、大に楚人を敗り、その帥潘子臣、小帷子、陳の夏蓄を獲たり。また反りて郢を伐ち、荆の平王の夫人を得て以て歸れ

損於行。不取
 其金。則不復
 贖人矣。子路
 拯溺者。其人
 拜之以牛。子
 路受之。孔子
 曰。魯人必拯
 溺者矣。孔子
 見之以細觀
 化遠也。楚之
 邊邑曰卑梁。
 其處女與吳
 之邊邑處女。
 桑於境上。戲
 而傷卑梁之
 處女。卑梁人
 操其傷子。以
 贖吳人。吳人
 應之不恭。怒。
 殺而去之。吳

り。實に難父の戦たり。およそ國を持する、太上は始を知り、其次は終を知り、其次は中を知る。三つのもの能はずんば、國必ず危く、身必ず窮す。孝經に曰く、「高くして危からざるは、長く貴を守る所以なり。満ちて溢れざるは、長く富を守る所以なり。富貴其身を離れず。然して後能くその社稷を保ちて、其民人を和す」と。楚はこれを能くせざるなり。鄭の公子歸生、師を率ゐて宋を伐つ。宋の華元、師を率ゐてこれを大棘に應つ。羊斟御たり。明日將に戦はんとす。華元羊を殺して士を饗す。羊斟與らず。明日戦ふ。怒りて華元に謂つて曰く、「昨日の事、子、制を爲せり。今日の事、われ制を爲さん」と。遂に驅りて鄭の師に入る。宋師敗績し、華元虜となれり。それ怒機、差ふに米を以てすれば則ち發せず。戦は大機なり。士を饗してその御を忘れしなり。將、此を以て敗れて虜と爲る。豈に宜べならずや。故におよそ戦は、必ず悉く熟し、偏く備りて、彼を知り己れを知り、然して後可なり。魯の季氏と郈氏と難を闘はず。

人往報之。申
屠其家。卑
公怒。曰。吳人
焉敢攻吾邑。
舉兵反攻之。
老弱盡殺之。
矣。吳王夷昧。
聞之怒。使入
舉兵。侵楚之
邊邑。克夷而
後去之。吳楚
以。此大隙。吳
公子光。又率
師與楚人戰。
於雞父。大敗
楚人。獲其帥
潘子臣。小帷
子。陳夏。又
反伐鄆。得荆
平王之夫人。

郈氏はその難を介し、季氏はこれに金距を爲れり。季氏の難勝たず。季平氏怒り、因りて郈氏の宮に歸り、而してその宅を益せり。郈昭伯怒り、これを昭公に傷せり。曰く、「襄公の廟に禱するや、舞ふもの二人のみ。その餘は盡く季氏に舞へり。季氏の無道上なきと久し。誅せずんば、必ず社稷を危うせん」と、公怒りて審かにせず。乃ち郈昭伯をして、師徒を將る、以て季氏を攻めしむ。遂にその宮に入る。仲孫氏・叔孫氏相與に謀りて曰く、「季氏なくんば、則ちわが族や死亡日なし」と。遂に甲を起して以て往き、西北隅を陥れて以て之に入り、三家一となる。郈昭伯勝たずして死し、昭公懼れ、遂に齊に出奔し、乾侯に卒せり。魯昭は、傷を聽きて其義を辯せず。魯國を以て季氏に勝たざるを懼れ、而して仲叔氏の恐るゝを知らず。而して季氏と患を同じうせるなり。これ人心に達せざるなり。人心に達せずんば、位尊しと雖も、何ぞ安に益せん。魯國を以て一季氏に勝たざるを恐る。況んや三季の惡を同じうするに於てをや。固より相助く

以歸。實爲難
父之戰。凡持
國太上知始。
其次知終。其
次知中。三者
不能。則必危。
身必窮。孝經
曰。高而不危。
所以長守。貴
也。滿而不溢。
所以長守。富
也。富貴不離。
其身。然後能
保其社稷。而
和其民人。楚
不能之也。鄭
公子歸生。率
師伐宋。宋華
元率師。應之。
大棘。羊斟御。

るなり。物を權る此の若きは、その過なり。ひとり仲叔氏のみにあらざるなり。魯國みな恐る。魯國みな恐るれば、則ちこれ一國と敵たるなり。その乾侯に至りて卒するを得しは、なほ遠し。

● 谷の水あるを潤といひ、水なきを涸といふ ● 心を猜みは、その仁心を累積する也。腹を怒めは、その善政のために恩惠をまつめて、治を致さんことを求むるをいふ ● 周の成王幼少のため、周公政を攝し、心を國家に勤めて、以て太平をいたせり。管叔は、周公の弟にして、蔡叔は、周公の兄なり。流言を放ちて亂をこししかば、東周八國、二叔に附隨して、王命をきかず。周公の攝政三年に、八國の中の最大なるものを伐ち、ために、八國を服せしめしをいふ ● 秋毫は、微細にたとへし也 ● 暈は、失也 ● 行に云々とは、その德行に損するところなきをいへる也 ● 淮南記に曰く、子路受けて徳を勤むとは、これをいへるなり ● 孔子は、その始を見てその終を知るが故に、化運徳を觀るといひし也。化運は、將來の變化也 ● 公は、阜陽の大夫なり。楚は、備して王と稱し、守邑の大夫は、みな公と稱せし也 ● 反は、更也 ● 克與は、かち平ぐる也。與は、平也 ● 離は、格に作るべき也。格は、罔也 ● 公子光は、夷昧の子也。潘子臣。小帷子は、楚の二大夫也。雞父の戰に、胡沈陳蔡は楚をたすく。故に吳のこれを擁しなり。夏は姓。鬬は名。陳の大夫 ● または、ふたたび也。鄆は、楚の國都也。荆は、楚也 ● 楚の始と終とを知らず、また中を知らざりしが故に、その國危く身の窮せしをいへるなり ● 左傳魯の宣公の二年傳に、鄆の公子歸生、命を楚に受けて、宋を伐つとあり。これなり ● 大棘は、宋の邑。應は、擊也 ● 與らずは、その鬪をうけざりし也 ● 昨日の事は羊を殺ししこと也。刺は、とらま

明日將戰。華元殺羊羹士。羊斟不與焉。明日戰。怒謂華元曰。昨日之事。子爲制。今日之事。我爲制。遂驅入於鄭師。宋師敗績。華元虜。夫魯獲差以米。則不發。戰大機也。獲士而忘其御也。將以此敗而爲厲。豈不宜哉。故凡戰必悉熟備。知彼知己。然後可也。魯季氏與郕氏。郕氏介其難。季氏爲之金距。季氏之難不勝。季平子怒。因歸郕氏之宮。而益其宅。郕昭伯怒。傷之於昭公。曰。神於襄公之廟也。舞者二人而已。其餘盡舞於季氏。季氏之無道。無上久矣。弗誅必危社稷。公怒。不審。乃使郕昭伯將師。徒以攻季氏。遂入其宮。仲孫氏。叔孫氏。相與謀曰。無季氏則吾族也。死亡無日矣。遂起甲以往。陷西北隅。以入之。三家爲一。郕昭伯不勝而死。昭公懼。遂出奔齊。卒於乾侯。魯昭公聽。傷而不辯。其義懼。以魯國不勝季氏。而不知仲孫叔孫氏之恐。而與季氏同患也。是不辯乎人心也。不辯乎人心。位雖尊。何益於安也。以魯國恐。不勝季氏。況於三季。同恐。固相助。權物若此。其過也。非獨仲叔叔氏也。魯國皆恐。魯國皆恐。則是與一國爲敵也。其得至乾侯。

ばき也。 介は、甲也、よるひ也。即ち、小きき鎧をつくりて、鎧の頭につけし也。金距は、利鏑を以てくつをつくり、その距の上にはかしつけし也。距は、けづめ也。季平子は、名は宣如、慎子の子也。即ち、季氏が怒りて、郕氏の宮を侵し、以てその宮をまじし也。灌漑子には、隣りを侵しにつくり、又、宅を益せり、これを宅に射りにつくれり。 郕氏は、魯の季公の子、庶伯の子孫也。字を以て氏となし、因りて郕氏と曰へり。昭公は、魯の昭公也。何は、謂也、申す也。 襄公は、昭公の父也。何は、王者の大祭の名、この祭には、天子は八冊、無儀は六冊即ち四十八人なり。こに二人といひ、その餘は云々といへるは、季氏の難なることをいへるなり。 何は、魯の列也。郕が八人を以て一列をなす也。 甲は、よるひ也。甲を起しは、兵をあげざる也。 乾侯は、魯の邑の名。 其の國內に死すずして、乾侯の邊にまで至り得しは、幸にして、かゝるを得たるなりと也。

而卒と強遠。

七曰。東方之墨者。謝子。將西見秦。秦之惠王問秦之墨者。唐姑果。王之親謝子。賢於己也。對曰。謝子東方之辯士也。其爲人甚險。將少於說。以取少主也。王因藏怒。以待之。謝子至說王。王

去宥
七に曰く、東方の墨者謝子、將に西のかた秦の惠王に見えんとす。惠王、秦の墨者唐姑果に問ふ。唐姑果、王の謝子を親むこと、おのれより賢らんことを恐るゝや、對へて曰く、「謝子は東方の辯士なり。その人と爲りや甚だ險にして、將に說に奮めて、以て少主を取らんとせん」と。王因りて怒を藏して以てこれ待つ。謝子至りて王に説く。王聽かず。謝子説ばず。遂に辭して行る。およそ言を聽くは、以て善を求むるなり。言ふところ苟も善ならば、少主を取るを奮むと雖も何ぞ損せん。言ふところ善ならずば、少主を取るを奮めずと雖も何ぞ益せん。善を以てこれが怒となさず、而も徒に少主を取るを以てこれを爲すは悻れり。惠王は、聽を爲す所以を失れり。志を用ふる、是の者し。客を見て勞すと

弗聽。謝子不
說。遂辭而行。
凡聽言以求
善也。所言苟
善。雖奮於取
少。主何損。所
言不善。雖不
奮於取。少主
何益。不以善
爲之。而以徒
以取。少主爲
之。悖。惠王失
所以爲聽矣。
用志若。是。見
客難勞。耳目
雖繁。猶不得
所謂也。此史
定所以得。行
其邪也。此史
定所以得。飾

雖も、耳目弊すと雖も、なほ謂ふところを得ざるがごときなり。これ史定の、その邪を行ふを得る所以なり。これ史定の、鬼を飾るに人を以てし、不辜を罪殺し得る所以なり。羣臣擾亂、國幾ど大に危きなり。人の老するや、形ますます衰へて、智ますます盛なり。今惠王の老するや、形と智とみな衰へしか。荆の威王、書を沈尹華に學ぶ。昭釐之を惡む。威王制を好む。中謝の制を佐くるものあり。昭釐の爲に威王に謂つて曰く、「國人みな曰く、『王は乃ち沈尹華の弟子なり』と。」王説ばず。因りて沈尹華を疏んず。中謝は細人なり。一言にして、威王をして先王の術を聞かざらしむ。文學の士進むを得ず。昭釐をして、その私を行ふを得しむ。故に細人の言は、察せざるべからざるなり。かつしばく人主を怒らし、以て姦人のために路を除く。姦路以て除きて惡の壅却する、豈に難からずや。それ激矢は則ち遠く、激水は則ち早く、激主は則ち悖る。悖れば則ち君子なし。それ激すべからざるものは、それたゞまづ度あり。鄰父の人と鄰す

鬼以人罪殺
不辜。羣臣擾
亂。國幾大危
也。人之老也
形益衰而智
益盛。今惠王
之老也。形與
智皆衰邪。荆
威王學書於
沈尹華。昭釐
惡之。威王好
制。有中謝佐
制者。爲昭釐
謂威王曰。國
人皆曰。王乃
沈尹華之弟
子也。王不說。
因疏沈尹華。
中謝細人也。
一言而令威

るものあり。枯れたる梧桐あり。その鄰の父、梧の樹の善からざるを言ふや、鄰人遽かにこれを伐る。鄰父因りて請うて以て薪と爲す。その人説ばずして曰く、「鄰するもの、此の如くそれ險なり。豈にこれが鄰を爲すべけんや」と。これ有するところあるなり。それ請うて以て薪と爲すと請はざると、これ以て枯れたる梧桐の善と不善とを疑ふべからざるなり。齊人に金を得んと欲するものあり。清且に衣冠を被り、金を鬻ぐもの所に往き、人の金を操るを見、攫みてこれを奪ふ。吏搏へてこれを束縛し、問うて曰く、「人みな在り。子の人の金を攫みしは何故ぞ」と。吏に對へて曰く、「殊に人を見ず、徒金を見しのみ」と。これ眞に大に宥するところあるなり。それ人の宥するところあるものは、固に晝を以て昏しと爲し、白を以て黒となし、堯を以て桀となす。これを宥するの敗たる、また大なり。亡國の主は、それみな甚だ宥するところあるか。故におよそ人は、必ず宥を別れて然して後に知なり。宥を別るれば、則ち能くその天を全うす。

王不聞先王之術。文學之士不得進令。昭釐得行其私。故細人之言不可不察也。且數怒人主。以為姦人。除路。姦路以除。而惡壘却。豈不難哉。夫激矢則遠。激水則旱。激主則悖。悖則無君子矣。夫不可激者。其唯先有度。鄰父有與。人鄰者。有枯梧樹。其鄰之父言梧之樹不也。善也。鄰人遠伐之。鄰父因請而以爲薪。其人不可說曰。鄰者若此其險也。豈可爲之鄰哉。此有所害也。夫請以爲薪與。弗請。此不可以疑枯梧樹之善與不善也。齊人有欲得金者。清且被衣冠。往鬻金者之所。見人操金。擲而奪之。吏搏而東。問曰。人皆在焉。子擲人之金何故。對曰。珠不見。人徒見金耳。此真大有所害也。夫人有所害者。固以爲昏。以白爲黑。以爲爲榮。宥之爲敗亦大矣。亡國之主。其皆甚有所害邪。故凡人必別宥然後知。別宥則能全其天矣。

● 謝子は、開東の人なり。● 謝子の道を學びしもの。● 惠王は、秦の孝公の子嗣也。● 實は、強也。少主は、惠王也。● 行は、去也。● 愷は、誠也。● 史定は、秦史也。● 襄へては、肌膚の清しゆく也。● 威王は、楚の懷王の父也。● 中謝は、官名にて、侍御の官。● 昭釐は、楚の大夫。● 細人は、小人也。● 術は、謀也。はかりごと。● 除は、開通といふに同じ。● 壘却は、よまがりてしりぞく也。● 旱は、悖と同じ。● 度は、法也。● 宥は、固と同じ、か、はりまたぐるところありて、諷の廣からざるをいふ。● 天は身也。

正名

八曰。名正則

八に曰く、名正しければ則ち治まり、名喪へば則ち亂る。名をして喪はしむ

治。名喪則亂。使二名喪者。淫說也。說淫則不可不察。而然。不然而。是非。君子之說也。足以言賢者之實。不肖者之充。而巳矣。足以喻治之所悖。亂之所由起。而巳矣。足以知三物之情。人之所獲。以生而已矣。凡亂者。刑名不當也。人主不肖。猶若用賢。猶若聽

るものは淫説なり。説くこと淫なれば、則ち可ならざるを可とし、而して然らざるを然りとし、是ならざるを是とし、而して非ならざるを非とす。故に君子の説くや、以て賢者の實、不肖者の充を言ふに足るのみ。以て治の悖るところ、亂の由りて起るところを喻すに足るのみ。以て物の情、人の獲て以て生くるところを知るに足るのみ。およそ亂は、刑名の當らざるなり。人主、不肖なりと雖も、なほ賢を用ふるが若く、なほ善を聴くが若く、なほ可をなすが若きものは、その患は、いはゆる賢の不肖に従ひ、爲すところ善にして邪僻に従ひ、所謂悖逆に従ふを可とするに在るなり。これ刑名充を異にして、而して聲實異なるの謂なり。それ不肖を賢とし、邪僻を善とし、悖逆を可とす。國の亂れず、身の危からずして、奚をか待たん。齊の湣王これを以て士を説ばずを知りて、而も所謂士を知らざるなり。故に尹文のその故を問ひて、王以て應ふるなし。これ公玉丹の信ぜられし所以にして、卓齒の任ぜられし所以なり。卓齒を任じて公玉丹を信ず、豈に以て

善。猶若爲可者。其患在予乎。所謂賢從不肖也。所爲善而從邪辟。所謂可也。從邪逆也。是刑名異充。而聲實異謂也。夫賢不肖。善邪辟。可不可。悖逆。國不亂。身不危。奚待也。齊潘王是以知說士。而不知所謂士也。故尹文問其故。而王無以應。此公玉丹之所見也。而卓齒之

自ら驕とするにあらすや。尹文、齊王に見ゆ。齊王、尹文に謂つて曰く、「寡人甚だ士を好む」と。尹文曰く、「願はくは聞かん、何をか士と謂ふ」と。王未だ以て應ふるあらず。尹文曰く、「今こゝに人あり。親に事ふれば則ち孝、君に事ふれば則ち忠、友に交れば則ち信、郷に居れば則ち悌、この四行あるもの、士と謂ふべきか」と。齊王曰く、「これ眞に所謂士のみ」と。尹文曰く、「王かくのごとき人を得ば、肯へて以て臣と爲すか」と。王曰く、「願ひて得る能はざるところなり」と。尹文曰く、「若き人を廟朝中に使ふに、深く侮られて鬪はずば、王は將に以て臣と爲さんとするか」と。王曰く、「否、大夫の侮られて鬪はざるは、これ辱なり。辱めらるれば、則ち寡人は以て臣と爲さず」と。尹文曰く、「侮られて鬪はずと雖も、未だその四行を失はざるなり。未だその四行を失はざるものは、これ未だその士たる所以の一を失はず。未だその士たる所以の一を失はずして、王は以て臣と爲し、その士たる所以の一を失ひて、王は以て臣と爲さずば、則ち鬪の所

所以見任也。任卓齒而信公玉丹。豈非以自疑邪。尹文見齊王。齊王謂尹文曰。寡人甚好士。尹文曰。願聞何謂士。王未以應。尹文曰。今有人於此。事親則孝。事君則忠。交友則信。居郷則悌。有此四行者。可謂士乎。齊王曰。此眞所謂士已。尹文曰。王得若人。肯以爲

謂士は、乃ち士か」と。王以て應ふるなし。尹文曰く、「今こゝに人あり。將にその國を治めんとす。民の非なるあれば、則ちこれを非とし、民の非なるなきも、則ちこれを非とし、民の罪あるは、則ちこれを罰し、民の罪なきも、則ちこれを罰して、民の治め難きを惡む。可ならんか」と。王曰く、「不可」と。尹文曰く、「竊かに觀るに、下吏の齊を治むるや方に此の若きなり」と。王曰く、「寡人の治をして信に是の若からしめば、則ち民治らずと雖も、寡人は怨みざるなり。意ふに、未だ然るに至らざるか」と。尹文曰く、「言の敢へて説くなきならず。請ふ、その説を言はん。王の令に曰く、「人を殺すものは死し、人を傷くるものは刑す」と。民の、王の令を畏れ、深く侮られて敢へて鬪はざるものあるは、これ王の令を全うするなり。而も王曰く、「侮られて敢へて鬪はざるはこれ辱なり」と。それこれを辱と謂ふものは、これを非なりとするの謂なり。以て臣と爲し、以て臣と爲さざるものは、これを罪するなり。これ罪なくして、王これを罰するな

臣乎。王曰。所
顯而不。能得
也。尹文曰。使
若人於廟朝
中。深見侮而
不。王將以
爲。王曰。
否。大夫見侮
而不。則是
辱也。辱則寡
人弗。以爲。臣
矣。尹文曰。雖
見侮而不。未
未。其。四行
也。未。其。四
行。者。是。未。失
其所。以。爲。士
一。上。矣。未。失。其
所。以。爲。士。一。上
而。王。以。爲。臣。

り」と。齊王以て應ふるなし。論はみな此の若し。故に國殘ひ身危く、走りて殺
に之き、衛に如けり。齊の滑王は、周室の孟侯なり。太公の以て老せし所なり。
桓公は嘗てこゝを以て霸たり。管仲の辯、名實審かなればなり。

● 可ならざるものをば、而もこれを可とする也。然らざるものをば、而もこれを然りとするなり。是ならざるも
のをば、而もこれを非とするなり。故に淫説といへるなり ● 充もまた實也 ● 論は、悖論を明かにする也 ●
人をして不肖に従はしめて、自ら賢ともへるをいふ。爲すところ云々とは、人をして邪僻に従はしめて、少づか
も善ともへるをいふ。悖逆は、道にそむくをいふ ● 刑は、實也、名の内容也 ● 不肖のもの、これを賢と
し、邪僻のもの、これを善とし、悖逆のもの、これを可とするをいふ。義をか云々とは、國の亂亡たちどころに至
り、また待つところなきにいたるをいふ ● 滑王は、齊の田常の孫、田和、立ちて宣王となれり。滑王は、宣王の
子なり ● その故は、士たる所以の故也 ● 公玉丹は、齊の臣、卓齒は、楚の人。楚將なる卓齒が、齊を攻む
て、却つて滑王を殺ししをいふにて、この二人によりて、滑王が殺されたりと也 ● 尹文は齊の人、名書一書を
作る。公孫詡の前に居し人にて公孫詡これを解せり ● 大夫のは、その國にて、大は國初なるべきか ● か
くの如くば、治らずと雖も、われは無さずと也 ● 王は、齊國は、未だかくの如きに至らずともへる也 ●
殺は、齊の臣也。如は、之也、ゆく也 ● 孟は、長也 ● 太公は、太公望也 ● 桓公は、桓公とす
るをつぎ、亡びんするを存し、以て霸たり。管仲輔けてこれを成せるをいふ。これ、滑王の不義によりて亡びしに
對照せし也

矣。其所以爲士一上而王不以爲臣。則爵之所謂士者。乃士乎。王無以應。尹文曰。今有人於
此。將治其國。民有非則非之。民無非則非之。民有罪則罰之。民無罪則罰之。而惡民之難
治。可乎。王曰。不可。尹文曰。廣觀下吏之治齊也。方若此也。王曰。使寡人治信若此。則民難
不治。寡人弗怨也。意者未至然乎。尹文曰。言之不敢無說。請言其說。王之令曰。殺人者死。
傷人者刑。民有畏王之令。深見侮而不。敢鬪者。是王之王之令也。而王曰。見侮而不。敢鬪。是
辱也。夫謂之辱者。非此之謂也。以爲臣不以爲臣者。罪之也。此無罪而王罰之也。齊王無
以應。論皆若此。故國殘身危。走而之殺。如衛。齊滑王周室之孟侯也。太公之所。以老也。桓
公嘗以此霸矣。管仲之辯名實審也。

卷第十七

審分覽第五

審分覽

一曰。凡人主必審分。然後治。可_レ以_レ至。姦偽邪辟之塗。可_レ以_レ息。惡氣苛疾無_レ自_レ至。夫治身與治國。一理之術也。今以_レ衆地者。公作則遲。有所_レ置。其力也。分地則速。無_レ所_レ置。遲也。

一に曰く、およそ人主は、必ず分を審かにす。然して後治以て至るべし。姦偽邪辟の塗以て息むべし。惡氣苛疾自りて至るなし。それ身を治むると國を治むるとは、一理の術なり。今衆地を以てするもの、公作なれば則ち遅る、その力を匿すところあるなり。地を分てば則ち速かなり、匿運するところなきなり。主もまた地を有し、臣主地を同じうすれば、則ち臣その邪を匿すところあり。主その累を避くるところなし。およそ善を爲すは難く、善に任するは易し。奚を以てこれを知る。人、驥と俱に走らば、則ち人は驥に勝たず。車上に居りて驥に任すれば、則ち驥は人に勝たず。人主の好んで人官の事を治むるは、則ちこれ驥と俱に走

主亦有_レ地。臣主同_レ地。則_レ臣有所_レ置。其邪矣。主無_レ所_レ置。其罪矣。凡爲_レ善難。任_レ善易。奚以_レ知_レ之。人與_レ驥俱走。則_レ人不_レ勝_レ驥矣。居_レ於_レ車_レ上_レ而任_レ驥。則_レ驥不_レ勝_レ人矣。人主好_レ治_レ人官之事。則_レ是與_レ驥俱走也。必多_レ所_レ不及矣。夫人居_レ無_レ去_レ車。則_レ衆善皆盡_レ力竭_レ能矣。詔諛

るなり。必ず及ばざるところ多し。それ人主もまた車ありて居り、車を去つるなくば、則ち衆善みな力を盡し能を竭す。詔諛諛巧佞の人、その姦を覆るゝところなく、堅窮廉直、忠敦の士、畢く競ひて驕を勤む。人主の車は、ものに乗る所以なり。物に乗るの理を察にすれば、則ち四極有すべし。物に乗るを知らずして、みづから怙恃し、その智能を奪ひ、その教詔を多くして、好んで自ら以ふ。此の若くんば、則ち百官恫擾し、少長相越え、萬邪並び起り、權威分移し、以て卒むべからず、以て教ふべからず。これ亡國の風なり。王良の馬を使ひし所以のものは、約するにこれを審かにし、以てその轡を控く、而も四馬敢へて力を盡さざるなし。有道の主の、その羣臣を使ふ所以のものも、また轡あり。その轡とは何如。名を正し分を審かにす、これ治の轡のみ。故にその實を按じてその名を審かにし、以てその情を求め、その言を聴きてその類を察し、故憚せしむるなし。それ名は多くその實に當らずして、事は多くその用に當らざるものなるが故

設賊巧佞之人。無所不爲。其
直。愚教之士。舉動。人主之車。
所。以。乘。物。也。則。四。極。可。有。
不。知。乘。物。而。自。情。情。其。智。能。多。其。數。而。而。好。由。以。若。此。則。百。官。憊。少。長。相。越。萬。邪。並。起。權。威。分。移。不。可。以。卒。不。可。以。教。此。亡。國。之。風。也。王。良。

に、人主は、以て名分を審かにせざるべからざるなり。名分を審かにせざるは、これ惡の墜りていよく塞るなり。塞の任は、臣下に在らすして、人主に在り。堯舜の臣は、ひとり義ならず、湯禹の臣は、ひとり忠ならず。その數を得しなり。桀紂の臣は、ひとり鄙ならず、幽厲の臣は、ひとり辟ならず。その理を失ひしなり。今こゝに人あり。牛を求むるに則ち馬を名ざし、馬を求むるに則ち牛を名ざさば、求むるところ必ず得ず。而も因りて威怒を用ひば、有司は必ず誹怨し、牛馬は必ず擾亂せん。百官は兼有司なり。萬物は羣牛馬なり。その名を正さず、その職を分たずして、しばしば刑罰を用ふれば、亂これより大なるは莫し。それ説は知通を以ひ、而も實は過愧を以ふ。譽は高賢を以ひ、而も充は卑下を以ふ。賢は潔白を以ひ、而も隨は汗徳を以ふ。任は公法を以ひ、而も處は貪枉を以ふ。用は勇敢を以ひ、而も墮は罷法を以ふ。この五つのは、みな牛を以て馬と爲し、馬を以て牛と爲すなり。名正しからざるなり。故に名正しからずば、則

之所。以。使。馬。者。約。審。之。以。控。其。審。而。四。馬。其。最。不。盡。力。有。道。之。主。其。所。以。使。羣。臣。者。亦。有。審。其。審。何。如。正。名。審。分。是。治。之。審。已。故。按。其。實。而。審。其。名。以。求。其。情。聽。其。言。而。察。其。類。無。使。放。悖。夫。名。多。不。當。其。實。而。事。多。不。當。其。用。者。故。人。主。不。可。以。不。審。名。分。也。不。審。名。

ち人主は憂勞勤苦して、而も官職は煩亂悖逆す。國の亡び、名の傷るゝや、これより生ず。「白の顯つて益々黒く、これを求めて愈々得ざるもの」とは、それこの義か。故に至治の務は、名を正すに在り。名正しければ、則ち人主憂勞せず。憂勞せずば、則ちその耳目の主を傷らす。問ひて詔へず。知りて爲さず。和して矜らす。成りて處らす。止るものは行かしめず。行くものは止らしめず。刑に因りてこれを任じ、物に制せられず、肯へて使を爲す無く、清靜公を以てし、六合に神通し、徳、海外に耀き、意無窮に觀れ、譽無止に流る、これこれを性を大湫に定むと謂ふ。これを命けて無有と曰ふ。故に道を得て人を忘るゝは、乃ち大に人を得るなり。それその道にあらざるなり。徳を知り知を忘るれば、乃ち大に知を得るなり。それその徳にあらざるなり。至知は幾ならず。靜は乃ち幾を明にするなり。それその明ならざるなり。大明は小事ならず。假は乃ち事を理むるなり。それその假ならざるなり。人能く全うせざる莫し。乃ち能を備ふれば

分。是惡也。而愈塞也。塞之任不在臣下。在於人主。堯舜之臣不獨義。湯禹之臣不獨忠。得其數也。桀紂之臣不獨惡。幽厲之臣不獨辟。失其理也。今有人於此。求牛則名馬。求馬則名牛。所求必不得矣。而因用威怒。有司必辭怨矣。牛馬官衆有司也。

なり。それその全からざるなり。この故に全に於てか能を去り、假に於てか事を去り、知に於てか幾を去らば、知るところのもの妙なり。此の若くば、則ち能くその天に順ひ、意氣の寂寞の字に遊ぶを得、形性の自然の所に安んずるを得。萬物を全うして、宰らず、澤の天下に被りて、而もその自りて始まること、あを知る莫し。五つのものを備へずと雖も、そのこれを好むものは是なり。

● 人主は、君をいふ也。分は、仁義禮法養生興事の分をいふ也。 ● 至るは、治の極にいたる也。 ● 是は、誠也。 ● 自は、從也。君徳合すれば、則ち群瑞應ず。故に惡氣苛疾の上りて至るなきなり。 ● 身治れば則ち同治る。故に一理の術といへるなり。 ● 作は、爲也。運は、餘也。運くその力を用ひて勤めざるをいふ。 ● 地を分てばとは、地を分ちて、ものが私となるをいふ。即ち、地を分ちて、稼穡をうれば則ちものが分に入りてこれを有するが故に、もの／＼自らはやく成るを得んことを欲して、覆護するなく、運けざるなり也。 ● 邪は、私也。君の知るを欲せざるが故に、これを政よ也。 ● 果は、實といふに同じ。主たるもの、正を以てこれに臨まざ。しかして臣をして、少づから私を釋れんと欲せしむるが故に、若は、その負を運くところなきなり也。 ● 驥は、千里を走る驥馬。即ち、君の好んで人臣の官事をなすは、これ驥と共に走らんとするに同じ。驕つこと能はず也。 ● 力の足らざるをいふ。 ● 夫は、剛柔也、すつる也。 ● 鼓も、へつらふ也。 ● 虚は、空也。 ● 窮は、かぢまはりたらくをいふ。 ● 衆は、明也。四方は、四方也。即ち、四方を有するは馬しと也。 ● 説は、教也。 ● 風は、用也。

萬物軍牛馬也。不正其名。不分其職。而數用刑罰。亂其大焉。夫說以智。而實以過。悅譽以高。賢而充以卑。下。賢以潔白。而隨以汗。德。任以公法。而處以貪枉。用以勇取。而理以詭法。此五者。皆以牛爲馬。以馬爲牛。名不正也。故名不正。則人主要勞勤苦。而官職煩。

調は、動也。 ● 朝を玉璽に調にづくも、調は氣也。 ● 風は、化也。 ● 王良は、晉の大夫。善く馬を御するの功を以て、死して神を風に託せりといふ。 ● 放は、廢也、ほしいま、也。 ● 悍は、氣也。 ● 君明ければ則ち臣忠に臣忠なれば則ち政の善善するなし。故に人主に在りといへるなり。 ● これを御するに、その術を得しなりと也。 ● 周王は、周の宣王の子。周王は、宣王の父。共に不事を致し、道をよきとて改めざりし人。 ● 必ず得ずとは、その名を失ふが故なり。 ● 佞は、諂也、まどふ也。 ● 充は、實也。 ● 竹馬の轡を以て潔白の服に調ふに、驥に、牛馬をかゝりて馬脚を賣るは、この理の調なり。 ● これも牛馬をかゝりて馬肉を賣るの類也。 ● 驥を以て、以て再敷の用を充てんとするをいふ。 ● 理は、あてはめざる也。 ● 驥は、あくびやうにしていやしきをいふ。 ● 調は、反也。 ● 主は、性といふに同じ。 ● 詔は、教也。 ● 問ふを好んでこれを行ひ、事調によりて教詔をなさざるをいふ。 ● これを知ると雖も、その功を名づくるを爲さざと也。 ● 和すれば則ち成る。しかもみづからはこらざと也。 ● 處は、居也。功成りて、これに居らば、これを避けて身に在るをいふ。 ● 土を調ふ也。 ● 水を調ふ也。 ● 刑は、形也。刑に因りて云々とは、土をして行かしめず、水をして止らしめざるをいふ。物に制せられずとは、外物の爲に制せられざる様にして、その制をうけざるをいふ。 ● 背へて云々とは、かくの如き人は、王公もこれを屈する能はず、何ぞあへて人の使命をなすものならんやと也。 ● 公は正也。 ● 六合は、上下四方也。海外は、四海の外也。性は、命也。大猷は、大業也、大なる穴也。 ● 無有は、有るなく、形なきなり。 ● 道は形なし。形なきを道を得といふ也。 ● 道を得れば、澹然として思慮するところなし。故に人を忘るるなり。而して人これを誘ふ、これ即ち大に人を得る所以なり。 ● 道のもの人に在りて、人々をしてこれを得しむる能はざるをいふ。 ● みづから徳あるを知り、人のこれを知るを忘れて、而してのち人これを仰ぐ。これ乃ち大に知を得る所以なりと也。 ● これもまた徳のその人に在りて、人々をしてこれを知らしむる能はざるをいふ。

亂悖濟矣。國之亡也。名之傷也。從此生矣。白之願益。黑之求之。愈不得者。其此職邪。故至治之務。在於正名。名正則人主不憂勞矣。不憂勞則不傷其耳目之主。問而不詔。知而不爲。和而不狎。成而不處。止者不行。行者不止。因利而任。不之制。於物無肯爲。使清靜以爲公。神運乎六合。德耀乎海外。意親乎無窮。譽流乎無止。此之謂定。性於大淑。命之曰無有。故得道忘人。乃大得人。夫其非道也。知德忘也。夫其不假也。莫人不能全。乃備能也。夫其不全也。是放於全乎。夫能於假乎。夫事於知乎。夫事於知者。妙矣。若此。則能順其天。意氣得乎寂。實之字矣。形性得安。乎自然之所矣。全乎萬物而不宰。澤被天下。而莫知其所以自始。雖不備五者。其好之者。是也。

○ 得は、調をいふ也。即ち、至れる知は、調なるものにあらずと也。○ 靜は、安也。即ち、安んじてその徳に在る人にして、乃ち徳を明かにするを得と也。○ カレれば、明はその人に在りて、人々をしてこれを見しむる能はずと也。○ 大明は、乘機無爲にして化流行し、小事を治めずと也。○ 假は、假借也、かはりて事をとるにて、周公の成王に攝し、魯の隱公の桓公に攝して、その政をとりしが如きをいふ。○ その人に在るをいふ。○ 假攝のもの、務めて國事を治め、國事をよく治りてこれをかへす。故に人よく全うせざるなしといへるなり。○ またその人に在るをいへるにて、周公に流言のせりあり、魯の隱公に、鍾巫の難あり。故に全からざるなりといへるなり。○ 知るところのもの云々とは、その知の極めて微妙なるをいふ。○ 事は、主也。○ 人この五つのものに於て、備へ有する能はずと雖も、たゞ能く好むすれば則ち攝しと也。

君守

二曰。得道者必靜。靜者無知。知乃無知。可三以言君道也。故曰。中欲不出。謂之謂。外欲不入。謂之謂。既而。又閉。天之用。害。有。三。不。以。平。有。三。不。以。正。天。之。大。靜。既。靜。而。又。寧。可。三。以。爲。天。下。正。身。以。盛。心。心。以。盛。智。智。以。深。藏。而。實。莫。得。窺。乎。鴻。範。曰。惟。天。陰。覽。下。民。陰。之。

二に曰く、道を得るものは必ず静なり。静なるものは知るなし。知るは乃ち知るなき、以て君道を言ふべきなり。故に曰く、「中出でざらんと欲する、これを属と謂ひ、外入れざらんと欲する、これを閉と謂ふ」と。既に属してまた閉す。天の密を用ふる、准して以て平かならざるあり、繩して以て正ならざるあり。天の大静は、既に静にしてまた寧、以て天下の正を爲すべし。身は以て心を盛にし、心は以て智を盛にす。深く藏むるに智にして、實の窺るを得る莫きか。鴻範に曰く、「惟れ天、陰きより下民を窺む」と。これを陰くするは、これを發する所以なり。故に曰く、「戸より出でずして天下を知り、屬を窺はすして、天道を知る。その出づるいよく遠きものは、その知るいよく少し」と。故に博聞の人強識の士は闕く。耳目を事とし、深く思慮をこれ務むるは敗る。堅白の察無厚の辯は外んぜらる。出でざるものは、これを出づる所以なり。爲さざるものは、これを爲す所以なり。これこれを屬を以て屬を召き、陰を以て陰を召くと

者所以發之也。故曰。不出於戶。而知天下。不窺於牖。而知天道。其出彌遠者。其知彌少。故博聞之人。張譏之士。闕矣。事耳。目深。思慮之務。收矣。堅白之察。無厚之辭。外矣。不出者。所以出也。不爲者。所以爲也。此之謂以陽召陽。以陰召陰。東海之極。水至而反。夏

謂ふ。東海の極、水至りて反る。夏熱の下、化して寒を爲す。故に曰く、「天は形なくして、萬物以て成り、至精は象なくして、萬物以て化し、大聖は事なくして、千官、能を盡す」と。これを乃ち教へざるの教、言ふなきの詔といふ。故に以て君の狂を知るあるは、その言の當れるを以てなり。以て君の惑へるを知るあるは、その言の得るを以てなり。君なるものは、當るなきを以て當るとなし、得るなきを以て得となすものなり。當ると得ると、君に在らずして臣にあり。故に善く君たるものは、無識なり。その次は無事なり。識るあれば則ち備らざるあり、事あれば則ち恢らざるあり。備らず、恢らず、これ官の疑ふ所以にして、邪の從りて來るところなり。今の車を爲るもの、數官にして然して後に成る。それ國豈にひとり車を爲らんや。衆智衆能の持するところなり。一物一方を以て、車を安んずべからざるなり。それ一能くすれば萬に應じ、方なくして出づるを之務むるものは、唯有道のものこれを能くす。魯の鄙人、宋の元王に閉を遺る。元

熱之下。化而爲寒。故曰。天無形而萬物以成。至精無象而萬物以化。大聖無事而千官盡能。此乃謂不教之教。無言之言。故有以知君之狂也。以其言也。有以知其言之惑也。以其言也。之得也。君也。者。以無當爲當。以無得爲得者也。當與得不在於君。而在於臣。故

王、令を國に號ふ。有巧のものみな來りて閉を解く。人のこれを能く解くなし。兒説の弟子、往きてこれを解かんことを請ふ。乃ち能くその一を解き、その一を解く能はず。かつ曰く、「解くべくして、われ能く解かざるにあらざるなり。固に解くべからざるなり」と。これを魯の鄙人に問ふ。鄙人曰く、「然り。固に解くべからざるなり。われこれを爲りて、その解くべからざるを知るなり。今爲らずして、その解くべからざるを知るは、これわれより巧なり」と。故に兒説の弟子の如きものは、解かざるを以てこれを解くなり。鄭の大師文、終日瑟を鼓し、而して興ち、その瑟前に再拜して曰く、「われ子に效ふ。窮せざるに效ふなり」と。故に大師文の若きものは、その默なるものこれに先だつを以て、これを中つる所以なり。故に思慮は自ら心を傷るなり。智は差ちて自ら止ぶるなり。能く解めて自ら殃す。その處を有するは、自ら狂するなり。故に至神は逍遙倏忽にして、その容を見ず。至聖は習を變じ俗を移して、その從るところを知るなし。世を離

善爲君者無
識。其次無事。
有識則有不
備矣。有事則
不恢矣。不備
不恢。此官之
所以疑。而邪
之所從來也。
今之爲車者。
數官然後成。
夫國豈特爲
車哉。衆智衆
能之所持也。
不可以一物
一方安車也。
夫一能應萬。
無方而出之
務者。唯有道
者能之。魯鄙
人遺宋元王

れ羣を別れて、同ぜざるなし。君民孤寡にして、障塞すべからず。これ則ち姦邪の情得て、險陂讒譖、詔諛巧佞の人、由りて入るなし。およそ姦邪險陂の人は、必ず困ふあるなり。何に困ふか。主の爲に困ふなり。人主は、好んで以ておのが爲にす。則ち職を守るものは、職を捨てて主の爲に阿ふ。主の爲に阿ひ、過あれば、則ち主以てこれを責むるなし。則ち人主は日に侵されて、人臣は日に得。これ宜しく動くべきもの靜にして、宜しく靜なるべきもの動くなり。尊の卑となり、卑の尊となる、これより生ず。これ國の衰ふる所以にして、敵のこれを攻むる所以のものなり。奚仲は車を作り、蒼頡を書を作り、后稷は稼を作り、皋陶は刑を作り、昆吾は陶を作り、夏鯀は城を作る。この六人のもの、作るころ當れり。然して道を主るものにあらず。故に曰く、「作るものは愛へ、困ふものは平なり」と。ひとりかの君道は、命の情を得るが故に、天下に任じて強めず。これこれを全人と謂ふ。

閉。元王號令
於國。有巧者
皆來解閉。人
莫之能解。見
說之弟子。訪
往解之。乃能
解其一。不能
解其二。且曰。
非可解也。因
不可解也。因
之魯鄙人。鄙
人曰。然。因不
可解也。我爲
之而不知其不
可解也。今不
爲而不知其不
可解也。是巧
於我。故如見
說之弟子者。

● 屈は、外閉の開也。外へ出てざるやうにとづるもの。 ● 准は、準に同じ、みづもり、平なるや否やを見てもの。 ● 開は、すみなは、直なるや否やを見るもの。 ● 羣は、安也。正は、主也。 ● 善の誹也。陰は、暗に同じ。 ● 障は、定也。即ち、上天の事は、冥々陰暗の中に在りて見えざりし。そのくらきところよりこの下民を安んじ定むと也。 ● 老子道徳經の言。戸は、人口なり。 ● 屈は、重なり。即ち、天下は大なれども、人間物理は一にして、陰陽變化は、千古常にかはることなきが故に、古への鄙人は、戸を出てずして天下を知り、また重なり屈はして天道を知り得たりと也。 ● これに反して、若しその性の全からずして、一々その物を見て、その理を知らんとすれば、脚力と視力とに限りありて、いよ／＼弱していよ／＼その功少しと也。 ● 開は、短也。 ● 改は、悔也。 ● 堅白とは、目の石を見る、たゞその白きを見て、その堅を知らず、則ちこれを白石といひ、手の石に觸る、則ちその堅を知りて、その白を知らず、則ちこれを堅石といふ。終に合して一となすべからずといへるに、堅白の察は、皮相の觀察也。無厚は、實意のなき也。外は、疎也。 ● 出でざる云々とは、まきの戸を出てずして天下を知るものをいふ。 ● 召は、致也、まねく也。 ● 善の反對になるをいふ。 ● 天の覆するところなくして物のもつちから成るをいふ。 ● 至精は、道也。衆は、形也。千官云々とは、官その人を得人その職に任ずるが故に、能をつくすと也。 ● 君、言を狂して、臣は敢へてこれを諫めず、而して自らその言を以て試れりと爲す。これを以て試れりと爲す、これを以てその言の狂せるを知ると也。 ● 言を狂はせて、自ら得たりとす。以てその惑へるを知る也。 ● 侍臣の君を匡正して、その全きを鞠すべきなりと也。 ● 物は悉く識るべからざるが故に、識らんと欲すれば、必ず不備をなすと也。 ● 恆も、備也。 ● 輪與輻、もの／＼これを造る人あり。故に歌官といへるなり。 ● 方は、道也。 ● 一は、道也。 ● 鄙人は、小人也。閉は、結び解けざるもの。 ● 見説は、宋の大夫、善く解せりと。 ● 解くべからざる所以を明かにせるは、解けると同じと也。 ● その歌を強めて、

以不解解之也。鄭大師文。終日鼓瑟。而興。再拜其瑟。前曰。伐效於子。效於不窮也。故若大師文者。以其獸中。之也。故思慮自心傷也。智差自亡也。營能自殃。其有處自狂也。故至神道。遙候忽。而不見其容。至聖變習移俗。而莫知其所以從。離世別羣。而無不同。君民孤寡。而不可障。此則姦祥之情得。而險破讒慝。譎諛巧佞之人。無由入。凡姦邪險破之人。必有因也。何因哉。因主之爲。人主好以己爲。則守職者。舍職而阿主之爲。矣。阿主之爲。有過。則主無以責之。則人主日侵。而人臣日得。是宜動者靜。宜靜者動也。以之爲卑。卑之爲尊。從此生矣。此國之所以衰。而敵之所以攻之者也。奚仲作車。蒼頡作書。后稷作稼。皋陶作刑。昆吾作陶。夏竑作城。此六人者。所作當矣。然而非主道者。故曰。作者憂因者平。惟彼君道。得命之情。故任天下。而不彊。此之謂全人。

走ると矢、命、故にこれを中つる也と也。この比喩の意未だ明かならず。思慮は、精神を勞して、心を亂る。故に自ら傷る也。鄭は、通也。即ち、智を用ふること通弊なれば、終に破亡するにいたると也。實は、強也、つとむる也。即ち、夏の樂王が、その能をつとめ、無道をはしいま、にし、自ら破滅の殃を取れるが如きをいふ。阿は、和也。孤寡は、人君の離隔也、よくみづから離隔なれば、名譽は、ふせぎさふべからずと也。得ては、知りてといふに同じ。由りて入るなしとは、用ひらる、なしと也。阿は、順に同じ。人主は、ものが好むところ、阿の欲するところをば、なすものなりと也。阿は、從也。日に得とは、その主に阿るの志を日に得と也。奚仲は、黃帝の後、姓は、任、夏の車正となり、薛に封せられし人。蒼頡は、生れながらにして書を知り、鳥跡を寫倣して、以て文字をつくりし人。后稷は、后は若、穀に穀をいふにて、農をつかさどる官名なりしが、後には、その官をなせる人の名となりしなり。こは、周の祖先の弁をいへるなり。皋陶は、舜の時の賢人にて、刑をつくりし人。昆吾は、颯頊の後、吳回の孫、陸終の子、己好、夏伯となり、陶器を創せし人。夏竑は、禹の父、城郭を築作せしをいふ。姓は、顧に同じ。當れりとは、その宜しきに合へるをいふ。全人は、野圖なき全徳の人也。

陶作刑。昆吾作陶。夏竑作城。此六人者。所作當矣。然而非主道者。故曰。作者憂因者平。惟彼君道。得命之情。故任天下。而不彊。此之謂全人。

任 數

三曰。凡官者。以治爲任。以亂爲罪。今亂而無責。則亂愈長矣。人主以好暴示能。以好唱自奮。人臣以不爭持位。以聽從取容。是君代有司。爲有司也。是臣得後隨。以進其業。

三に曰く、およそ官は、治を以て任となし、亂を以て罪となす。今亂れて責むるなくば、則ち亂いよく長ず。人主は、好暴を以て能を示し、好唱を以て自ら奮め、人臣は、争はざるを以て位を持し、聽從を以て容を取る。これ君が有司に代りて有司となるなり。これ臣、後隨を得て以てその業を進むるなり。君臣定らず。耳聞のと雖も、以て聽くべからず、目見のと雖も、以て視るべからず。心知ると雖も、以て舉ぐべからず。勢の之を使しむるなり。およそ耳の聞ゆるは靜に藉り、目の見ゆるは昭に藉り、心の知るは理に藉る。君臣操を易へば、則ち上の三官のもの廢る。亡國の主は、その耳は以て聞くべからざるにあらざる。

君臣不定。耳雖聞。不可以聽。目雖見。不可以視。心雖知。不可以舉。勢使之也。凡耳之聞也。藉於靜。目之見也。藉於昭。心之知也。藉於理。君臣易操。則上之三官者廢矣。亡國之主。其耳非不可以聞也。其目非不可以見也。其心非不可以知也。君臣擾亂。上下不分別。

なり。その目は以て見るべからざるにあらざるなり。その心は以て知るべからざるにあらざるなり。君臣擾亂、上下分別せずんば、聞くと雖も曷ぞ聞かん、見ると雖も曷ぞ見ん、知ると雖も曷ぞ知らん。馳騁して耳に因る、之愚者の至らざるところなり。至らずんば則ち知らず。知らずんば則ち信ぜず。骨なきものには、氷を知らしむべからず。土を有するの君、能くこの言を察せば、則ち災由りて至るなからん。かつそれ耳目智巧は、固より恃むに足らず。たゞその数を脩めその理を行ふを可と爲す。韓の昭釐侯、廟の牲を祠る所以を視るに、その豕小なり。昭釐侯、官をしてこれを更へしむ。官、この豕を以て來るや、昭釐侯曰く、「これ鬻者の豕にあらすや」と。官以て對ふるなし。吏に命じてこれを罪せしむ。從者曰く、「君王何を以て之を知る」と。君曰く、「われその耳を以てなり」と。申不害之を聞きて曰く、「何を以てその聾を知る、その耳の聰きを以てなり。何を以てその盲を知る、その目の明なるを以てなり。何を以てその狂を知る、その言の當れる

雖聞曷聞。雖見曷見。雖知曷知。馳騁而因耳矣。此愚者之所不至也。不至則不知。不知則不信。無骨者不可令知。冰有土之君。能察此言也。則災無由至矣。且夫耳目智巧。固不足恃。惟脩其數。行其理。爲可。韓昭釐侯視所祠以祠廟之牲。其豕小。昭釐侯令官更之。官

を以てなり。故に曰く、「聽を去つて以て聞くなくんば則ち聰、視を去つて以て見なくんば則ち明、智を去つて以て知らなくんば則ち公。三者を去りて任ひずんば則ち治り、三者任ふれば則ち亂る」と。これを以て耳目心智の恃むに足らざるを言へるなり。耳目心智は、その知識する所以甚だ闕け、その聞見する所以甚だ淺し。淺闕を以て博く天下に居り、殊俗を安んじ、萬民を治むる、その説固す行はれず。十里の間にして、耳聞く能はず。帷牆の外にして、目見る能はず。三畝の宮にして、心知る能はず。それ以て東は開悟に至り、南は多難を撫し、西は壽靡を服し、北は僂耳を懷くれば、これを若何ぞや。故に君人は、この言を察せざるべからざるなり」と。治亂安危存亡は、その道固より一なきなり。故に至智は智を棄て、至仁は仁を忘れ、至徳は徳ならず。言なく思なく、靜以て時を待ち、時至りて應ず。心の暇あるものは勝つ。およそこれに應ずるの理は、清淨公素にして正に始めて卒る。この治紀は、唱へて和あるなく、先んじて隨ふあるなし。古への

以是豕來也。昭釐侯曰。是非。非。官無以對。命。吏罪之。從。者曰。君王何。以知之。君曰。吾以耳也。申。不審。聞之。曰。何以知其。變。以耳之。聽。也。何以。其。明。也。何以。知。其。狂。也。以。其。言。之。當。也。故。曰。夫。聽。無。以。聞。則。聽。去。視。無。以。見。則。明。去。智。無。以。知。

王者は、その爲すところ少くして、その因ふところ多し。因ふは君術なり。爲すは臣道なり。爲せば則ち擾れ、因へば則ち靜なり。冬に因ひて寒を爲し、夏に因ひて暑を爲す、君奚ぞ事とせんや。故に曰く、「君道は無知無爲にして、有知有爲より賢れば、則ちこれを得」と。有司、事を齊の桓公に請ふ。桓公曰く、「以て仲父に告げよ」と。有司また請ふ。公曰く、「仲父に告げよ」と。是の若くするこゝと三たびなり。智者曰く、「一にも則ち仲父、二にも則ち仲父、易いかな、君たるや」と。桓公曰く、「われ未だ仲父を得ずば、則ち難し。已に仲父を得し後は、易爲れぞそれ易からざらん」と。桓公の管子を得て、事なほ大に易し。また況んや道術を得たるに於てをや。孔子、陳蔡の間に窮す。藜藿料まず、七日粒を嘗めず。晝寢す。顔回米を索め、得てこれを糞ぐ。幾ど熱す。孔子、顔回を望見すれば、その甑中を攫みてこれを食ふ。選間にして食熱す。孔子に調して食を進む。孔子佯りてこれを見ざる爲す。孔子起きて曰く、「今者夢に先君に見え、食

則公。去三者。不任則治。三者任則亂。以。此言耳。目。心。智。之。不。足。恃。也。耳。目。心。智。其。所。以。知。識。其。聞。其。淺。以。淺。聞。博。居。天。下。安。殊。俗。治。萬。民。其。說。固。不。行。十。里。之。聞。而。耳。不。能。聞。而。目。不。能。見。而。心。不。能。知。其。三。欲。之。宮。而。心。不。能。知。其。以。東。至。開。梧。南。撫。多。頭。西。

潔うして後に饋れり」と。顔回對へて曰く、「不可なり。糲者に煤炭甑中に入れり、食を棄つるは不祥なり。回攫みてこれを食へり」と。孔子歎じて曰く、「信ずるところのものは目なり。而も目なほ信すべからず。恃むところのものは心なり。而も心なほ恃むに足らず。弟子これを記せよ。人を知るは固に易からず」と。故に知るは難きにあらざるなり。孔子の人を知る所以は、難きなり。

● 好景云々は、能く善を爲すを好むを兼に示す意。好景は、主唱するを好む意。善は、強也、つとむ也。善はざるは、陳有以て君と争はざる意。難從云々とは、君の言にもわたりて難從し、以て自らしのびゆる事也。● 有司は、大臣なり。大臣は、君を匡し、忠を盡し、退きて君の過を神補せんことを思ふべきなり。然るに難從以て容顏を取れば、以て君を正すべきなくして、君まことに自ら正すべきのみ。故にしかいへるなり。● 後園は、園後也。即ち、障々として争はずして、その業を盡むと也。● 君は君たらず、臣は臣たざるをいふ。● 應くべからずは、五音を應くべからずと也。應るは、五色を應る也。應ぐとは、舉げ取る也。● その人忠ならず正しからずして、苟も容悅を取らば、志意の邪に傾くが故に、しかいへるなり。● 誰は、假也。誰なれば疑なし、乃ち聞ゆるところあるが故に、誰に獲りといへる也。● 明也。明にあらざれば、目見るところなきが故なり。● 理に獲る云々とは、物を去り義をさだむるは、理にあらざれば決せざるが故也。● 誰は、とり守るべきこと。三

服壽慶。北懷一
儻耳。若之何。
哉。故君人者。
不可不察。此
言也。治亂安
危存亡。其道
固無二也。故
至智喪智。至
仁忘仁。至德
不德。無言無
思。靜以待時。
時至而應。心
暇者勝。凡應
之理。清淨公素。而正始卒焉。此治紀無唱有和。無先有隨。古之王者。其所爲少。其所因多。因者君術也。爲者臣道也。爲則擾矣。因則靜矣。因冬爲寒。因夏爲暑。君奚事哉。故曰。君道無知無爲。而賢於有知有爲。則得之矣。有司請事於齊。桓公曰。桓公曰。以告仲父。有司又請。公曰。告仲父。若是三習者。曰。一則仲父。二則仲父。易哉。爲君。桓公曰。吾未得仲父。則難。已得仲父之後。曷爲其不易也。桓公得管子。事猶大易。又況於得道術乎。孔子窮乎陳蔡之間。藜藿不斟。七日不嘗粒。晝夜顛倒。米得而爨之。幾熟。孔子望見顏回。攪其甑中而食之。選間食熟。請孔子而進食。孔子作爲不見之。孔子起曰。今者夢見先君。食潔而後饋。顏回對曰。不可。鬻者煤矣。入甑中。棄食不祥。回攫而飯之。孔子歎曰。所信者目也。而目猶不可信。所恃者心也。而心猶不足恃。弟子記之。知人固不易矣。故知非難也。孔子之所以知人難也。

官は、耳と目と心と也。隠るは、その正を得ざるが故也。利に就き害を避くるを知るを難し、仁義と利に就き害を避くるの本とを知らざるなり。その本をすててこれを末に求むるが故に、しかいへるなり。聞く、見るの宜もまた然り。聽辭は、符驗也。禽獸を符驗するは、亡國の主の樂むところ、その本を修むるものに及んで、符ざるなり。故に、愚者の至らざることをなりといへるなり。その君を知らずば得ず。仁義を修めて爲すを欲するなし。以て國を治安にするの本を致すべしと也。亡國の主は、禽獸を去り、仁義を施すを知らず。符なき鳥の、養生し、秋死し、冬寒の水寒あるを知らざるがごとしと也。理は、道也。聞賢は、賢也。晉の宣子起の後、懿侯の子。官をして家の小なるを以て、更に大なるものにかへしめし也。その耳を論ると也。申不害は、鄭の京の人、昭釐侯の相なり。任は、用也。昭釐侯は、東陽の國。多断は、南陽の國。聽辭は、西陽の國。符驗は、北陽の國。得は、知也。習は、近習にて、親むところの臣也。藜は、あかぎの菜の吸物にて、粗食也。選間は、須臾也。爨は、燃焼也。す、日に爨を見れば、儲ずべからずと也。心に妄を憶へば、恃むに足らずと也。

四曰。人之意
苟善。雖不知
可以爲長。故
李子曰。非狗
則不得免。免
化而狗。則不
爲免。人君而
好爲人官。有
似於此。其臣
蔽之。人時禁
之。君自蔽則
莫之敢禁。夫
自爲人官。自

勿躬

四に曰く、人の意苟も善ならば、知らずと雖も、以て長たるべし。故に李
子曰く、「狗にあらざれば、則ち免を得ず。免化して狗たらば、則ち免たらず。
人君にして好んで人官を爲すは、これに似たるあり。その臣これを蔽めば、人時
にこれを禁ず。君自ら蔽めば、則ちこれを敢へて禁するなし。それ自ら人官た
るは、自ら蔽むるの精しきものなり。蔽簞日に用ひて、饑に蔽めず。故に用ふ
れば則ち衰へ、動けば則ち暗く、作せば則ち倦む。衰暗倦の三つのものは、君道
にあらざるなり。大橈は甲子を作り、黔如は虜首を作り、容成は麻を作り、義和
は占日を作り、尙儀は占月を作り、后益は占歳を作り、胡曹は衣を作り、夷羿は

蔽之精者也。蔽之日用。而不蔽於蔽。故用則衰。動則暗。作則倦。衰暗倦三者非君道也。大槩作甲子。對如作。虜首。容成作。麻。龜和作。占日。尙儀作。占月。后益作。占歲。胡曹作。衣。夷羿作。司祝融作市。儀狄作酒。高元作室。虞姁作舟。伯益作井。赤冀作白。乘雅作駕。寒哀

弓を作り、祝融は市を作り、儀狄は酒を作り、高元は室を作り、虞姁は舟を作り、伯益は井を作り、赤冀は白を作り、乘雅は駕を作り、寒哀は御を作り、王冰は服牛を作り、史皇は圖を作り、巫彭は醫を作り、巫咸は筮を作れり。この二十官は、聖人の天下を治めし所以なり。聖王、二十官の事を能くせず。然して二十官をして、その巧を盡し、その能を畢さしむ。聖王、上に在るが故なり。聖王の能くせざるところ、これを能くする所以なり。知らざるところ、これを知る所以なり。その神を養ひ、その徳を脩めて化す。豈に必ずしも形を勞し、耳目を愁弊せんや。この故に聖王の徳は、融乎として日の始めて極を出づるが若く、六合を燭して窮屈するところなく、昭乎として日の光の若く、萬物を變化して行かざるところなし。神、太一に合し、生、屈するところなく、意、障するところなく、精、鬼神に通じ、深微立妙にして、その形を見る莫し。今日南面すれば、百邪おのづから正しうして、天下みなその情に反り、黔首畢くその志を樂む。

作御。王冰作。服牛。史皇作。圖。巫彭作醫。巫咸作筮。此二十官者。聖人之所以治天下也。聖王不能二十官之事。然而使巧。聖其能也。聖王在上故也。聖王之所以不能也。所以不能也。所以不知也。所以不知也。所以不知也。其德而化矣。豈必勞形。愁弊耳目哉。是

安ぞその性を育して、爲すとして成らざるなからん。故に善く君たるものは、性命の情に矜服して、百官已に治まり、黔首已に親み、名號已に章かなり。管子、桓公に復して曰く、「壘田大邑、土を辟き粟を藝ふ、地力の利を盡すは、臣は奪遂に若かず。請ふ、置きて以て大田と爲さん。登降辭讓、進退閉君なるは、臣は隰朋に若かず。請ふ、置きて以て大行と爲さん。蚤に入り晏く出で、君の顔色を犯し、進んで諫むるに必ず忠にし、死亡を辟けず、貴富を重んぜざるは、臣は東郭牙に若かず。請ふ、置きて以て大諫臣と爲さん。平原廣城、車は軌を結へず、士は踵を旋らさず、これを鼓すれば、三軍の士の、死を視る歸するが如くなるは、臣は王子城父に若かず。請ふ、置きて以て大司馬と爲さん。獄を決するに中を折め、不辜を殺さず、無罪を誣ひざるは、臣は弦章に若かず。請ふ、置きて以て大理と爲さん。君もし國を治め兵を彊くせんと欲せば、則ち五子者にて足れり。君、霸王たらんと欲せば、則ち夷吾、こゝに在り」と。桓公曰く、「善し」と。

故聖王之德。融乎若日之始。出極燭。六合而無所窮。風昭乎若日之光。變化萬物。而無所不行。神合乎太一。生無所不。而意不可。精通乎鬼神。深微玄妙。而莫見其形。今日南而百邪。自正。而天下皆反。其情。對首。舉樂。其志。安育。其性。而莫爲不成。故善爲君者。於

五子をしてみなその事に任じ、以て令を管子に受けしむ。十年、諸侯を九合し、天下を一匡せるは、みな夷君と五子との能なり。管子は人臣なり。おのれの不能に任せずして、以て五子の能を盡せり。況んや人主に於てをや。人主、能不能の以て君民たるべきを知らば、則ち幽詭愚險の言、職らざるなし。百官有司の事、力を畢し智を竭せるは、五帝三王の君民なり。下固に力を畢し智を竭せるに過ぎざるなり。それ君人にして、その能を待むなきを知り、勇力誠に信ならば、則ちこれに近し。およそ君なるものは、平靜に處り、徳化に任じ、以てその要を聴く。此の若くば、則ち形性いよく、臆びて、耳目いよく、精しく、百官職を慎みて、敢へて僉鈍するなく、人その事を事め、以てその名に充つ。名實相保つ、これを道を知ると謂ふ。

- 長は、上也 ● 人君にして、臣下のなすべき官職を、好んで自ら治むるは、鬼の化して神となるが如しと也
- 精は、甚也 ● はうき也。即ち、誠は誠也。日に掃除に用ふるが故に、塵に取れずといふに、人君の人臣の職を治むるを好むは、誠と何ぞ異ならん、たとへていへるなり
- 用よれば云々とは、君が臣の職を

服性命之情。而百官已治矣。黔首已親矣。名號已章矣。管子復於桓公曰。墜田大邑。辟土蕪粟。盡地力之利。臣不若。遊。請置以爲大田。登降辭。讓。進退閑習。臣不若。臨朋。請置以爲大

なさんと風塵につとむれば、則ち定業よと也。動けば云々とは、君が、その局にありて、社稷を安んじ、民を利するの事をなさんとすれば、却つて暗くして、迷ふにいたると也。作せば云々とは、君が臣に代りて進退力役の事をなせば、則ち僉むと也 ● 黔首は、その意明ならず。或は百首の誤か。百は、古代の國法にて、七十二年をいふ。百首は、開闢一の數也。屏は、屏の古字。宣は、卜筮也 ● 聖王、上に在り。官、人々をしてその事に任ぜしむるが故に、よくその巧能をつくすと也 ● その人を用ひ、その任を得るが故に、これをよくすと也 ● 老子のいはゆる、知るざるは乃ちこれを知るといへる意なり ● 風塵の神を勞するところなき、これ神を善す所以なりと也。化すは、萬物を化育するの謂なり ● 形は、體の誤にて、形體とつゞくにあらずるか ● 六合は、上下四方也 ● 太一は、萬物の根元也 ● 天子は兩面して治むるが故に天子をいふ也 ● 神は、神の誤にて、務めてとよむにあらずるか。章は、明也 ● 復は、白也、まうす也 ● 大田は、農事を掌る長官 ● 大行は、賓客の應接を掌り、以て諸侯を親ましむる長官 ● 城は、城の誤にあらずるか。軌は、車の兩輪の間也。結は、交也 ● 大司馬は、軍事を掌る長官 ● 大運は、驛を治むる官 ● 職は、職の誤ならん ● 風は、風の誤ならん。僉は、延也。解也。事は、治也

行。蚤入晏出。犯君顏色。進諫必忠。不辟死亡。不重貨富。臣不若。東郭牙。請置以爲大諫。臣。平原廣城。車不結軌。士不旋踵。鼓之。三軍之士。視死如歸。臣不若。王子城父。請置以爲大司馬。決獄折中。不殺不辜。不誣無罪。臣不若。鼓章。請置以爲大理。君若欲治國彊兵。則五子者足矣。君欲親王。則夷吾在此。桓公曰。善。令五子皆任其事。以受命於管子。十年。九合諸侯。一匡天下。皆夷吾與五子之能也。管子人臣也。不任己之不能。而以盡五子之能。況

於人主乎。人主知不能之可。以君民也。則幽詭愚賤之言。無不職矣。百官有奇之事。畢力竭智矣。五帝三王之君民也。下國不遇。畢力竭智也。夫君人而無待其能。勇力誠信。則近之矣。凡君也者。處平靜。任德化。以聽其要。若此。則形性彌贏。而耳目愈精。百官慎職。而莫敢偷綏。人事其非。以充其名。名實相保之謂知。道。

知 度

五日。明君者。非偏見萬物也。明於人主之所執也。有術之主者。非一自行之也。知百官之要也。知百官之要。故。事省而國治也。明於人主之所執。

五に曰く、明君は、偏く萬物を見るにあらざるなり。人主の執るところに明なるなり。有術の主は、自ら自らこれを行ふにあらざるなり。百官の要を知るなり。百官の要を知るが故に、事省かれて國治るなり。人主の執るところを明かにするが故に、權専らにして姦止むなり。姦止めば、則ち説くもの來らずして情諱る。情は飾しからずして、事の實見る。これこれを至治と謂ふ。至治の世には、その民は、空言虚辭を好まず、淫學流説を好まず。賢不肖おの／＼その質しきに反り、その情を行ふに、その素を離らず。蒙厚純樸、以てその上に事

故。權專而姦止。姦止則説者不來。而情諱矣。情者不飾。而事實見矣。此請之至治。至治之世。其民不奸。空言虚辭。不奸。淫學流説。賢不肖各反。其實。行其情。不離其素。蒙厚純樸。以事其上。若此。則工拙愚智勇懼。可得。以故。易官。易官則各當其任。矣。故有職者。安其

ふ。此の若くば、則ち工拙愚智勇懼、故を以て官を易ふるを得べし。官を易ふれば、則ちおの／＼その任に當る。故に職あるものは、その職に安んじてその議を聴かず。職なきものは、その實を責めて以てその辭を驗す。この二つのもの審かなれば、則ち無用の言は朝に入らず。君は性命の情に服ひて、愛惡の心を去り、虚無を用て本と爲し、以て有用の言を聴く。これを朝と謂ふ。およそ朝なるものは、相與に理義を召くなり。相與に法則を植つるなり。上、性命の情に服へば、則ち理義の士至り、法則の用植ち、枉辟邪撓の人退き、貪得僞詐の曹遠ざかる。故に天下を治むるの要は、姦を除くに存す。姦を除くのは、官を治むるに存す。官を治むるの要は、道を治むるに存す。道を治むるの要は、性命を知るに存す。故に子華子曰く、「厚うして博からず、敬んで一事を守る」と。性を正しうするをこれ喜び、羣衆周からずして、務めて一能を成し、盡く能く既に成りて、四夷乃ち平かなり。たゞかの天符は、周ならずして周なり。これ

職不聽其職。無職者責其。實以驗其辭。此二者審則。無用之官不。入於朝矣。君。服性命之情。去愛惡之心。用虛無爲本。以聽有用之。官。謂之朝。凡。朝也者。相與。召。理義也。相。與。植。法。則。也。上。服。性。命。之。情。則。理。義。之。士。至。矣。法。則。之。用。植。矣。枉。辟。邪。撓。之。人。退。矣。食。得。僞。

神農の長なる所以にして、堯舜の章かなる所以なり。人主、みづから智として人を愚なりとし、自ら巧なりとして人を拙なりとす。此の若くば、則ち愚拙のもの請ひ、巧智のもの詔へん。詔ふること多ければ、則ち請ふものいよく多し。請ふものいよく多くして、かつ請はざるなきなり。主、巧智なりと雖も、未だ知らざるなきにあらざるなり。未だ知らざるなきにあらざるを以て、請はざるなきに應ぜば、その道固す窮る。人主となりて、しばしばその下に窮す、將た何を以て人に君たらんや。窮してその窮を知らず、その患またはた反つて以ておのづから多し。これこれを重塞の主と謂ふ。國を存するなし。故に有道の主は、因うて爲さず、責めて詔へず、想を去り意を去り、靜慮以て待ち、これが言を伐らず、これが事を奪はず、名を督し實を審かにし、官をしてみづから司らしめ、知らざるを以て道となし、奈何を以て實と爲す。堯曰く、「若何にして爲め、日月の燭すところに及ばん」と。舜曰く、「若何にして四荒の外を服せん」と。禹曰く、「若

詐之曹遠矣。故治天下之要。存乎除其。除其之要。存乎治官。治官之要。存乎治道。治道之要。存乎知性命。故子華子曰。厚而不博。敬守一事。正性是喜。羣衆不周。而務成一能。盡能既成。四夷乃平。唯彼天符。不周而周。此神農之所以長。而堯舜之所以章也。人主自

何にして青北を治め、九陽・奇怪の際するところを化せん」と。趙襄子の時、任登を以て中牟の令と爲す。計を上り、襄子に言つて曰く、「中牟に士あり。臆胥己と曰ふ、請ふ、これを見んことを」と。襄子見て以て中大夫と爲す。相國曰く、「意ふに君耳にして未だこれを目にせざるか。中大夫と爲す、此の若くそれ易きは、晉國の故にあらす」と。襄子曰く、「われの登を擧ぐるや、已に耳にしてこれを目にせり。登の擧ぐるるところ、われまた耳にしてこれを目にせば、これ人を耳目にすること終に已むなきなり」と。遂にまた問はず。而して以て中大夫と爲せり。襄子何爲れぞ人を任する、則ち賢者力を畢せばなり。人主の患は、必ず人を任じてこれを用ふる能はざると、これを用ひて知らざるものとこれを議するに在り。江を絶るものは船に託し、遠きに致すものは驥に託し、霸王たるものは賢に託す。伊尹・呂尚・管夷吾・百里奚は、これ霸王の船驥なり。父兄と子弟とを釋つるは、これを疏んするにあらざるなり。抱人・釣者と仇人・僕虜とに任する

智而愚人。自巧而拙人。若此則愚拙者請矣。巧智者請者愈多矣。請者愈多則請者愈多矣。且無不請也。主雖不請也。未無不知也。以未無不知也。應無不請。其道固窮。爲人主而數窮於其下。將何以君人乎。窮而不知其窮。其患又將反以自多。是之謂重塞之主。無存國

は、これに阿るにあらざるなり。社稷を持し、功名を立つるの道は、然らざるを得ざるなり。なほ大匠の宮室を爲るがこときなり。小大を量りて材木を知り、功丈を量りて、人数を知るなり。故に小臣呂尙の聽かれて、天下、殷周の王たるを知るなり。管夷吾、百里奚の聽かれて、天下、齊・秦の霸たるを知るなり。豈に特に驥遠のみならんや。それ成王霸者は固より人を有す。亡國のものもまた人を有す。桀は羊辛を用ひ、紂は惡來を用ひ、宋は唐鞅を用ひ、齊は蘇秦を用ひ、而して天下、その亡ぶるを知れり。その人にあらずして功あらんと欲するは、これを譬ふれば、夏至の日にして、夜の長きを欲し、魚を射んとして天を指して發の當らんことを欲するが若きなり。舜・禹もなほ困しめるが如し。而るを況んや俗主をや。

● 飾は、虚也 ● 遊は、正道を履ばざる也。流説は、邪説也 ● 實は、正也。反は、本也、その本にかへるなり。素は、樸也、純樸なる本性也。即ち、純樸なる本性を飾りて華藻にせざると也 ● その職を聽かずとはこれを氣すが如き職を聽かずと也。聽は、動也、考へてあきらかにする也 ● 愛惡は、公正ならざる愛憎の念也。

矣。故有道之主。因而不爲。實而不詔。去想去意。靜慮以待。不伐之。言不奪之事。督名養實。官使自司。以不知爲道。以不奈何爲實。堯曰。日月之所燭。舜曰。若何而服。四荒之外。禹曰。若何而治。青北。化九陽。奇怪之所。際。趙襄子之時。以任登爲中牟令。上計言於襄子曰。中牟有士。曰臧胥己。請見之。襄子見而以爲中大夫。相國曰。意者君耳而未之目邪。爲中大夫。若此其易也。非賢國之故。襄子曰。吾舉登也。已耳而目之矣。登所舉。吾又耳而目之。是耳目人終無已也。遂不復問。而以

● 虛は、愛惡するところなき也。愛惡するところなければ、則ち公正也。これ治の本也。有用の言は、忠正にして無益の言也 ● 謙は、立也 ● 實は、素也、ともがら也 ● 性命を知れば、則ち得難きの物を珍重せず無益のことを爲さず、たゞ難にこれ從ひて、民を利するが故なり ● 子墨子は、驥遠の人なり。一事は、正事也 ● 一能は、事一の能にて、公正をいふ ● 用は、忠信也 ● 長は、虚といふに同じ。察は、審明也 ● 詔は、教也 ● 未だ知らざるなき云々とは、未だ知らざることを盡す能はずと也 ● 因は、依也 ● 反は、更也、さらに也。多は、大也 ● 因うて云々とは、舊法に因循して、改むるをなさずと也。實めて云々とは、臣に成功を實めて、みだりに偏見を以て教へずと也。知らざるを以て道となし云々とは、道は、知らざるをたふとよ。知らざるは乃ち知るなり。知らざるを以て貴しとなせば、因循長養、自然の性に戻らず。故に奈何ともすべからざるを以て實となすと也 ● 知は、照也 ● 荒は、同の音遠也 ● 青北、九陽、奇怪は、みな四夷の遠國也。際は、至也 ● 以は、用也 ● 故は、法也 ● われは、任登の名を耳にし、任登の實を目にせりと也 ● 愚は、蠢也 ● その父兄子弟不肖にして、覇王の船賊たる能はざるが故に、これをすつるにて、苟も遠ざかるにあらざると也 ● 臧人は伊尹。釣者は呂尙。仇人は即ち管夷吾。僕隴は即ち百里奚也 ● 功丈は、その功力と丈尺と也。人歌云々とは、人を用ふる歌の多少を知ると也。曹は、相也、かんがへみる也 ● 小臣は、湯の師也 ● 驥遠は、船賊の風ならん

爲中大夫。喪子何爲任人。則賢者畢力。人主之患。必在任人而不能用之。用之而與不知者一議之也。絕江者託於船。致遠者託於驥。霸王者託於賢。伊尹呂尚。管夷吾百里奚。此霸王者之船驥也。釋父兄與子弟。非疏之也。任庖人釣者。與仇人僕虜。非阿之也。持社稷立功名之道。不得不然也。猶大匠之爲宮室也。量小大而知材木之宜。管功丈而知人數之宜。故小臣呂尚聽而天下知殷周之王也。管夷吾百里奚聽而天下知齊秦之霸也。豈特驥遠哉。夫成王霸者固有人。亡國者亦有人。桀用辛紂。紂用惡來。宋用唐鞮。齊用蘇秦。而天下知其亡。非其人而欲有功。譬之若夏至之日而欲夜之長也。射魚指天而欲發之當也。舜禹猶若困而況俗主乎。

慎勢

六曰。失之乎數。求之乎信。疑。失之乎勢。求之乎國。危。吞舟之魚。陸處。則不勝。蟻蟻。權鈞則不能相使。勢等。

六に曰く、これを數に失ひ、これを信に求むれば疑ふ。これを勢に失ひ、これを國に求めば危し。吞舟の魚も、陸處すれば、則ち蟻蟻に勝たず。權鈞しければ、則ち相使ふ能はず。勢等しければ、則ち相并ぶ能はず。治亂齊しければ、則ち相正す能はず。故に小大輕重、少多治亂、察せずんばあるべからず。これ禍福の門なればなり。およそ冠帶の國、舟車の通ずる所、象譯狄鞮を用ひざる、方三

則不能相并。治亂齊則不能相正。故小大輕重。少多治亂。不可不察。此禍福之門也。凡冠帶之國。舟車之所通。不用象譯狄鞮。方三千里。古之王者。擇天下之中而立國。擇宮之中而立廟。擇天下之地方千里以爲國。所以不能大也。其

千里。古の王者、天下の中を擇んで國を立て、國の中を擇んで宮を立て、宮の中を擇んで廟を立つ。天下の地方千里以て國を爲す、治の任を極むる所以なり。大なる能はざるにあらざるなり。その大は小に若かず、その多は少に若かざればなり。封建を衆くするは、以て賢に私するにあらざるなり。勢に便じ威を全うする所以にして、義を博うする所以なり。義、利を博うすれば、則ち敵なし。敵なきものは安し。故に上世を觀るに、その封建衆きものは、その福長く、その名彰る。神農の十七世天下を有ちしは、天下とこれを同じうしたればなり。王者の封建や、いよく近ければいよく大に、いよく遠ければいよく小なり。海上に十里の諸侯を有す。大を以て小を使ひ、重を以て輕を使ひ、衆を以て寡を使ふ、これ王者の家以て完き所以なり。故に曰く、一隙費を以てすれば則ち勞し、一鄰魯を以てすれば則ち逸す。宋鄭を以てすれば、則ちなほ日を倍して馳するがごときなり。齊・楚を以てすれば、則ち舉げて綱旃を加ふるのみ。用ふるところいよ

大不若小。其多不若少。衆二封也。非二以私。賢也。所以便。勢全威。所以博。義。義博。利則無敵。無敵者安。故觀二於上世。其封建衆者。其福長其名彰。神農十七世有天下。與二天下。同之也。王者之封建也。彌近彌大。彌遠彌小。海上有二十里之諸侯。以大使小。以重使輕。以衆使

いよ大にして、欲するところいよく易し。湯それ鄭なく、武それ岐なくば賢十全なりと雖も、功を成す能はじ。湯武の賢にして、なほ知を勢に藉る、また況んや湯武に及ばざるものをや。故に大を以て小を畜ふは吉、小を以て大を畜ふは滅、重を以て輕を使ふは從、輕を以て重を使ふは凶なり。これに自りて之を觀れば、それ一世を定め、黔首の命を安んぜん欲せば、功名、繁孟に著れ、銘篆、齋鑑に著れ、その勢、尊を厭はず、その實、多を厭はず。實多く勢を尊び、賢士これを制し、以て亂世に遇ふ、王なほなほ少し。天下の民窮し苦む。民の窮苦いよく、甚しければ、王者これいよく易し。およそ王なるものは、窮苦の救なり。水には舟を用ひ、陸には車を用ひ、塗には轡を用ひ、沙には鳩を用ひ、山には標を用ふ。その勢に因ふものは令行はれ、位尊きものはその教受はれ、威立つものはその姦止む。これ人を畜ふの道なり。故に萬衆を以て千乘に令するは易く、千乘を以て一家に令するは易く、一家を以て一人に令するは易

寡。此王者之所。以家以完也。故曰以謙。費則勞。以二鄙魯則逸。以二宋鄭則猶二倍日而馳也。以二齊楚則舉而加二綱。而巳矣。所用彌大。所欲彌易。湯其無邪。武其無岐。賢雖十全。不能成功。湯武之賢。而猶藉二知乎勢。又況不及湯武者乎。故以二大畜小吉。以二小畜大滅。以二重

し、嘗試此に反すれば、堯舜と雖も能はず。諸侯は人に臣たるを欲せず、而も己むを得ず。その勢便ならずんば、則ち奚を以て臣を易めん。輕重を權り、大小を審かにし、建封を多くするは、その勢に便する所以なり。王なるものは勢なり。王なるものは、勢、敵なきなり。勢に敵あれば、則ち王者廢る。小の大より愈り、少の多より賢るものを知るあらば、則ち知、敵なし。知、敵なければ、則ち似類嫌疑の道遠ざかる。故に先王の法は、天子を立て、諸侯をして疑はしめず。諸侯を立て、大夫をして疑はしめず。適子を立て、庶孽をして疑はしめず。疑は争を生じ、争は亂を生ず。この故に、諸侯位を失へば、則ち天下亂れ、大夫等なければ、則ち朝廷亂れ、妻妾分たずんば、則ち家室亂れ、適孽別なくんば、則ち宗族亂る。慎子曰く、「今一兔走り、百人これを逐ふ。一兔の足、百人の分を爲すにあらざるなり。未だ定らざるに由る。未だ定らざるに由らば、堯かつ力を屈す、而るを況んや衆人をや。兔を積みて市に滿つ、行くもの願みず。兔を

使輕從。以輕
使重凶。自此
觀之。夫欲定
一世。安對首
之命。功名著
乎。盤盂。銘篆
著乎。壺鑑。其
勢不厭。尊。其
實不厭。多。多
實。尊。勢。賢士
制之。以遇亂
世。王猶尙少。
天下之民。窮
矣。苦矣。民之
窮苦。強其。王
者之強。易。凡
王也者。窮苦
之教也。水用
舟。陸用車。塗
用輻。沙用鳩。

欲せざるにあらざるなり。分已に定ればなり。分已に定れば、人鄙なりと雖も
争はず。故に天下を治め國に及ぶ、分を定むるに在るのみ。莊王、宋を圍むこと
九月、康王、宋を圍むこと五月、聲王、宋を圍むこと十月、楚三たび宋を圍む、
而も亡す能はず。亡すべからざるにあらざるなり。宋を以て楚を攻む、奚の時
か止まん。およそ功の立つや、賢不肖強弱治亂異なるなり。齊の簡公に臣有り、
諸御鞅と曰ふ。簡公に諫めて曰く、「陳成常と宰予との二臣は、甚だ相憎めり。
臣はその相攻めんを恐るゝなり。相攻むる唯だ固くば、則ち上を危くせん。願は
くは君の一人を去らんことを」と。簡公曰く、「而細人の能く識るところにあら
ざるなり」と。居ること幾何もなくして、陳成常は果して宰予を庭に攻め、簡公
を廟に即かしたるなり。簡公喟焉として太息して曰く、「余は鞅の言を用ふる能は
ず、以てこの患に至れるなり」と。その數を失ひ、その勢なくば、鞅に聽くな
きを悔ゆと雖も、悔ゆるなきと同じ。是れ恃むべきを恃むを知らず、而して恃ま

ざるを恃めるなり。周鼎の象を著くるは、その理の通を爲すなり。理、君道に通
ずるなり。

山用機。因其
勢也者。令其
位尊者。其教
受。威立者。其
衰止。此者。人
之道也。故以
萬乘。令二千
乘。易。以二千
令。一。家。令。一
以。一。家。令。一
一。人。易。管。識
及。此。雖。幾。舜
不。能。語。侯。不
欲。臣。於。人。而
不。得。已。其。勢
不。便。則。奚。以
易。臣。權。輕。重。
審。大。小。多。建
封。所。以。便。其
勢。也。王。也。者

● 儲儲の數を失ひ、人をしてこれを備せしめんを欲す、故に陳ふ也 ● 上に居るの勢を失ひ、以て國を有する
を恃む、故に危きなり ● 冠帯云々は、威儀正しき中國をいふ。運は、邊也。衆歸云々は、周禮に、衆背は、衆
鳴聞也、戎狄の國を築り、その言を偏通せしむるなり。東方を謂といひ、南方を衆と曰ひ、西方を狄稱と曰ひ、北
方を譯と曰ふとあり。三千里の内、被服五帝諸侯の盛明なる、衆歸狄稱を用ひずと也 ● 國は、千里の國內なり
● 王者の德にありて、その人及び國の大小多寡によりずと也 ● 衆は、多也 ● 神農は、炎帝なり。農神
穀、堯民を化養す、天下これを號して神農といへり ● 近國をば大に、遠國をば小にするは、幹をつようし、枝
を弱くするなり ● 海上は、四海の上にて、邊きを言ふなり。十里は、小國也 ● 膠鬲は、小國なるが故に勢
するなり。鄒魯は、大國なるが故に安遠なる也 ● 日を倍して云々は、その威を行ふの廣めて易きをいへるな
り ● 齊楚は、最大國なるが故に、綱紀を擧げてこれを小國に加ふれば、大勢なきをいへるなり。鄭は、はた
大を用ひて小を使へば、欲するところごとく成るが故に、いよ／＼易しといへるなり ● 郭、岐は、湯
王、武王の本國なり。假りにこれ無からしめば、賢なること十倍すといふとも、以てかの功業と成すこと能はずと也
● 誠は、亡也。從は、順也 ● 殷の紂王に苦みし民が、紂の亂に、武王とその牧野に陣す。殷の民は、矢を
倒にして射、戈を擧にして戰へり。武王がこれによりていよ／＼易きを得たるが如きをいふ ● 斬は、泥土を行
くに用ふる形なり ● 受は、因也、したがふ也 ● 齊國とあるは、嘗試の亂、及は反なるとの説に従ひ
改めて譯す。能はずは、以てその化を行ふ能はずと也 ● 樂は、何也。易は、治也 ● 慎子、名は到、法曹四

勢也。王也者勢無敵也。勢有敵則王者廢矣。有知小之愈於大。少之賢於多者。則知無敵矣。類嫌疑之道。

遠矣。故先王之法。立天子不使諸侯疑焉。立諸侯不使大夫疑焉。立適子不使庶孽疑焉。疑生爭。爭生亂。是故諸侯失位。則天下亂。大夫無等。則朝廷亂。妻妾不分。則家室亂。適孽無別。則宗族亂。慎子曰。今一兔走。百人逐之。非一兔足爲百人分也。由未定。由未定。逸且風力。而況衆人乎。積兔滿市。行者不顧。非不欲兔也。分已定矣。分已定。人雖鄙。不爭。故治天下及國。在乎定分而已矣。莊王圍宋九月。康王圍宋五月。聲王圍宋十月。楚三圍宋矣。而不能亡。非不可亡也。以宋攻楚。奚時止矣。凡功之立也。賢不肖。強弱治亂與也。齊簡公有臣曰。諸御鞅。諫於簡公曰。陳成常與宰予之二臣者。甚相憎也。臣恐其相攻也。相攻唯固。則危上矣。願君之去一人也。簡公曰。非而細人所能識也。居無幾。何陳成常果攻宰予於庭。即簡公於廟。簡公喟焉太息曰。余不能用御鞅之言。以至此患也。失其數。無其勢。雖悔無聽執也。與無悔同。是不知恃可恃。而恃不恃也。周鼎著象。爲其理之通也。理通君道也。

十二篇を作る。申不害、韓非の前に在り。未だ定まざるものは、人これを欲するをいふ。屈は、端也。つくす也。分を定むとは、國土を分ち、もの／＼その封を守らしむるをいふ。莊王は、楚の穆王の子、共王の父、その宋を圍みしは、魯の宣公の十五年にあり。聲王は、楚の惠王、魯の子、事は、春秋の後。にあり。宋も徳なく、楚もまた徳なし。故に、その戰の果つる期なしと也。簡公は、悼公陽生の子。子壬なり。陳成常は、陳乞の子。宰予は、字は子我。相憎めば、對立すべからず。故に一人を去るを固へるなり。御は、御也。細人は、小人也。説苑正義篇に、向を賊につくる、そこなふと上む。周鼎云云は、さきの先論覽に詳かに見えたり。

不 二

七曰。聽羣衆人議。以治國。國危無日矣。何以知其然也。老耽貴柔。孔子貴仁。墨翟貴廉。關尹貴清。子列子貴虛。陳駢貴齊。陽生貴己。孫臏貴勢。王虛貴先。見良者。皆天下之豪士也。有金鼓。所以一之耳。

七に曰く、羣衆人の議に聽ひて、以て國を治めば、國の危きこと日なけん。何を以てその然るを知る。老耽は柔を貴び、孔子は仁を貴び、墨翟は廉を貴び、關尹は清を貴び、子列子は虚を貴び、陳駢は齊を貴び、陽生は己を貴び、孫臏は勢を貴び、王虚は先を貴び、見良は後を貴べり。この十人は、みな天下の豪士なり。金鼓有るは、耳を一にする所以にして、必ず法令を同じうするは、心を一にする所以なり。智者、巧を得ず、愚者、拙を得ざるは、衆を一にする所以なり。勇者、先んずるを得ず、懼者、後るゝを得ざるは、力を一にする所以なり。故に一なれば則ち治り、異なれば則ち亂れ、一なれば則ち安く、異なれば則ち危し。それ能く萬同じからざるを齊しうし、愚智工拙、みな力を盡し能を竭すこと、一穴より出づるもの如くなるは、それ唯聖人か。術なきの智、

必同法令。所以一也。心也。智者不得巧。愚者不得拙。所以一也。衆也。勇者不得先。懼者不得後。所以一也。力也。故一則治。異則亂。一則安。異則危。夫能齊萬不同。愚智工拙。皆盡力竭能。如下出乎一穴者。其唯聖人矣乎。無術之智。不教之能。而恃彊速。實智不足。以成一也。

八曰。天地陰陽不革而成。萬物不同。日不失其明。而見白黑之殊。

教へざるの能にして、彊速貫習を恃むは、以て成すに足らざるなり。

● 聽は、從也。衆人の言に聽従せば、人心の同じかざる事、その面の如きが故に、國の安寧ならざるをいふ
● 老成は、一に老成につくる、いはゆる老子也。國尹は、周の國を守りし人にて、名は喜、開尹子九篇を作す。
● 齊て老子に請ひて、老子道徳經を述べしめし人。子列子は、禮道の入にて、齊子の弟子、列子は、その著なり。陳
● 賈は、齊の人、道術二十五篇を作る。己を賈ひは、天下を輕んじて、ものを賈ひしをいふ。孫臏は、孫武の後、
兵法を鬼谷子に學び、仕へて齊の臣となりし人。王賈は、兵事を謀り、先を賈ひし人。兒良は兵謀を作り、後を賈
ひし人 ● 金は、銀也。金を購てば則ち退き、鉄を購てば則ち進む也

執 一

八に曰く、天地陰陽革めずして成し、萬物同じからず。目はその明を失はずして、白黒の殊を見、耳はその聽を失はずして、清濁の聲を聞く。王者は一を執りて、萬物の正を爲す。軍に必ず將あり、之を一にする所以なり。國に必ず君

耳不失其聽。而聞清濁之聲。王者執一。而爲萬物正。軍必有將。所以一之也。國必有君。所以一之也。天下必有天子。所以一之也。天子必執一。所以一之也。一則治。兩則亂。今御二虜馬者。使四人人操一策。則不可三以出於門。闔者不一也。楚王問爲國於詹子。詹子對

あり、之を一にする所以なり。天下に必ず天子あり、之を一にする所以なり。天子は必ず一を執る、これを搏にする所以なり。一なれば則ち治まり、兩なれば則ち亂る。今驪馬を御するもの、四人をして人ごとに一策を操らしむ、以て門闔を出づべからざるものは、一ならざればなり。楚王、國を爲むるを詹子に問ふ。詹子對へて曰く、「何は身を爲むるを聞き、國を爲むるを聞かず」と。詹子豈に國を以て爲むるなかるべけんや。以爲へらく、國を爲むるの本は、身を爲むるに在り。身爲りて家爲り、家爲りて國爲り、國爲りて天下爲ると。故に曰く、「身を以て家を爲め、家を以て國を爲め、國を以て天下を爲む」と。この四つのものは、位を異にし本を同じうす。故に聖人の事は、これを廣むれば、則ち宇宙を極め日月を窮む。これを約すれば、則ち身に出づるものなきなり。慈親は子に傳ふる能はず。忠臣は君に入る能はず。唯その材あるもの、之を近ると爲す。田駢、道術を以て齊に説く。齊王これに應じて曰く、「寡人の有するところのものは齊國な

曰。何開爲身。不聞爲國。詹子豈以國可無爲哉。以爲爲國之本。在於爲身。身爲而家爲。家爲而國爲。國爲而天下爲。故曰。以身爲家。以家爲國。以國爲天下。此四者。異位同本。故聖人之事。廣之則極。宇宙窮日月。約之則無出。乎身者也。慈親不能傳。於子。忠臣不能

り。願はくは齊國の政を聞かん」と。田駢對へて曰く、「臣の言は、政なくして以て政を得べし。之を譬ふれば、林木の材なくして、以て材を得べきが若し。願はくは王の自ら齊國の政を取らん」と。駢はなほ淺く之を言へるなり。博く之を言へば、豈に獨り齊國の政のみならんや。變化求に應じてみな章あり、性に因り物に任じて、宜しく當ふべからざるなし。彭祖は壽を以てし、三代以て昌え、五帝以て昭に、神農以て鴻なり。吳起、商文に謂つて曰く、「君に事ふる、果して命あるかな」と。商文曰く、「何の謂ぞや」と。吳起曰く、「四境の内を治め、訓教を成し、習俗を變じ、君臣をして義あり、父子をして序あらしむ、子とわれと孰れか賢れる」と。商文曰く、「吾は子に若かず」と。曰く、「今日賢を置きて臣と爲る、その主安重、今日璽を釋きて官を辭す、その主安輕なるは、子と我と孰れか賢れる」と。商文曰く、「吾は子に若かず」と。曰く、「士馬列を成し、馬と人と敵す。人、馬前に在り、桴を撥きて一鼓し、三軍の士をして、死を樂むこと生の

入於君。唯有其材者爲近之。田駢以道術說齊。齊王應之曰。寡人所有者齊國也。願聞齊國之政。田駢對曰。臣之言無政而可以得。政。譬之若林木。無材而可以得材。願王之自取齊國之政也。駢猶淺言之也。博言之也。豈獨齊國之政哉。變化應求而皆有章。因性任

若くならしむるは、子と我と孰れか賢れる」と。商文曰く、「吾は子に若かず」と。吳起曰く、「三つのもの、子みな吾に若かざるなり。位は則ちわが上に在り。命なるかな、君に事ふる」と。商文曰く、「善し。子われに問ふ。我亦子に問はん。世變り主少く、羣臣相疑ひ、黔首定まらず。之を子に屬せんか、之を我に屬せんか」と。吳起默然として對へず。少選ありて曰く、「子に與へん」と。商文曰く、「これ吾の子の上に加はる所以のみ」と。吳起は、その長ずる所以を見て、その短なる所以を見ず、その賢れる所以を知りて、その不肖なる所以を知らず。故に西河に勝ちて、王錯に困められ、大難に傾造し、身死を得ず。それ吳は齊に勝ちて、越に勝たず。齊は宋に勝ちて、燕に勝たず。故におよそ能く國を全うし身を完うするものは、それたゞ長短贏細の化を知るか。

● 革は、改也。同じからずは、ものゝその別あるをいふ。● 清は、商の號、獨は、宮の號也。● 一は、平也。正は、主也、つかさどる也。● 將は、主也。● 鴻は、專に同じ。もつばら也。● 驥馬は、驥馬なり。馬車の中にある馬を駢といひ、邊にある馬を駢といふ。策は、鞭策也。四馬を御するもの、六博乃ち四人持す、故に一

物而莫不_レ宜_レ當。彭祖以_レ壽。三代以_レ昌。五帝以_レ昭。神農以_レ鴻。吳起謂_二商文曰。事_レ君果有_レ命矣夫。商文曰。何謂也。吳起曰。治_二四境之內。成_二調教。變_二習俗。使_二君臣有_レ義。父子有_レ序。子與_レ我執_レ賢。商文曰。吾不_レ若_レ子。今日置_レ質爲_レ臣。其主安重。今日釋_レ質辭_レ官。其主安輕。子與_レ我執_レ賢。商文曰。吾不_レ若_レ子。曰。士馬成_レ列。馬與_レ人敵。人在_二馬前。援_レ桴一鼓。使_二三軍之士。樂_レ死若_レ生。子與_レ我執_レ賢。商文曰。吾不_レ若_レ子。吳起曰。三者子皆不_レ若_レ也。位則在_二吾上。命也夫。事_レ君。商文曰。善。子問_レ我。我亦問_レ子。世變主少。羣臣相疑。黔首不定。屬_二之子乎。屬_二之我乎。吳起默然不_レ對。少選曰。與_レ子。商文曰。是吾所以加_レ於_レ子之上已。吳起見_レ其所以長_レ而不見_レ其所以短_レ。知_レ其所

ならざればなりといへるなり。● 唐子、名は何、隱者也。● 身の治りて國の亂るゝは、未だあちさるが故に、身を爲むといへるなり。● 爲は治也。● 剛も、剛に剛じ、きはむ也。● 近は、知といふに剛じ。● 材は林より生ずればなり。● 當は、合也。● 彭祖は、殷の賢大夫にして、性を治め、壽七百を益し、人。三代は、夏、殷、周にて、性を治むるを以てさかえしをいふ。五帝は、黃帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏をいふ。● 神農は、炎帝三皇の一。みな世をよく治め、道を體せし人。● 昭は、明也。● 鴻は、盛也。● 吳起は、衛の人、楚將となり、また魏に相となり、西河の太守たり。● 商文は、魏の臣。命あるかなは、天命に由るかなの意。● 質は、君主又は師にはじめて仕ふるとき出す禮物をいふ。● 故に質を置きてとは、はじめて官に仕ふる義。● 置は、印置也。● 置を置きてとは、印置をかへして官を辭するをいふ。● 少選は、須臾也、しばらく也。● 與は、歸といふに同じ。● 王儲云々とは、吳起が、王儲のために、魏の武侯に歸せられて、車裂の難にあひて死し、その天命を全うすること能はざりしをいふ。● 吳王夫差が齊を交隣に破りしをいふ。● 趙に勝たずは、趙主句踐のために、夫差が敗れしをいふ。● 齊は云々とは、齊の宣王が宋を伐ちて勝ちしをいひ、● 齊云々とは、齊の閔王が、嬖殺をして齊を伐たしめ、その七十二城を下し、をいふ。● 廉頗は、得失に同じ。● 剛は、古へ剛に通じて用ひたり。

以_レ賢。而不_レ知_レ其所以不_レ會。故勝_レ於_レ西河。而因_レ於_レ王儲。傾_レ造大難。身不_レ得_レ死焉。夫吳勝_レ於_レ齊。而不_レ勝_レ於_レ趙。齊勝_レ於_レ宋。而不_レ勝_レ於_レ燕。故凡能全_レ國完_レ身者。其唯知_レ長短_レ直曲_レ之化_レ邪。

卷第十八

審應覽第六

審應覽

一日。人主出
擊應容。不可
不奔。凡主有
識。言不欲先。
人唱。我和。人
先我隨。以其
出。爲之入。以
其言。爲之名。
取其實。以責
其名。則說者
不攻。妄言。而
人主之所執
其要矣。孔思

一に曰く、人主の出聲應容、審にせざるべからず。およそ主、識あらば、言先んずるを欲せず。人唱へわれ和し、人先んじわれ隨ひ、その出を以てこれが入を爲し、その言を以てこれが名を爲し、その實を取りて以てその名を責む。則ち説くもの敢へて妄言せず、而して人主の執るところ、それ要なり。孔思行らんことを請ふ。魯君曰く、「天下の主もまたなほ寡人のごときなり。將に焉に之かんとする」と。孔思對へて曰く、「蓋し聞く、「君子はなほ鳥のごときなり。駭けば則ち擧る」と。」魯君曰く、「主不肖にして皆以て然るなり。不肖を遠り、不肖に過りて、自ら以て能く天下の主を論ずと爲すか」と。およそ鳥の擧るや、駭け

請行。魯君曰。
天下主亦猶
寡人也。將焉
之。孔思對曰。
蓋聞君子猶
鳥也。駭則擧
魯君曰。主不
肖而皆以然
也。豈不肖過
不肖而自以
爲能論天下
之主乎。凡鳥
之擧也。去駭
從不駭。去駭
從不駭。未可
知也。去駭從
駭。則鳥爲擧
矣。孔思之
對魯君也。亦
過矣。魏惠王

るを去り、駭かざるに従ふ。駭けるを去り、駭かざるに従ふは、未だ知るべからざるなり。駭けるを去り、駭けるに従はば、則ち鳥爲れぞ擧らん、孔思の魯君に對ふるや、また過てり。魏の惠王、人をして韓の昭侯に謂はしめて曰く、「それ鄭は乃ち韓氏これを亡せるなり。願はくは君のその後を封せんことを。これ謂はゆる亡ぶるを存し絶ゆるを繼ぐの義なり。君若しこれを封せば、則ち大名あり」と。昭侯これを患ふ。公子食我曰く、「臣請ふ、往きてこれに對へん」と。公子食我魏に至り、魏王に見えて曰く、「大國は、弊邑に命じ鄭の後を封せしむ。弊邑は敢へて當らざるなり。弊邑は大國の患ふるところと爲る。むかし出公の後聲氏、晉公の爲に銅鞮に拘へらる。大國憐まざるなり。而も弊邑をして亡ぶるを存し絶ゆるを繼がしむ。弊邑敢へて當らざるなり」と。魏王慙ちて曰く、「固より寡人の志にあらざるなり。客請ふ、復た言ふ勿れ」と。これ不義を擧げ以て不義を行ふなり。魏王以て應ずるなしと雖も、韓の不義を爲す、いよく益々厚

使一人謂韓昭
侯曰夫鄭乃
韓氏亡之也
願君之封其
後也此所謂
存亡繼絕之
義君若封之
則大名昭侯
愚之公子食
我曰臣請往
對之公子食
我至於魏見
魏王曰大國
命繁邑封鄭
之後繁邑不
敢當也繁邑
爲大國所患
昔出公之後
犀氏爲晉公
拘於銅鞮大

きなり。公子食我の辯、たましく以て非を飾り過を遂すに足る。魏の昭王、田
誦に問うて曰く、「寡人の東宮に在りし時、先王の議を聞けり。曰く、「聖と爲る
は易し」と。これあるか」と。田誦對へて曰く、「臣の擧ぐるところなり」と。昭王
曰く、「然らば則ち先生は聖子」と。田誦對へて曰く、「未だ功あらずしてその聖を
知るは、これ堯の舜を知れるなり。その功を待ちて後その舜を知れるは、これ
市人の聖を知れるなり。今誦未だ功あらずして、王、誦に問うて曰く、「若は聖
か」と。敢へて問ふ、王も亦それ堯か」と。昭王以て田誦の對へに應ふるなし。昭
王は、固よりわれ聖を知ると曰ふにあらざるなるのみ。問うて、「先生はそれ聖
か」と曰ふ。おのれ因て聖を知るを以て、昭王に對ふ。昭王その有にあらざる有
り。田誦察せざるなり。趙の恵王、公孫龍に謂つて曰く、「寡人、僇兵を事とす
ること十餘年、而も成らず。兵は僇むべからざるか」と。公孫龍對へて曰く、「僇
兵の意は、天下を兼愛するの心なり。天下を兼愛するは、虛名を以て爲すべから

國弗憐也。而
使繁邑存亡
繼絶繁邑不
敢當也。魏王
曰。固非寡
人之志也。客
請勿復言。是
事不義也。魏王
不義也。魏王
雖無以應。韓
之爲不義也。愈
益厚也。公子
食我之辯。適
足以飾非遂
過。魏昭王問
田誦曰。寡人
之在東宮之
時。聞先生之
言。曰。爲聖易
有諸乎。田誦

ざるなり。必ずその實あり。今藺離石、秦に入る。而して王は縞素布總す。東は
齊を攻めて城を得たり。而して王は加膳置酒す。秦、地を得て王布總し、齊、地
を亡ひて王加膳す、兼愛の心にあらざるところなり。これ僇兵の成らざる所以
なり」と。今こゝに人あり。無禮慢易にして敬を求む、阿黨、公ならずして令を求
め、煩號しばしば變じて諍を求め、暴戻貪得にして定を求めば、黃帝と雖もな
ほ困むが若し。衛の嗣君、税を重くし、以て粟を聚めんと欲す。民安んぜず。
以て薄疑に告げて曰く、「民は甚だ愚なり。それ粟を聚むるは、將に以て民の爲
にせんとするなり。それ自らこれを藏すると、上に在るとは、奚ぞ擇ばん」と。
薄疑曰く、「然らず。その民に在りて、君知らざるは、それ上に在るに如かざるな
り。その上に在りて、民知らざるは、それ民に在るに如かざるなり」と。およ
そ聽けば必ずこれを己に反して審にす、則ち令聽はれざるなし。國久し
ければ則ち固く、固ければ則ち亡び難し。今虞夏殷周の存するものなきは、みな

對曰。臣之所
舉也。昭王曰。
然則先生聖
子。田譚對曰。
未_レ有_レ功而
其_レ聖也。是
其_レ知_レ舜也。
其_レ功而後
其_レ知_レ聖也。
今_レ譚未_レ有_レ功。
而_レ王問_レ譚曰。
若_レ聖乎。敢問
王亦_レ其_レ幾_レ邪。
昭王無_レ以_レ應_レ。
田譚之對_レ昭
王固_レ非_レ曰_レ我
知_レ聖也耳。問
曰_レ先生其_レ聖
乎。己因_レ以_レ知_レ

諸を己に反すを知らざればなり。公子沓、周に相たり。申向これに説きて戦
る。公子沓これを誓りて曰く、「申子われに説きて戦る。わが相たるためか」と。
申向曰く、「向は則ち不肖なり。然りと雖も公子年二十にして相たり。老者
を見てこれをして戦れしむ。請ふ問ふ、孰か病めるか」と。公子沓以て應ふるな
し。戦るものは習はざるなり。人をして戦れしむるもの嚴阻なるなり。意ふ
に恭節にして人なほ戦る。任は貴者に在らず。故に人時に自失することありと
雖も、なほ以て恭節を易ふるなし。自失は以て難するに足らず。嚴阻を以てす
れば則ち可なり。

● 實は、徳行の實なり。名は、徳行の名也。蓋し、虚名は、偽を以て顔ヲ致すべし、實は、詐を以て成し難し。
故にその實を以て、その名を考實するをいふ ● 妄言せずは、その名と實との相違ざるを恐る、がため也。要
は、約也、要領を得るをいふ ● 孔思は、子思にて、伯魚の子なり。行は、去也 ● 履は、履也、ちどるま
だる、也 ● 未だ知るべからずとは、その是非の知るべからざるをいふ ● 惠王は、魏の武侯の子にて、孟子
の見えし所謂梁の惠王也。韓の宣公、鄭を滅し、初めてその國を兼併せり。昭侯は宣侯の孫なるが故に、たましく
鄭の子孫を封せしめんとせし也 ● 大國は、魏國をいふ也 ● 惠ふるところと爲るとは、心配をかけをれりと

聖對_レ昭王。昭
王有_レ非_レ其_レ有_レ。
田譚不_レ察。趙
惠王謂_レ公孫
龍曰_レ。寡人事_レ
僂兵_レ十餘年
矣。而不_レ成。兵
不可_レ僂乎。公
孫龍對曰_レ。僂
兵之意。兼_レ愛
天下_レ之心也。
兼_レ愛天下_レ不_レ
可_レ以_レ虚名_レ爲_レ上
也。必有_レ其實_レ。
今_レ闕離石入_レ
秦。而_レ王竊_レ素
布_レ。東攻_レ齊得_レ城。而_レ王加_レ膳_レ。置酒。秦得_レ地。而_レ王布_レ。秦亡_レ地。而_レ王加_レ膳。所_レ非_レ兼_レ愛_レ之心_レ也。
此_レ僂兵之所_レ以_レ不_レ成也。今_レ有人_レ於_レ此。無_レ禮_レ慢_レ易_レ而_レ求_レ敬。阿_レ黨_レ不_レ公_レ而_レ求_レ令。煩_レ號_レ數_レ變_レ而_レ求_レ
靜。暴_レ戾_レ貪_レ得_レ而_レ求_レ定。雖_レ黃_レ帝_レ猶_レ若_レ困_レ。衛_レ嗣_レ君_レ欲_レ重_レ稅_レ以_レ聚_レ粟_レ。民_レ弗_レ安_レ。以_レ告_レ薄_レ疑_レ曰_レ。民_レ甚_レ愚
矣。夫_レ聚_レ粟_レ也。將_レ以_レ爲_レ民_レ也。其_レ自_レ藏_レ之_レ。與_レ在_レ於_レ上_レ奚_レ擇_レ。薄_レ疑_レ曰_レ。不_レ然_レ。其_レ在_レ於_レ民_レ而_レ君_レ弗_レ知_レ。其

いふ意 ● 齊氏は、魏の先君なり ● 齊氏の會て晉公のためは編籍に執へられしに、魏國これを敬はざりし
が故に、大同備まらずといへるなり ● かゝる行きがかりにてありながら、禮をして鄭の子孫を封せしめんとす
るは、正當にあらずと也 ● 鄭の子孫を封せしめんとするは、寡人の意志にあらずが故に、またこれをいふ
勿れと也 ● 遂は、成也 ● 昭王は、魏の宣公の子。東宮は、世子也 ● 惠王は、魏の武侯の子にて、孟子
言をなせりといふ意 ● 子は乎也、古へ子と乎と相通ぜり ● ものれは、田譚を謂ふ ● 惠王は、趙襄
子の後七世武侯の子、具桂の生むところなり。備は、止也 ● 虚は、空也 ● 實は、誠也 ● 闕離石
は、二縣の名、趙に属きて、みづから秦に入りし也 ● 素布は、素布の布也 ● 國を得しが故に、實を
張りて樂めるをいへる也 ● 地を得てとは、秦が離石を得しをいふ。加膳すは、置酒して歡をなせるをいふ。
本文に所とあるは、此の國にあらずるか ● 嗣君は、嗣君の後八世平侯の子也、秦その國を取して君となせる
也 ● 薄疑は、魏君の臣也 ● 民のみづから粟を家に藏すると、これを官に藏するとは、相等しきことなり
と也 ● 知らざるは、得ざるに同じ。上は、官也 ● 聽は、從也 ● 申向は、周人申不害の族也。公子
沓のためは説かんとして懼れし也。戰は、備也 ● 履は、履也、相也、宰相也 ● 孰は、誰也 ● 履は、履也、
若也 ● 尊者を見るに慣れざるが故に、むそれてをのきしなりと也 ● 嚴は、尊也、嚴は、嚴也

不如在上也。其在於上而民弗知。其不知在民也。凡聽必反諸己。一審則令無不聽矣。國久則固。固則難亡。今虞夏殷周無存者。皆不知反諸己也。公子杳相周。申向說之而戰。公子杳嘗之曰。申子說我而戰。爲吾相也。夫申向曰。向則不肯。雖然。公子年二十而相。見老者而使之戰。請問孰病哉。公子杳無以應。戰者不習也。使人戰者。嚴阻也。意者恭節而人聽。任不在貴者矣。故人雖時有自失者。猶無以易恭節。自失不足以難。以嚴阻則可。

重言

二曰。人主之言。不可不慎。高宗天子也。卽位。諒闇三年。不嘗。卿大夫恐懼患之。高宗乃言曰。以余一人正四方。余唯恐言之不類也。故故不言。古

二に曰く、人主の言は、慎まざるべからず。高宗は天子なり。位に即き、諒闇三年言はず。卿大夫恐懼してこれを患ふ。高宗乃ち言つて曰く、「余一人を以て四方を正す。余はたゞ言の類からざるを恐るゝなり。茲の故に言はず」と。古への天子、それ言を重んずること此の如し。故に言の遺ふものなし。成王、唐叔虞と燕居す。梧葉を援きて以て珪と爲し、而して唐叔虞に授けて曰く、「余はこれを以て女を封ぜん」と。叔虞喜び、以て周公に告ぐ。周公以て請うて曰く、「天子はそれ虞を封するか」と。成王曰く、「余一人、虞と戯れしなり」と。周公

之天子。其重言如此。故言無遺者。成王與唐叔虞。燕居。援梧葉以爲珪。而授唐叔虞。曰。余以此封女。叔虞喜。以告周公。周公以請曰。天子其封虞邪。成王曰。余一人與虞戲也。周公對曰。臣聞之。天子無戲言。天子言。則史書之。工誦之。士稱之。於是遂封叔虞于晉。周

對へて曰く、「臣これを聞く、「天子に戲言なし。天子の言は、則ち史これを書し、工これを誦し、士これを稱す」と。」是に於て遂に叔虞を晉に封ぜり。周公且は善く説けりと謂ふべし。一たび稱して、成王をして重言を益し、愛弟の義を明にし、王室を輔すの固あらしむ。荆の莊王立ち、三年聽かすして譚を好む。成公賈入りて諫む。王曰く、「不穀は諫を禁ずるものなり。今子諫むるは何の故ぞ」と。對へて曰く、「臣は敢へて諫むるにあらざるなり。願はくは君王と譚せん」と。王曰く、「胡ぞ不穀に設けざる」と。對へて曰く、「鳥の南方の阜に止まるあり。三年動かす、飛ばず、鳴かず。これ何の鳥ぞ。王これを射よ」と。曰く、「鳥の南方の阜に止るあり。その三年動かざるは、將に以て志意を定めんとするなり。その飛ばざるは、將に以て羽翼を長げんとするなり。その鳴かざるは、將に以て民則を覽んとするなり。この鳥飛ぶ無しと雖も、飛ばば將に天に沖らんとす。鳴くなしと雖も、鳴かば將に人を駭かさんとす」と。賈出づ。「不穀これ

公且可謂善
 說一矣。一稱而
 令成王益重
 言。明愛弟之
 義。有輔王室
 之固。荆莊王
 立。三年不聽
 而好譏。成公
 買入諫。王曰。
 不殺禁諫者。
 今子諫何故。
 對曰。臣非敢
 諫也。願與君
 王一聽也。王曰。
 胡不設不殺
 矣。對曰。有鳥
 止于南方之
 阜。三年不動。
 不飛不鳴。是
 何鳥也。王射

を知る」と。明日朝進むるところのもの五人、退くるところのもの十人。羣臣
 大に説び、荆國の衆相賀す。故に詩に曰く、「何ぞそれ久しきや、必ず以あるなり。
 何ぞそれ處るや、必ず與にするあるなり」とは、それ莊王の謂か。成公賈の諷は、太
 宰嚭の説よりも賢れるなり。太宰嚭の説は、夫差に聽かれて吳國をなし、成公
 賈の諷は、荆王に諭られて荆國以て霸たり。齊の桓公、管仲と謀り、莒を伐た
 んとす。謀未だ發はずして國に聞ゆ。桓公これを怪んで曰く、「仲父と謀り
 莒を伐たんとす。謀未だ發はずして國に聞ゆ。その故何ぞや」と。管仲曰く、
 「國に必ず聖人あらんと。桓公曰く、「諷、日の役者に、臆縮を執りて上視せる
 ものあり。意ふにそれこれか」と。乃ち復び役し、相代るを得るなからしむ。
 少頃にして東郭牙至る。管仲曰く、「これ必ず是れのみ」と。乃ち賓者をしてこ
 れを延きて上り、級を分ちて立たしむ。管子曰く、「子か、莒を伐つことを言ひ
 しものは」と。對へて曰く、「然りと。管仲曰く、「われ莒を伐つを言はざるに、子は

之。曰。有鳥止
 於南方之阜。
 其三年不動。
 將以定志意
 也。其不飛。將
 以長羽翼也。
 其不鳴。將以
 寬民則也。是
 鳥雖無飛。飛
 將冲天。雖無
 鳴。鳴將駭人。
 買出矣。不殺
 知之矣。明日
 朝所進者五
 人。所退者十
 人。羣臣大説。
 荆國之衆相
 賀也。故詩曰。
 何其久也。必
 有以也。何其

何の故に莒を伐つを言へると。對へて曰く、「臣聞く、「君子は善く謀り、小人は
 善く意ふ」と。臣は竊にこれを意へるなり」と。管仲曰く、「われ莒を伐つを言
 はず、子何を以てこれを意へると。對へて曰く、「臣聞く、「君子に三色あり。
 顯然として喜樂するものは、鐘鼓の色なり。激然として清靜なるものは、衰絰の
 色なり。絶然として充盈し、手足矜なるものは、兵革の色なり」と。日者に臣、
 君の臺上に在るを望むや、絶然として充盈し、手足の矜なりしものは、これ兵
 革の色なり。君呿きて噙ぢず。言ふところのものは莒なり。君臂を擧げて指す、
 當つるところのものは莒なり。臣竊に以て諸侯の服せざるものを慮るに、そ
 れた莒か。臣故にこれを言へり」と。およそ耳の聞ゆるは、聲を以てすればな
 り。今その聲を聞かずして、その容と臂とを以てす、これ東郭牙の耳を以て聽か
 ずして聞けるなり。桓公・管仲善く匿すと雖も、隠す能はず。故に聖人は聲な
 きに聽き、形なきに視る。詹何・田子方・老耽これなり。」

處也。必有與也。其莊王之謂邪。成公買之。太宰嚭之說也。太宰嚭之說。聽乎夫差。而吳國爲墟。成公買之。謂之。喻乎荆王。而荆國以霸。齊桓公與管仲謀。伐莒。謀未發。而聞於國。桓公徑之曰。與仲父謀伐莒。謀未發。而聞於國。其故何也。管仲曰。國必有聖人也。桓公曰。請日之役者。有執臚痛而上視者。意者其是邪。乃令復役。無得相代。少頃。東郭牙至。管仲曰。此必是已。乃令資者延之而上。分級而立。管子曰。子邪。言伐莒者。對曰。然。管仲曰。我不言伐莒。子何故言。管子曰。臣聞君子善謀。小人善意。臣竊意之也。管仲曰。我不言伐莒。子何以意之。對曰。臣聞君子有三色。顯然喜樂者。鐘鼓之色也。泫然清靜者。喪經之色也。絕然充盈手足矜者。兵革之色也。日者臣望君之在臚上也。絕然充盈手足矜者。此兵革

● 高宗は、殷王盤庚の弟、小乙の子なり、徳高美なりしかば、殷人これを尊べり ● 鬲は、魯也 ● 遺は失也、あやまつ也 ● 珪は、圭の古字、即ち、朝裘を削りて、珪の形となし、以て叔威に饋れて授けし也。圭は諸侯を封ずるに用ひし、上とがりて下四角の玉。周禮に、侯は侯圭七寸を執るとあり ● 饋れたるに、眞に封じしにあらずと也 ● 輔は、正也 ● 莊王は、楚の楚王商臣の子、旅也。禮は、庚申也。禮也 ● 設は、施也。何ぞ禮語を不殺に施さざると也 ● 王をして、動かさず、動かざるは、何の意ぞとあてしめしなり。射は暗射の意 ● 賈は、買也 ● 沖は、至也 ● 駟は、駕也 ● 太宰嚭は、魯の柏州の子、州釐釐に奔る。駟、楚より吳にゆき、以て太宰(宰相)となり、吳王夫差に説きて、吳をして亡國たらしめたりと也 ● 遺は、行也。聞は、知也、知れわたりたりと也 ● 日は、晝日に同じ、まき也。臚は、その宣明ならず ● 延は、引也。級は、階段也 ● 子は、東郭牙を指す ● 絶然は、憤るさまをいふ。矜は、傲也 ● 味は、開也。● 賈は、閉也 ● 賈は、賣也、かくしれまふ也。● 禮は、蔽也、もはひかくす也 ● 唐何は、禮道の人なり。田子方は、子方に願ひ、賈をたふとび、仁にして禮儀を貴び、魏の文侯これを友とせし人。老耽は、老耽とも書す、老子にて、無爲恬淡の説をとへし人

之色也。君味而不險。所言者莒也。君舉臂而指。所言者莒也。臣竊以慮諸侯之不暇者。其惟莒乎。臣故言之。凡耳之聞以聲也。今不聞其聲。而以其容與臂。是東郭牙不以耳聽。而聞也。桓公管仲雖善。匪弗能隱矣。故聖人聽於無聲。視於無形。詹何田子方老耽是也。

精論

三曰。聖人相諭不待言。有先言言者。有海上之人。有上好蜻者。每居津上。從蜻遊。蜻之至者。百數而不止。前也。終日玩之。而不。其父告之曰。聞蜻皆從女居。取

三に曰く、聖人は相諭すに言を待たず。言に先つて言ふ者有るなり。海上の人、蜻を好むものあり、毎に海上に居り、蜻に従ひて遊ぶ。蜻の至るもの、百數にして止まず。前後左右、盡く蜻なり。終日これを玩びて去らず。その父これに告げて曰く、「聞く、「蜻はみな女に従ひて居る」と。取りて來れ。われ將にこれを玩ばんとす」と。明日海上に之く。而も蜻の至るものなし。勝書、周公旦に説きて曰く、「廷小にして人衆し。徐に言へば則ち聞えず。疾く言へば則ち人これを知る。徐に言はんか。疾く言はんか」と。周公旦曰く、「徐に言へ」と。勝書曰く、「こゝに事あり。而してこれを精かに言ひて明ならず。これを

而來。吾將玩之。明日之海上。而晴無至者矣。勝書說曰。周公且曰。廷小人衆。徐言則不聞。疾言則人知之。徐言乎。疾言乎。周公且曰。徐言。勝書曰。有事於此。而精言之。而不明。勿言之。而不成。精言乎。勿言乎。周公且曰。勿言。故勝書能以不言說。而周公且能以不言聽。

言ふなくして成らず。精かに言はんか、言ふ勿からんか」と。周公旦曰く、「言ふ勿れ」と。故に勝書は能く言はざるを以て説き、而して周公旦は能く言はざるを以て聴く、これこれを不言の聴、不言の謀、不聞の事と謂ふ。般は周を惡むと雖も、疵する能はず。口嚼して言はず。精を以て相告ぐ。紂は多心なりと雖も、知る能はず。目は無形に視、耳は無聲に聴く、商は聞くこと衆しと雖も、窺ふ能はず、同惡同好、志はみな欲するあり。天子たりと雖も、離るゝ能はず。孔子、溫伯雪子を見、言はずして出づ。子貢曰く、「夫子の溫伯雪子を見んと欲するは好し。今やこれを見て、言はず、其故何ぞや」と。孔子曰く、「夫の若き人は、目撃して道存す。以て聲を容るべからず」と。故に未だその人を見ずしてその志を知り、その人を見て心と志と皆見ゆ。天符は同じきなり。聖人の相知る、豈に言を待たんや。白公孔子に問うて曰く、「人與に微言すべきか」と。孔子應へず。白公曰く、「若し石を以て水に投せば、奚若」と。孔子曰く、「没人は能

此之謂不言之聽。不言之謀。不聞之事。般雖惡周。不能疵矣。口嚼不言。以精相告。紂雖多心。弗能知矣。目視於無形。耳聽於無聲。商雖爲天子。弗能離矣。孔子見溫伯雪子。不言而出。子貢曰。夫子之欲見溫伯雪子。好矣。同惡同窺。爲天子。弗能離矣。孔子見溫伯雪子。不言而出。子貢曰。夫子之欲見溫伯雪子。好矣。今也

くこれを取る」と。白公曰く、「若し水を以て水に投せば奚若」と。孔子曰く、「一涸渾の合へるもの、易牙嘗めてこれを知れり」と。白公曰く、「然らば則ち人與に微言すべからざるか」と。孔子曰く、「胡ぞ不可と爲さん。たゞ言の謂を知るもの、可と爲すのみ」と。白公は得ざるなり。謂を知れば、則ち以て言はず。言は謂の屬なり。魚を求むるものは濡れ、獸を争ふものは趨る。これを樂むにあらざるなり。故に至言は言を去り、至爲は爲すなし。淺智者の争ふところは、則ち末なり、これ白公の法室に死する所以なり。齊の桓公、諸侯を合す。衛人後れて至る。公朝して管仲と謀り、衛を伐たんとし、朝を退きて入る。衛姫、君を望見し、堂を下りて再拜し、衛君の罪を請ふ。公曰く、「われ衛に於て故なし。子は曷爲れぞ請ふ」と。對へて曰く、「妾、君の入るを望むに、足高く氣彊し。國を伐つ志あるなり。妾を見て動色あり、衛を伐つなり」と。明日君朝し、管仲を揖してこれを進む。管仲曰く、「君、衛を捨てんか」と。公曰く、「仲父安ぞこれを

見之而不言。其故何也。孔子曰。若夫人者。目擊而道存矣。不可不以容聲矣。故未見其人而知其志。見其人而心與志皆見。天符同也。聖人之相知。豈待言哉。白公問於孔子。曰。人可與微言乎。孔子不應。白公曰。若以石投水。奚若。孔子曰。沒人能取之。白公曰。若以水

識る」と。管仲曰く、「君の朝に揖するや恭、而して言や徐、臣を見て慙色あり。臣は、これを以てこれを知る」と。君曰く、「善し、仲父は外を治め、夫人は内を治む。寡人は終に諸侯の笑とならざるを知る」と。桓公の匿す所以のものをば、言はざるなり。今管子は、乃ち容貌音聲を以てし、夫人は乃ち行歩氣志を以てす。桓公は言はずと雖も、暗夜にして燭の燎ゆるが若きなり。晉の襄公、人を周に使せしめて曰く、「鮮邑の寡君、疾に寝ぬ。トするに守龜を以てす。曰く、「三塗崇を爲す」と。鮮邑の寡君、下臣をして願はくは途を藉りて、福を祈めしむ」と。天子これを許せり。朝す。使者を禮すること畢り、客出づ。冀弘、劉康公に謂つて曰く、「それ福を三塗に祈めんとして、禮を天子に受く、これ柔嘉の事なり。而も容に武色あり、他事あるに殆し。願はくは、公これに備へよ」と。劉康公乃ち戎車卒士を徹めて、以てこれを守つ。晉果して祭事をして先たしめ、因りて楊子將卒十二萬に令して、これに隨はしめ、棘津を涉り、聊阮

投水。奚若。孔子曰。滿淵之合者。易牙嘗而知之。白公曰。然則人不可與微言乎。孔子曰。胡爲不可。唯知言者之謂也。白公弗得也。知言則不以言矣。言者謂之屬也。求魚者。謂之屬也。非樂之也。故至言去言。至爲無爲。淺智者之所爭。則末矣。此白公之所三以

梁蠶氏を襲ひ、三國を滅せり。これ形名相當らす。聖人の察するところなり。冀弘は則ち審にせり。故に言は以て小事を斷するに足らず。たゞ言の謂を知るものは爲すべし。

● 聖人は、容貌態度によりて、自然に感化を興へ、多く言語を用ひずと也 ● 辨は、辨察にて、とんぼ ● 辨は、微也 ● 察は、幽也 ● 鳴は、鳴の古字 ● 康の封王は、周を覆むの心多しと雖も、周の國號を知る能はずと也 ● 顯は、見也 ● 伯嚭子は、道を獲得せし人也 ● 符は、遺也。同は、命也 ● 白公は、楚の平王の孫、太子建の子勝をり。白は、楚の國名。楚は僻して王と稱し、守國大夫は少な公と稱す。太子建は、費無疆の體するところとなり、出てて歸に奔り、晉と隙を通じ、歸に晉に反せんと欲す。鄭人これを殺す。勝、鄭父令尹子西、可馬子初と鄭を伐ち、父の仇に報ゆ。晉人、鄭を伐つ、子西、子初、鄭を卒めて鄭を救ふ。勝曰く、鄭人こゝに在り、歸還からずと、子西、子初を殺さんと欲す、故に微言を問へるなり。孔子これを知らず故に微言ざるなり。微言は、陰謀密事なり ● 微言にて、石の水中に沈没し、人の知らざるをいへるなり ● 投人は、水際に連せる人。即ち、投して水中に行く人は、能くこれを取ると也 ● 河。河は、野の河川の石、易牙は、野の桓公の臣にて味をよくし、能く河。河の川の水の味を別ちたりと也 ● 言の謂を知るの言は、仁義忠信の言をいふ。仁義の大に民に行はれ、民欣んでこれを聽けば、則ち用ふべしと也 ● 得ずとは、知言の言を得ずと也 ● 言の眞意を知るものは、言はずと也。白公の微言を以て言ふを欲せざるなり ● 謂は、不仁、不義の言也 ● 至言は、言の最も高尙なるもの。至爲は、行の最も高尙なるもの。即ち、至徳の人の微言無爲にして化を行

死於法室。齊桓公合諸侯。衛人後至。公朝而與管仲謀伐衛。退朝而入。衛姬望見君。下堂再拜。請衛君之罪。公曰。吾於衛無故。子曷爲請。對曰。妾望君之入也。足高氣彊。有伐國之志也。見妾而有動色。伐衛也。明日君朝。管仲而進之。管仲曰。君舍衛乎。公曰。仲父安識之。管仲曰。君之掛朝也。恭而言也。徐見臣而有慙色。臣是以知之。君曰。善。仲父治外。夫人治內。寡人知終不爲諸侯笑矣。桓公之所以匿者。不言也。今管子乃以容寵音聲。夫人乃以行步氣志。桓公雖不言。若暗夜而燭燎也。晉襄公使人於周。曰。弊邑寡君。喪。客出。襄弘謂曰。三塗爲崇。弊邑寡君。使下臣願藉途而祈。福爲天子許之。朝禮。使者事畢。客出。襄弘謂劉康公曰。夫祈福於三塗。而受禮於天子。此柔嘉之事也。而容武色。殆有他事。願公備之也。劉康公乃飲戎車卒士以待之。晉果使祭事先。因令楊子將卒十二萬而隨之。涉於棘津。襲聊阮梁。豐氏。滅三國焉。此形名不相當。聖人之所察也。襄弘則審矣。故言不足三以斷小事。唯知言之謂者可爲。

ふは、恰も天の無言無爲にして萬物を育成するがごとしと也。白公は、無爲を行ふ能はずして、その志を遂行し、子西・子初を殺して、荆國を有せしかば楚の公子高、方城外の楚を奪り、白公を逐め、九日にして、これを法室に殺ししをいふ。法室は、司寇の室也。列子及び灌南子には、浴室につくれり。衛より嫁せし桓公の夫人也。襄公は、文公の子驪なり。三塗の山は、隴渾の南なるが故に、道を周にかちんといひし也。天子は、周の景王也。襄弘は、乃ち景王及び敬王の大夫なり。時は、春秋の末に於て、世を以てこれを推せば、まさに晉の頃公の頃にて、襄公の時にあらずるや明かなり。

四に曰く、言は以て意を諭すなり。言意相離るは凶なり。亂國の俗、甚だ流言多し。而もその實を顧みず。務めて以て相毀り、務めて以て相譽め、毀譽を成す。衆口天を熏し、賢不肖分たす。此を以て國を治む。賢主もなほこれを惑ふなり。また況んや不肖者をや。惑者の患は、自ら以て惑へりと爲さず、故に惑ふなり。惑の中に曉るあり、冥冥の中に昭かなるあり。亡國の主は、自ら以て惑へりと爲さず。故に桀紂幽厲と皆にするなり。然れども亡ぶるあるもの國は、二道なし。鄭國相縣くるに書を以てするもの多し。子産令して書を懸くる無からしむ。鄧析これを致す。子産令して書を致すなからしむ。鄧析これに倚る。令窮なければ、則ち鄧析のこれに應ずるもまた窮なし。これ可と不可と辨つなきなり。可と不可と辨つなくして、而も以て賞罰す。その罰いよいよ疾くして、その亂いよく疾し。これ國を爲むるの禁なり。故に辨ちて理に當らざれば則ち僞る。知りて理に當らざれば則ち詐る。詐僞の民は、先王の誅す

離謂

四曰。言者以諭意也。言意相離。凶也。亂國之俗。甚多流言。而不顧其實。務以相毀。毀譽成黨。衆口熏天。賢不肖不分。以此治國。賢主猶惑之也。又況乎不肖者乎。惑者之患。不自以爲惑。故惑之中有曉焉。冥冥之中有昭焉。亡國之主。不自以爲惑。故與

四に曰く、言は以て意を諭すなり。言意相離るは凶なり。亂國の俗、甚だ流言多し。而もその實を顧みず。務めて以て相毀り、務めて以て相譽め、毀譽を成す。衆口天を熏し、賢不肖分たす。此を以て國を治む。賢主もなほこれを惑ふなり。また況んや不肖者をや。惑者の患は、自ら以て惑へりと爲さず、故に惑ふなり。惑の中に曉るあり、冥冥の中に昭かなるあり。亡國の主は、自ら以て惑へりと爲さず。故に桀紂幽厲と皆にするなり。然れども亡ぶるあるもの國は、二道なし。鄭國相縣くるに書を以てするもの多し。子産令して書を懸くる無からしむ。鄧析これを致す。子産令して書を致すなからしむ。鄧析これに倚る。令窮なければ、則ち鄧析のこれに應ずるもまた窮なし。これ可と不可と辨つなきなり。可と不可と辨つなくして、而も以て賞罰す。その罰いよいよ疾くして、その亂いよく疾し。これ國を爲むるの禁なり。故に辨ちて理に當らざれば則ち僞る。知りて理に當らざれば則ち詐る。詐僞の民は、先王の誅す

榮村幽厲皆也。然有亡者國無二道矣。鄭國多相縣以書者。子產令無縣書。鄧析致之。子產令無致書。鄧析倚之。令無窮。則鄧析應之。亦無窮矣。是可不可無辨也。不可無辨。而以其罰。其罰愈疾。此爲國之禁也。故辨而不當。理則僞。知而不當。理則詐。

るところなり。理なるものは、是非の宗なり。洧水は甚だ大なり。鄭の富人の溺れしものあり。人のその死を得るものには、富人これを贖はんことを請ふ。その人、金を求むる、甚だ多し。以て鄧析に告ぐ。鄧析曰く、「これを安んぜよ。人必ずこれを賣る莫し」と。死を得んとするものこれを患へ、以て鄧析に告ぐ。鄧析またこれに答へて曰く、「これを安んぜよ。これ必ず更に買ふところなからん」と。それ忠臣を傷くるものは、これに似たるあるなり。それ功なくして民を得ずんば、則ちその功なくして民を得ざるを以てこれを傷く。功ありて民を得れば、則ちまたその功ありて民を得るを以てこれを傷く。人主の度なきものは、以てこれを知るなし。豈に悲しからずや。比干、冀弘はこれを以て死せり。箕子、商容はこれを以て窮せり。周公、召公はこれを以て疑はれたり。范蠡、子胥はこれを以て流されたり。死生存亡安危これより生ず。子産、鄭を治む。鄧析務めてこれを難す。民の獄あるものと約す。大獄は一衣、小獄は襦袴と。民の獄衣襦袴

詐僞之民。先王之所誅也。理也者。是非之宗也。洧水甚大。鄭之富人。有溺者。人得其死者。富人請贖之。其人求金甚多。以告鄧析。鄧析曰。安之。人必莫之賣矣。得死者患之。以告鄧析。鄧析又答之曰。安之。此必無所更買矣。夫傷忠臣者。有似於此也。夫無功不得民。

して訟を學ぶもの、數ふるに勝ふべからず。非を以て是と爲し、是を以て非となし、是非度なし。而して可と不可と日に變ず。勝たんと欲するところは、勝に因り、罪せんと欲せるところは、罪に因る。鄭國大に亂れ、民口譁譁す。子産これに患ふ。是に於て鄧析を殺してこれを戮せしかば、民心乃ち服し、是非乃ち定り、法律乃ち行はれたり。今世の人、多くその國を治めんと欲して、鄧析の類を誅する莫し。これ治を欲して、いよく亂るゝ所以なり。齊に人に事ふるものあり。事ふるところ難ありて死せざるなり。故人に塗に遇ふ。故人曰く、「固に死せざるか」と。對へて曰く、「然り。およそ人に事ふるは、以て利を爲すなり。死して利ならざるが故に死せず」と。故人曰く、「子はなほ以て人を見べるきか」と。對へて曰く、「子は死を以て願て以て人を見るべしと爲すか」と。このもの數傳、その君長に死せず、大不義なり。その辭なほ服すべからず。辭の以て事を斷むるに足らざるや明なり。それ辭は意の表なり。その表を鑒みてその意を棄

則以其無功不_レ得_レ民傷_レ之。有_レ功得_レ民。則又以其有_レ功得_レ民傷_レ之。人主之無_レ度者。無_レ以_レ知_レ此。豈不_レ悲哉。比干。襄弘。以此死。箕子。商容。以此窮。周公。召公。以此疑。范。蘧。子。胥。以此流。死。生。存。亡。安。危。從。此。生。矣。子。產。治。鄭。郭。析。務。難。之。與。民。之。有。獄。者。一。約。大。獄。一。衣。小。獄。務。務。

つるは、悖れり。故に古の人、その意を得れば、則ちその言を舍つ。言を聴くものは、言を以て意を観るなり。言を聴きて意知るべからずば、それ橋言と擇ぶなし。齊人に淳于髡といふものあり、從を以て魏王に説く。魏王これを辯とし、車十乗を約し、將に荆に之かしめんとす。辭して行かんとす。横を以て魏王に説くあり。魏王乃ちその行を止め、從の意を失ひ、また横の事を失へり。それその多能なるは、寡能なるに若かず。その辯あるは、辯なきに若かず。周鼎に僇を著けてその指を齧ましむ。先子は以て大巧の爲すべからざるを見すあるなり。

● 無は夏の桀王、紂は殷の紂王、幽厲は、周の幽王、厲王也。皆は、併に同じ ● 爲は、治也。桀は、洪也 ● 宗は、本也 ● 死は、尸に同じ、死數也 ● これ郭析の難問のために、車裂せられて死せし所以の理をいへスなり ● 比干は、殷の紂王の時の賢者。龍淵のために死するに、いたりしをいふ ● 箕子は、殷の紂王の難父。商容は、紂の時の賢者 ● 管叔、蔡叔の流言のために難はれしをいふ ● 范蘧は、趙王句踐の臣。子胥は、吳王夫差の臣 ● 難は、困難也 ● 歐陽は、いくたびも主を變へて事へしをいふ ● 横は、連衡也。東西の連衡をなす也。擇は、異と同じ ● 從は、合從にて、四東六國の合從するをいふ ● 僇は、連衡也。東西の連衡をなすをいふ ● 僇は、魏の時代の巧工、その巧を以て天下に聞えしもの。即ち、周の鼎を鑄るに及び、その像を鑄

民之獻衣襦袴而學訟者。不可勝數。以非爲是。以是爲非。是非無度。而不可與不日變。所欲勝因勝。所欲罪因罪。鄰國大亂。民口

につけ、惟自らその指をかむ所作れり、これ大なる技巧は僇を賣するものなるが故に爲すべからずとの訓戒の意をあらはしたるもの也との意

非爲是。以是爲非。是非無度。而不可與不日變。所欲勝因勝。所欲罪因罪。鄰國大亂。民口讓諱。子產患之。於是殺郭析而戮之。民心乃服。是非乃定。法律乃行。今世之人。多欲治其國。而莫之諫。郭析之類。此所以欲治而愈亂也。齊有專人者。所事有難而弗死也。遇故人於塗。故入曰。固不死乎。對曰。然。凡事人以爲利也。死不利。故不死。故人曰。子尙可以見人乎。對曰。子以死爲順。可以見人乎。是者數傳。不死於其君長。大不義也。其辭猶不可服。辭之不足。以斷事也。明矣。夫辭者。意之表也。鑿其表而棄其意。悖。故古之人。得其意。則舍其言。矣。聽言者。以言觀意也。聽言而意不可知。其與僞言無擇。齊人有淳于髡者。以從説魏王。魏王釋之。約車十乘。將使之荆。辭而行。有以橫説魏王。魏王乃止其行。失從之意。又失橫之事。夫其多能。不若寡能。其有辯。不若無辯。周鼎著僇。而齧其指。先王有以見大巧之不可爲也。

淫辭

五曰。非辭無以相期。從辭則亂。亂辭之

五に曰く、辭に非ざれば以て相期する無く、辭に従へば則ち亂る。亂辭の中又辭あり、心の謂なり。言、心を欺かずんば、則ち之に近し。およそ言は以て心に諭すな

中又有辭焉。心之謂也。言不欺心則近之矣。凡言者以諛心也。言心相離而上無以參之。則下多所言非所行也。所行非所言也。言行相離。不詳其大焉。空雄之遇。秦趙相與約。約曰。自今以來。秦之所欲爲。趙助之。趙之所欲爲。秦助之。居無幾。何。秦與兵攻魏。趙欲

り。言心相離れて、上以てこれに參るなくんば、則ち下の多く言ふところは、行ふところあらざるなり。行ふところは、言ふところにあらざるなり。言行相離る、不詳これより大なるはなし。空雄の遇、秦趙相與に約す。約に曰く、「今より以來、秦の爲さんと欲するところ、趙これを助く。趙の爲さんと欲するところ、秦これを助く」と。居ること幾何もなく、秦、兵を興して魏を攻む。趙これを救はんと欲す。秦王説ばず。人をして趙王を讓めしめて曰く、「約に曰く、『秦の爲さんと欲するところ、趙これを助く。趙の爲さんと欲するところ、秦これを助く』と。今秦は魏を攻めんと欲し、而も趙は因りてこれを救はんと欲す、これ約にあらざるなり」と。趙王以て平原君に告ぐ。平原君以て公孫龍に告ぐ。公孫龍曰く、「また以て使を發して、秦王を讓むべし。曰く、『趙これを救はんと欲す。今秦王ひとり趙を助けず。これ約にあらざるなり』と。」孔穿、公孫龍相與に平原君に論じ、深くして辯する所、藏三牙に至る。公孫龍、藏三牙をいふや、甚だ辯な

救之。秦王不説。使人讓趙王。曰。約曰。秦之所欲爲。趙助之。趙之所欲爲。秦助之。今秦欲攻魏。而趙因欲救之。此非約也。趙王以告平原君。平原君以告公孫龍。公孫龍曰。亦可以發使而讓秦王。曰。趙欲救之。今秦王不助趙。此非約也。孔穿公孫龍相與論於平原

り。孔穿應ぜず。少選して辭して出づ。明日孔穿朝す。平原君、孔穿に謂つて曰く、「昔者公孫龍の言甚だ辯なり」と。孔穿曰く、「然り。幾ど能く藏三牙たらしめたり。然りと雖も難し。願はくは君に問ふあるを得ん。藏三牙を謂ふは甚だ難くして實は非なり、藏兩牙を謂ふは甚だ易くして實は是なり、知らず、君は將に易にして是なるものに從はんとするか、將に難にして非なるものに從はんとするか」と。平原君應ぜず。明日公孫龍に謂つて曰く、「公は孔穿と辯する無かれ」と。荆の柱國莊伯、その父をして視しめて曰く、「日は天に在り、視るそれ奚如」と。曰く、「正圓、その時を視る、日今に當る」と。謂者をして觀せしむ。曰く、「馬なし」と。涓人をして冠を取り進み上りて、馬齒を問はしむ。國人曰く、「齒は十二、牙と三十」と。人、臣に任じ亡せざるものあり。臣亡す。莊伯これを決す。任するもの罪なしと。宋に澄子といふものあり。繡衣を亡ひ、これを塗に求む。婦人の繡衣を衣るを見、援きて舍かず。その衣を取らんと欲す。曰

君。所深而辯。至。於。三。牙。公。孫。龍。言。三。牙。之。三。牙。甚。辯。孔。穿。不。應。少。選。辭。而。出。明。日。孔。穿。朝。平。原。君。謂。孔。穿。曰。昔。者。公。孫。龍。之。言。甚。辯。孔。穿。曰。然。幾。能。令。三。牙。一。矣。雖。然。難。願。得。有。問。於。君。謂。三。牙。甚。難。而。實。非。也。謂。三。牙。甚。易。而。實。是。也。不知。君。將。從。二。易。而。是。者。乎。

く、「今われ縞衣を亡へり」と。婦人曰く、「公は縞衣を亡ふと雖も、これは實にわが自ら爲るところなり」と。澄子曰く、「子は速にわれに衣を與ふるに如かず。昔わが亡ひしところのものは、紡績なり。今子の衣は、杼績なり。杼績を以て紡績に當つ、子豈に得ざらんや」と。宋王、その相唐鞅に謂つて曰く、「寡人殺戮するところのもの衆し。而して羣臣いよく畏れず、その故何ぞや」と。唐鞅對へて曰く、「王の罪するところは、盡く不善のものなり。不善を罪す、善なるものは、故に爲に畏れず。王、羣臣の畏れんことを欲せば、その善と不善とを辨するなくして、時にこれを罪するに若かず。此の若くば、則ち羣臣畏れん」と。居ること幾何もなくして、宋王、唐鞅を殺せり。唐鞅の對は、對ふるなきに若かず。惠子、魏の惠王の爲に法を爲る。法を爲ること己に成り、以てこれを民人に示す。民人みなこれを善みす。これを惠王に獻す。惠王これを善みし、以て翟翦に示す。翟翦曰く、「善し」と。惠王曰く、「行ふべきか」と。翟翦曰く、「不可なり」と。惠王曰

將。從。二。難。而。非。者。乎。平。原。君。不。應。明。曰。謂。三。公。孫。龍。曰。公。無。與。三。牙。辯。荆。柱。國。莊。伯。令。其。父。視。曰。日。在。天。視。其。奚。如。曰。正。圓。視。其。時。日。當。今。令。謂。者。駕。曰。無。馬。令。謂。人。取。冠。進。上。問。馬。齒。謂。人。曰。齒。十。二。與。牙。三。十。人。有。二。任。臣。不。亡。者。一。臣。亡。莊。伯。決。之。任。者。無。罪。宋。有。二。澄。子。者。

く、「善にして行ふべからざるは、何故ぞ」と。翟翦對へて曰く、「今大木を擧ぐるものは、前は輿謂と呼び、後またこれに應ず。これその大木を擧ぐるものに於て善し。豈に鄭衛の音なからんや。然れども此のその宜しきに若かざるなり。それ國もまた木の太なるものなりと。」

- 齊地地名。過は、會也。約は、盟也。
- 趙王は、趙の惠王也。
- 平原君は、趙の公子勝也。
- 孔穿と公孫龍とはみな韓土なり。三牙は孔穿子には或三耳に作る、蓋し傳寫相誤れるものにて當に三耳に作るべきかといふ、或は智士の名として或は別に義ありとし、諸説紛々たれども、今一に略に従ふ。
- 少選は、須臾也。
- 昔者は、昨日也。甚だ辯なりは、三牙の説を辯ずることの極めて巧なりしをいふ。
- 終しは、三牙の説の成立しがたきをいふ。
- 荆は、楚也。柱國は官名にて、宰相也。
- 涓人は、王の左右に親近する、深顔をつかさどるもの。
- 涓人は馬をつかさどる役人。馬の上下の齒は十二、牙は上下十八、合せて三十なり。
- 縞衣は、縞衣也。杼は、道也。
- 杼績は、縞衣のひとつもの。得は、利也。即ち、ひとつの縞衣を紡績衣の代りにあてがはば子は豈に利益ならざるやと也。
- 宋王は、宋の康王也。
- 唐鞅が、宋王に善と不善とをみせし、以て王の威を立てしめんとす。これを以て王は唐鞅を殺せり。故に唐鞅の對は、對なきにしかずと也。
- 惠子は、惠施にて宋の人、魏に仕へて惠王の相となれり。
- 翟翦は、翟黄の子孫。
- 輿謂は、重きを擧ぐるに力をはげます歌聲也、前人唱へて後人和す。
- 鄭衛の音は、みな新聲にて正聲にあらず。衆人のよるこぼものなり。然れども、輿謂を呼びて、大木を擧ぐるの宜しきに如かずと也。惠子の法は、鄭衛の音の、衆人の耳に宜しき

亡編衣。求之塗。見婦人衣。

編衣。援而弗會。欲取其衣。曰。今者我亡編衣。婦人曰。公雖亡編衣。此實吾所自爲也。澄子曰。子不如速與我衣。昔吾所亡者。紡績也。今子之衣。禪緇也。以禪緇當紡績。子豈不得哉。宋王謂其相唐鞅曰。寡人所殺戮者衆矣。而羣臣愈不長。其故何也。唐鞅對曰。王之罪。盡不善者也。罪不善者。故爲不畏。王欲羣臣之畏也。不若無辨其善與不善。而時罪之。若此。則羣臣畏矣。居無幾何。宋君殺唐鞅。唐鞅之對也。不若無對。惠子爲魏惠王爲法。爲法已成。以示諸民。人皆善之。獻之惠王。惠王善之。以示羣臣。羣臣曰。善也。惠王曰。可行邪。羣臣曰。不可。惠王曰。善而不可行。何故。羣臣對曰。今舉大木者。前呼與。後亦應之。此其於舉大木者善矣。豈無鄭衛之音哉。然不若此其宜也。夫國亦木之大者也。

おごとし。然れども。國を治むるの法として。未だ用ふべからず。故に。善にして行ふべからずと曰へるなり

不屈

六に曰く、士を察するに、以て道を得ると爲すは、則ち未だし。然りと雖も、その物に應ずるや、辭窮り難し。辭窮り難ければ、その禍福たるや、なほ未だ知るべからず。察して以て、理に達し義を明かにすれば、則ち察すること福を爲す。察して以て、非を飾り愚を惑すときは、則ち察すること禍を爲す。

六曰。察士以爲得道。則未也。雖然。其應物也。辭難窮矣。辭難窮。其爲禍福。固未

可知。察而以達理明。則察爲福矣。察而以飾非惑愚。則察爲禍矣。古者之貴善御也。以還暴禁邪也。魏惠王謂惠子曰。上世之有國。必賢者也。今寡人實不若先生。願得傳國。惠子辭曰。寡人莫有之。國於此者也。而傳之賢者。民之食爭之心止矣。欲先

す。古の善御を貴ぶや、暴を逐ひ邪を禁ずるを以てなり。魏の惠王、惠子に謂つて曰く、「上世の國を有するは、必ず賢者なり。今寡人は實に先生に若かず。願はくは國を傳ふるを得ん」と。惠子辭す。王また固く請うて曰く、「寡人これが國をこゝに有する莫きものなり。而してこれを賢者に傳へば、民の食争の心止まん。先生のこれを以て、寡人に聽はんことを欲するなり」と。惠子曰く、「王の言の若くば、則ち施は可として聽はざるなり。王は固に萬乘の主なり。國を以て人に與ふるは、なほなほ可なり。今施は布衣なり、以て萬乘の國を有すべくしてこれを辭す、これその食争の心を止むるや、いよく甚だしきなり」と。惠王惠子に謂つて曰く、「古の國を有せしものは、必ず賢者なり」と。それ受けて賢なりしものは舜なり。これ惠子の舜たらんと欲するなり。それ辭して賢なりしものは許由なり。これ惠子の許由たらんと欲するなり。傳へて賢なりしものは堯なり。これ惠王の堯たらんと欲するなり。堯舜許由の作は、ひとり舜に傳へ

生之以此聽
寡人也。惠子
曰。若王之言。
則施不可而
聽矣。王固萬
乘之主也。以
國與人猶尙
可。今施布衣
也。可。以有萬
乘之國而辭
之。此其止食
爭之心愈甚
也。惠王謂惠
子曰。古之有
國者。必賢者
也。夫受而賢
者。舜也。是欲
也。夫辭而賢
者。許由也。是

て由辭するのみにあらざるなり。他行これに稱へり。今その他なくして、堯舜許
由たらんと欲す。故に惠王は、布冠して鄆に拘へられ、齊の威王は、幾うして
受けず、惠子は、衣を易へ冠を變じ、輿に乗りて走り、幾ど魏境より出でざりし
なり。およそみづから不可を行ひ、以て必誠を爲すを幸へるなり。匡章惠子に
魏王の前に謂つて曰く、「蝗螟をば、農夫得てこれを殺すは奚の故ぞ、その稼を害
するが爲なり。今公の行く、多きものは數百乘、歩するもの數百人、少きもの
は數十乘、歩するもの數十人、これ耕すことなくして食ふもの、その稼を害す
るもまた甚だし。」惠王曰く、「惠子施や、辭を以て公と相應じ難し。然りと
雖も、請ふその志を言はん。」惠子曰く、「今の城くものは、或は大築を城上
に操り、或は春を負ひて城下に赴き、或は表擧を操りて以て善く瞻望す。施の
若きものは、それ表擧を操るものなり」と。工女をして化して絲を爲めしむ、絲
を治むる能はず。大匠をして化して木を爲めしむ、木を治むる能はず。聖人を

惠子欲爲許
由也。傳而賢
者。堯也。是惠
王欲爲堯也。
堯舜許由之
作。非獨傳舜
而由舜也。他
行稱此。今無
其他。而欲爲
堯舜許由。故
惠王布冠而
拘于鄆。齊威
王幾弗受。惠
子易衣變冠。
乘輿而走。幾
不出乎魏境。
凡自行不可。
以幸爲必誠。
匡章謂惠子
於魏王之前。

して化して農夫を爲めしむ、農を治むる能はず。それ施は而く農夫を治むるものな
り。公は何ぞ、施を蝗螟に比するを事とするか」と。惠子の魏を治め、本を爲すや
その治治らず。惠王の時に當り、五十戦して二十敗し、殺すところのもの、勝けて
數ふべからず。大いに愛子を將るて禽とする者有り。大術の愚、天下の笑と爲り、
その諱を擧ぐるを得たり。乃ち周の太史に令して更にその名を著さしめんことを
請ふ。邯鄲を圍むこと三年にして取ること能はず。士民罷路し、國家空虚にして
天下の兵四に至り、衆庶誹謗し、諸侯譽めず。翟翳に謝して、更にその謀を聴き、
社稷乃ち存せり。名實散出し、土地四削せられ、魏國これより衰へたり。仲
父は大名なり。國を讓るは大實なり。説きて以て聽かれず信ぜられず。聽かれて
此の若くば、工なりと謂ふべからず。工ならずして治む、天下を賊する、焉より
大なるは莫し。幸にしてひとり魏に聽かれしなり。天下を賊するを以て實を爲
し、これを治むるを以て名を爲す、匡章の非る、また可ならずや。白圭の新に

曰。蝗螟。農夫得而殺之。奚故。爲其害稼也。今公行多者數百乘。步者數十乘。步者數十人。此無耕而食者。其害稼亦甚矣。惠子曰。惠子施也。難以辭與公相應。雖然。請言其志。惠子曰。今之域者。或者擇大築乎城上。或負畚而赴乎城下。或擇表。覆以善

惠子と相見るや、惠子これに説くに彊を以てせり。白圭以て應ずるなし。惠子出づ。白圭人に告げて曰く、「人の新に婦を取るものあり。婦至る、宜しく安矜にして、煙視媚行すべし。豎子、蕉火を操りて鉅なり。新婦曰く、「蕉火大いに鉅なり」と。門に入る。門中に歛陷あり。新婦曰く、「これを塞げ。將に人の足を傷けん」とす」と。これ不便の家氏にあらざるなり。然して大に甚しきものあり。今惠子のわれを遇る、なほ新なり。そのわれに説く大に甚しきものあり」と。惠子これを聞きて曰く、「然らず。詩に曰く、「愷悌の君子は民の父母」と。愷は大なり、悌は長なり。君子の徳の長くして且つ大なるものは、則ち民の父母たり。父母の子を教ふるや、豈に久しきを待たんや。何ぞわれを新婦に比するを事とするか。詩に豈に『愷悌の新婦』と曰はんや」と。汗を誹るは汗に因り、辟を誹るは辟に因る。これ誹るは非らるゝと同じきなり。白圭曰く、「惠子のわれを遇る、なほ新なり。そのわれに説く、大に甚しきものあり」と。惠子聞きてこれを誹り、因りて自ら以

歸望。若施者其操表覆者也。使工女化而爲絲。不能治絲。使大匠化而爲木。不能治木。使聖人化而爲農。夫不能治農。夫施而治農。夫二者也。公何事比施於農。嫫乎。惠子之治魏爲木。其治不洽。當惠王之時。五十戰而二十敗。所殺者不可勝數。大將愛子。有二禽者。也。

爲へらく、これが父母たりと。その非、白圭より甚しきあり、また大に甚しきものあり。

● 神御は、よく馬を御するものをいふ ● 國を併ふるとは、もつれの國を併へて治めしめんと也 ● 惠子が、辭してこれを受けざりし也 ● 聽は從也。施は惠子の名也、後に見ゆ ● 鄆は、邑名也。惠王が、みづから鄆に拘へられ、將に齊に服せんとせし也。威王は、田和の孫にて、孟子に見ゆるところの宣王の父也。● 危也。危うして魏惠王を受けざりし也。● 猶ど魏城云々とは、猶ど魏を魏の境内に見かれざりしをいふなり ● 惠王は、幸にして魏國の名をうけ、惠子は、幸にして以て受けざるの名をうけ、以て必誠をなさんとせりと也 ● 匡章は、孟子の弟子也。● 趙威は、姓は、いなど。● 橫は、ずらわし。共に誠を密するもの ● 甚しは、趙威より甚しと也 ● 施は、惠子の名也。公は、匡章を詞ふ也 ● 表覆は、覆也 ● 而は、能也 ● 煙視は、煙の毒を食ふむし ● 惠王が、惠子の體を用ひしために、その民を煙視し、敢ひて大敗し、これを復せんとして、用ひ勝へざるを恐れ、その愛するところの子弟を驅りて殉死せしめしたり。これその愛せざることを以て、その愛するところ及ばざるものと、故に愛子云々といへるなり ● 煙視は、煙也。● 煙は、霧す也 ● 惠王は、惠子を管與善に比し、更にその名を著さんことを欲せりと也。● 名とは、仲父の名也 ● 鉅は、鉅也。つかれざる也。● 空虛は、府庫の豐のつきしをいふ。● 天下の兵云々とは、鄆鄆を救はんとするの兵、四方より至り來れりと也。● 誹謗は、惡言多くして、せしめる也。● 譽めずは、みなその惡をいへるなり ● 覆は、覆也。● 覆は、覆也。● 於て、惠子の立てし法は善なれども、行ふべからずといひし人 ● 名實散出とは、以て鄆國に昭ひしをいふ ● 惠子の言の、ひとり魏の小範圍内のみ聽用せられしは幸なりと也 ● 新婦の態を狀す、● 婦行は、餘行也

大術之愚。爲二

天下笑。得。舉。二 蓋は、新也。鉅も、大也 飲附は、穴也 安氏は、婦氏也 遇は、見也

其諱。乃請令周太史更著其名。國邯鄲三年。而弗能取。士民罷路。國家空虛。天下之兵四至。衆庶諱。諸侯不響。謝於翟。而更聽其謀。社稷乃存。名實散出。土地四削。魏國從此衰矣。仲父大名也。讓國大實也。說以不聽。不信。聽而若此。不可謂工矣。不工而治。賊天下莫大焉。幸而獨聽於魏也。以賊天下爲實。以治之爲名。匡章之非。不可乎。白圭新與。惠子相見也。惠子說之以。白圭無以應。惠子出。白圭告人曰。人有新取婦者。婦至。宜安於煙視。細行。豎子操。燕火而鉅。新婦曰。燕火大鉅。入於門。門中有飲。陷。新婦曰。塞之。將傷人之足。此非不便之家氏也。然而有大甚者。今惠子之遇我尙新。其說我有大甚者。惠子聞之曰。不然。待曰。愷悌君子。民之父母。愷者大也。悌者長也。君子之德。長且大者。則爲民父母。父母之教。子也。豈待久哉。何事比。我於新婦乎。時豈曰。愷悌新婦哉。汗因汗。汗因汗。因汗。是諱者。與所非同也。白圭曰。惠子之遇我尙新。其說我有大甚者。惠子聞而諱之。因自以爲爲之父母。其非有甚於白圭。亦有二大甚者。

應言

七日。白圭謂魏王曰。市丘之鼎以烹雞。

七に曰く、白圭、魏王に謂つて曰く、「市丘の鼎以て雞を烹る。多くこれを洩せば、則ち淡くして食ふべからず。少しくこれを洩せば、則ち焦して熱せず。然し

多洩之。則淡而不可食。少洩之。則焦而不熱。然而視之。蝸焉美無所可用。惠子之言有似於此。惠子聞之曰。不然。使三軍饑而居鼎旁。適爲之飯。則莫宜之此鼎矣。白圭聞之曰。無所可用者。意者徒加其飯邪。白圭之論自悖。其少魏王大甚。以惠子之言。蝸焉美無

てこれを視るに、蝸焉として美なるも用ふべきところなし。惠子の言これに似たるありと。惠子これを聞きて曰く、「然らず。三軍をして饑ゑて鼎旁に居らしめ、たままこれが飯を爲さば、この鼎より宜しきは莫し」と。白圭これを聞きて曰く、「用ふべきところなきもの、意ふに徒にその飯を加ふるのみか」と。白圭の論はおのづから悖れり。その魏王を少しとするや大に甚し。以へらく惠子の言、蝸焉として美なるも用ふべきところなしと。これ魏王が、言の用ふべきところなき者を以て、仲父と爲すなり。これ言の用ふるところなきものを以て、美となすなり。公孫龍、燕の昭王に説くに僎兵を以てせり。昭王曰く、「甚だ善し。寡人願はくは客とこれを計らん」と。公孫龍曰く、「竊に大王の爲さざるを意ふなり」と。王曰く、「何の故ぞ」と。公孫龍曰く、「日者大王、齊を破らんと欲せり。諸天下の士、その齊を破らんと欲するものをば、大王は盡くこれを養へり。齊の險阻要塞君臣の際を知るものをば、大王は盡くこれを養へり。知ると雖も

所可用。是魏王以言無所可用也。是以言無所用者。爲無所用者。爲美也。公孫龍說燕昭王以兵。昭王曰。甚善。寡人願與客計之。公孫龍曰。竊意大王之弗爲也。王曰。何故。公孫龍曰。日者大王欲破齊。諸天下之士。其欲破齊者。大王盡養之。知齊之險阻。要塞。君臣

破るを欲せざるものをば、大王はなほ養はざるが若し。それ卒に果して齊を破り、以て功を爲せり。今大王曰く、「われ甚だ僇兵を取らんと。」諸侯の士の、大王の本朝に在るものは、盡く善く兵を用ふるものなり。臣はこれを以て、大王の爲さざるを知るなり」と。王以て應ふるなし。司馬喜、墨者師を中山王の前に難じ、以て攻むるを非として曰く、「先生の術とする所は、攻むるを非とするか」と。墨者師曰く、「然り」と。曰く、「今、王、兵を興して燕を攻む。先生は、將に王を非とせんとするか」と。墨者師對へて曰く、「然らば則ち相國はこれを攻むるを是とするか」と。司馬喜曰く、「然り」と。墨者師曰く、「今、趙、兵を興して中山を攻めば、相國將にこれを是とせんとするか」と。司馬喜以て應ふるなし。路説、周顔に謂つて曰く、「公、趙を愛せず、天下必ず從せん」と。周顔曰く、「固より天下の從を欲するなり。天下從すれば、則ち秦の利なり」と。路説これに應へて曰く、「然らば則ち公は秦の利を欲するか」と。周顔曰く、「これを欲す」と。路説曰く、「公

之際者。大王盡養之。雖知而弗欲破者。大王猶若弗養。其卒果破齊。以爲功。今取兵。諸侯之士。在大王之本朝者。盡警用兵者也。桓是以知大王之弗爲也。王無以應。司馬喜難墨者師於中山王。前以非攻曰。非攻夫墨者師曰。然曰。今

これを欲せば、則ち胡ぞ從を爲さざる」と。魏、孟印をして、絳安邑の地を割き以て秦王に與へしむ。王喜び、起賈をして、孟印の爲に司徒を魏王に求めしむ。魏王説ばず、起賈に應へて曰く、「印は寡人の臣なり。寡人は寧ろ賊を以て司徒と爲さん。印を用ふるなし。願はくは大王の更に他人を以てこれを詔けんことを」と。起賈出づ。孟印に廷に遇ひて曰く、「公の事何如」と。起賈曰く、「公は甚だ公の主より賤められたり。公の主曰く、「寧ろ賊を用ひて司徒となさん。公を用ふるなし」と。孟印入りて見え、魏王に謂つて曰く、「秦の客は何をか言へる」と。王曰く、「女を以て司徒と爲さんを求めたり」と。孟印曰く、「王はこれに應へて何をか謂へる」と。王曰く、「寧ろ賊を以てせん。印を用ふるなし」と。孟印太息して曰く、「宜なり、王の秦に制せらるゝは、王何ぞ秦の善臣を疑へる。絳安邑を以てし、負牛の書をして秦に與へしむ。なほ乃ち善牛なり。印不肖なりと雖も、ひとり牛に如かさらんや。かつ王は三將軍をして臣が先たらしめて曰く、

王興兵而攻
燕。先生將非
王乎。墨者師
對曰。然則相
國是攻之乎。
司馬喜曰。然
墨者師曰。今
趙興兵而攻
中山。相國將
是之乎。司馬
喜無以應。路
說謂周顯曰。
公不愛趙。天
下必從。周顯
曰。固欲天下
之從也。天下
從則秦利也。
路說應之曰。
然則公欲秦
之利夫。周顯

「印を視ること身の如くせよ」と。これ重臣なり。臣を二ひ輕んぜしむるなり。臣をして責めしむ。印賢なりと雖も、固より能くせんや」と。居ること三日、魏王乃ち起賈を聽せり。およそ人主の、その大官を與ふるや、益あるが爲なり。今國の錙銖を割く、而も因りて大官を得たり。かつ何の地か以てこれを給せん。大官は人臣の欲するところなり。孟印は秦をしてその欲するところを得しめ、秦もまた孟印をしてその欲するところを得しめ、責以て償へり。なほ何の責かある。魏は強しと雖も、なほ責なきを責むる能はず。また況んや魏王の令を弱くするに於てをや。孟印の司徒となり、以てその責を棄つるは則ち拙なり。秦王帝を宣陽に立て、許綰をして魏王を誣らしむ。魏王將に秦に入らんとす。魏敬王に謂つて曰く、「以ふに河内は梁の重きに孰與ぞ」と。王曰く、「梁重し」と。また曰く、「もし秦をして河内を求めしめば、則ち王は將にこれを與へんとするか」と。王曰く、

曰。欲之。路說
曰。公欲之。則
胡不爲從矣。
魏令孟印割
綰安邑之
地。以與秦王。
王喜。令起賈
爲孟印求司
徒於魏王。魏
王不說。應起
賈曰。印寡人
之臣也。寡人
寧以誠爲司
徒。無用印。願
大王之更以
他人詔之也。
起賈出。遇孟
印於廷。曰。公
之事何如。起
賈曰。公甚賤

「與へざるなり」と。魏敬曰く、「河内は三論の下なり。身は三論の上なり。秦はその下を求めて、王は聽さず、その上を求めて、王はこれを聽せり。臣竊に取らざるなり」と。王曰く、「甚だ然り」と。乃ち行くを緩めたり。秦は大に長平に勝てりと雖も、三年にして然して後に決し、士民は糧食に倦れたり。この時に當りてや、兩周はその北を全うし、魏を存し陶を擧げ、衛の地方六百を削り、これを有する、勢これなり、而して入ること大に蚤し。奚ぞ魏敬の説に待たんや。それ未だ以て入るべからずして入る。その患の將むあり。以て入るべくして入らず。入ると入らざるとの時は、熱論せざるべからざるなり。

● 市丘は、魏の邑の名。鄭は大鄭にて、宜しく小を煮るべからざるもの。油は、肉汁也。油を多くせば、漬くして味なきが故に、食ふべからずといへるなり。● 無は、備也、かわく也。● 然惡は、美好なるさまに比し。或はいふ、然は、偶語と同じく、せぐまり歩むまなりと。● これ謂の美好にして、しかも用ふべからざるに似たりと也。● 公孫龍は、魏の人。聞王は、燕王の子也。懼は、止也。● 司馬喜は、魏の宰相也。墨者は、墨子の説を擧げるもの。● 孟印は、孟卯の誤、以下これに準ず。苻は、廣昭字苻に、その音詳ならずとあり。● 起賈は、賈ふらくは、須賈か。● 威もまた魏の臣。● 詔は、告也。● 公は、孟卯をいふ。即ち、孟卯は

於公之主。公之主曰。寧用。威爲司徒。無用。公孟卯入。見。謂魏王曰。秦客何言。王曰。求以女爲司徒。孟卯曰。王應之謂何。王曰。寧以威。無用卯也。孟卯太息曰。宜矣王之制於秦也。王何疑秦之善臣也。以絳密安邑。令負牛書與秦。猶乃善牛也。卯雖不肖。獨不如牛乎。且王令三將軍爲臣先。曰。視卯如身。是重臣也。令三輕臣也。令三重臣也。卯雖賢。固能乎。居三日。魏王乃聽起賈。凡人主之與大官也。爲有益也。今割國之錮鍾矣。而因得大官。且何地以給之。大官人臣之所欲也。孟卯令秦得其所欲。秦亦令孟卯得其所欲。實以償矣。尙有何責。魏雖遷猶不能責無責。又況於弱魏王之令乎。孟卯爲司徒。以察其責。則拙也。秦王立帝宜陽。令詐館誑魏王。魏王將入秦。魏敬謂王曰。以河內孰與梁重。王曰。梁重。又曰。梁孰與身重。王曰。身重。又曰。若使秦求河內。則王將與之乎。王曰。弗與也。魏敬曰。河內

その主人魏王より甚だ腫まれたり也。王は、牛に負はせ、絳密安邑の書を持し、これを秦に致さしむ。秦は、なほ善牛の如しと也。身は、王の身也。二は、重也。即ち臣は是れれば、重んぜられずと也。秦をして臣を買めしむと也。能くせんや、力これにたふる能はずと也。起賈を懸せりと、起賈の言をゆるして、孟卯を用ひて司徒となせりと也。別は、分也。錮鍾は、鉄兩也、かねめ也。即ち、絳密安邑を分ち與へて、大官を得しをいふ也。大官は司徒也。結は足也。欲するところは、田邑即ち土地也。次の欲するところは、司徒の官也。誑は、詐也、いつはる也。詐誑は、秦の臣也。即ち、秦は、實は未だ帝たりざるなり。然るに、魏王を詐りて帝と言ひ、魏王をして入朝せしめんと欲せしなり。魏敬を、戰國策の魏策に、周沂に作れり。三將は、河内ト梁ト身とをいへるなり。甚だ然りは、其だ善しの意。卯は、止也、秦に入らざりしをいふ。秦の將白起、趙を攻め、三年その卒四十萬長平に坑せしが故に、大に勝つといへるなり。これを有する云々は、この勇を有せりの意。入ること云々は、秦に入るること大に致しと也。何ぞ必ずしも魏敬の説を持ち、秦に入らざらんやと也。論は、辯也。

三論之下也。身三論之上也。秦索其下而王弗聽。索其上而王聽之。臣竊不取也。王曰。甚然。乃輟行。秦雖大勝於長平。三年然後決。士民倦。糧食當此時也。兩周全其北。存魏舉陶。削衛地方六百。有之勢是。而入大蚤。奚待於魏。敬之說也。夫未可以入而入。其患有將。可以入而不入。入與不入之時。不可不熟論也。

具備

八曰。今有琴瑟蒙繁。窮於此而無弦。則必不能中也。中非獨弦也。而弦爲弓中之具也。夫立功名。亦有具。不得其具。賢雖過湯武。則勞而無功矣。

八に曰く、今琴瑟蒙あり。こゝに繁弱ありて弦なくんば、則ち必ず中つる能はざるなり。中つるはひとり弦のみにあらざるなり。而して弦は弓中の具たるなり。それ功名を立つるもまた具あり。その具を得ずんば、賢、湯武に過ぐと雖も、則ち勞して功なし。湯は嘗て鄴薄に約せられ、武王は嘗て畢程に窮せられ、伊尹は嘗て庖厨に居り、太公は嘗て釣魚に隠れたり。賢の衰へしにあらざるなり。智の愚なりしにあらざるなり。みな其具なければなり。故におよそ功名を立つる、賢と雖も必ずその具あり、然して後成るべし。宓子賤、直父を治む。魯君

湯誓約於郭
薄矣。武王誓
窮於畢程矣。
伊尹誓居於
庖廚矣。太公
誓隱於釣魚
矣。賢非衰也。
智非愚也。皆
無其具也。故
凡立功名。雖
賢必有其具。
然後可成。宓
子賤治亶父。
恐魯君之聽
讒人。而令己
不得行其術。
也。將辭而行。
請近吏二人
於魯君。與之
俱至於亶父。

の讒人に聴きて、おのれをしてその術を行ふを得ざらしめんことを恐るゝや、將に辭して行らんとし、近吏二人を魯君に請ひ、これと俱に亶父に至る。邑吏みな朝す。宓子賤、吏二人をして書せしむ。吏方に將に書せんとす。宓子賤、旁より時に撃つてその肘を搖し、吏これを書して善からざりしかば、則ち宓子賤これが爲に怒る。吏甚だこれを患へ、辭して歸らんことを請ふ。宓子賤曰く、「子の書甚だ善からず、子勉に歸れ」と。二吏歸りて君に報じて曰く、「宓子は書を爲すべからず」と。君曰く、「何の故ぞ」と。吏對へて曰く、「宓子、臣をして書せしむ。而も時に撃つて臣の肘を搖せり。書惡しくして甚だ怒るあり。吏みな宓子を笑へり。これ臣の辭して去りし所以なり」と。魯君太息して歎きて曰く、「宓子は、これを以て寡人の不肖を諫めしなり。寡人の子を亂して、宓子をしてその術を行ふを得ざらしめしこと、必ず數々これあらん。二人微りせば、寡人は幾ど過たん」と。遂に愛するところを發して、亶父に之かため、宓子に告げて曰く、「自

邑吏皆朝。宓
子賤令二吏
人書。吏方將
書。宓子賤從
旁時擊搖其
肘。吏書之不
善。則宓子賤
爲之怒。吏甚
患之。辭而行。
請近吏二人
歸。宓子賤曰。
子之書甚不
善。子勉歸矣。
二吏歸報於
君曰。宓子不
可爲書。君曰。
何故。吏對曰。
宓子使臣書。
而時擊搖臣
之肘。書惡而
有甚怒。吏皆

今以來、亶父は寡人の有にあらざるなり。子の有なり。亶父に便なるものあらば子決めてこれを爲せ。五歳にしてその要を言へ」と。宓子敬んで諾せり。乃ちその術を亶父に行ふを得たり。三年、巫馬族、短褐衣弊表にして、往きて化を亶父に觀る。夜漁するものを見れば、得ては則ちこれを捨てたり。巫馬族これを問うて曰く、「漁するは、得るを爲すなり。今子の得てこれを捨つるは何ぞや」と。對へて曰く、「宓子は、人の小魚を取るを欲せざるなり。捨つるところのものは、小魚なり」と。巫馬族歸り、孔子に告げて曰く、「宓子の徳至れり。民をして間行せしめ、刑を旁に嚴にするあるが若し。敢へて問ふ、宓子は何を以て此に至れる」と。孔子曰く、「丘は嘗てこれと言ひて曰く、「此に誠にするものは、彼に刑す」と。宓子は必ずこの術を亶父に行へるなり」と。それ宓子のこの術を行ふを得るや、魯君が後にこれを得しなり。魯君の後にこれを得しものは、宓子まづその備を有すればなり。まづその備を有する、豈に遽に必せんや。これ魯君の賢

笑。宓子。此臣所以辭而去也。魯君太息而歎曰。宓子以此諫。寡人之不肖也。寡人之亂。子而令。宓子不。得。行。其。術。必。數。有。之。矣。微。二。人。寡。人。幾。過。遂。發。所。愛。而。令。之。宓。父。告。宓。子。曰。自。今。以。來。宓。父。非。二。寡。人。之。有。也。子。之。有。也。有。下。便。於。宓。父。者。五。歲。而。言。其。

なるなり。三月の嬰兒は、軒冕、前に在りとも、欲するを知らざるなり。斧鉞、後に在りとも、惡むを知らざるなり。慈母の愛、これを諭して誠なるなり。故に誠にして有た誠なれば、乃ち情に合す。精にして有た精なれば、乃ち天に通ず。乃ち天に通づれば、水木石の性、みな動かすべきなり。また況んや血氣あるものに於てをや。故におよそ説と治との務は、誠なるに若くは莫し。言を聽きて哀なるものは、その哭するを見るに若かざるなり。言を聽きて怒るものは、その鬪ふを見るに若かざるなり。説と治と誠ならずんば、その人心を動かすこと神ならず。

● 羿は、夏の諸侯にして有窮國の君、射を善くし、百發百中せり。姁は、羿の弟子にて、またよく百中せり。繁弱は、良弓の出づる地、因りて以て弓の名とせり。● 鄆、墨翟は、地名。● 以子路は、孔子の弟子、名は不齊にして、子路はその字なり。● 近吏は、左右の臣也。夏父は、地名。● 鮒は、鮒といふに同じ、すみやか也。● 君に報じては、魯君に報じて也。● 吏は、司獄、邑の吏也。● 勇は、遺也、つかはす也。● 短褐は、賤人の服にて、毛織物にてつくれる短き服、弊衣は、やぶれたるかはごるも。化は、政治也。● 古は、魚の尺にみたざるものは、短にのほせず。宓子よく魯人の政を體し、その類を盡さざるなり。● 闇は夜也。● 丘は、孔子の名。此に誠に云々とは、至誠を近きに施して以てこれを化育し、利を遠きに行はしむるをいふ。

要。宓子敬諾。乃得行其術。於宓父三年。巫馬旗短褐衣弊裘。而往。

三月云々は、生れて三ヶ月めのみどり兒。軒は、貴人の車、冕は貴人の冠、故に高き位官にいふ。斧鉞は、をい、まさかりにて、刑具。● 有は、又同じ。● 誠を以て説けば、則ち信じてこれを著し、誠を以て治れば、則ち化してこれを行ふをいふ。● 動は、感也。神は、化也。即ち誠ならざれば、その化を行ふ能はざるをいふるなり。

觀。化於宓父。見。夜漁者。得。則。會。之。巫。馬。旗。問。焉。曰。漁。爲。得。也。今。子。得。而。會。之。何。也。對。曰。宓。子。不。欲。人。之。取。小。魚。也。所。會。者。小。魚。也。巫。馬。旗。歸。告。孔。子。曰。宓。子。之。德。至。矣。使。民。聞。行。若。有。嚴。刑。於。旁。敢。問。宓。子。何。以。至。於。此。孔。子。曰。丘。嘗。與。之。言。曰。誠。乎。此。者。利。乎。彼。宓。子。必。行。此。術。於。宓。父。也。夫。宓。子。之。得。行。此。術。也。魯。君。後。得。之。也。魯。君。後。得。之。者。宓。子。先。有。其。備。也。先。有。其。備。豈。遠。必。哉。此。魯。君。之。賢。也。三。月。嬰。兒。軒。冕。在。前。弗。知。欲。也。斧。鉞。在。後。弗。知。惡。也。慈。母。之。愛。諭。焉。誠。也。故。誠。有。誠。乃。合。於。情。精。有。精。乃。通。於。天。乃。通。於。天。水。木。石。之。性。皆。可。動。也。又。況。於。有。血。氣。者。乎。故。凡。説。與。治。之。務。莫。若。誠。聽。言。哀。者。不。若。見。其。哭。也。聽。言。怒。者。不。若。見。其。鬪。也。説。與。治。不。誠。其。動。人。心。不。神。

卷第十九

離俗覽第七

離俗覽

一曰。世之所不足者。理義也。所有餘者。妄苟也。民之情。實所不足。故布衣人臣之行。潔白清廉。中繩愈窮。愈榮。雖死天下。愈高之所不。足也。然而以。理義。斷。削。神。

一に曰く、世の足らざるところのものは、理義なり。餘りあるところのものは、妄苟なり。民の情は、足らざるところを貴び、餘りあるところを賤む。故に布衣人臣の行、潔白清廉中繩なるものは、いよく窮していよく榮え、死すと雖も、天下はいよくこれが足らざるところを高ぶ。然り而して、理義を以て神農黃帝を斷削せば、なほ非とすべきあるがごとし、ひとり舜湯のみに徴るなり。飛兔要衰は、古への駿馬なり。材なほ短なるあり。故に繩墨を以て木を取れば、則ち宮室成らず。舜その友石戸之農に讓る。石戸之農曰く、「椹椹乎たり、后の人と爲りや。葆力の士なり」と。舜の徳を以て未だ至らずと

農黃帝猶有可。非。微。獨。舜。湯。飛。兔。要。衰。古。之。駿。馬。也。材。猶。有。短。故。以。繩。墨。取。木。則。宮。室。不。成。矣。舜。讓。其。友。石。戸。之。農。曰。石。戸。之。農。曰。椹。椹。乎。后。之。爲。人。也。葆。力。之。士。也。以。舜。之。徳。爲。未。至。也。於。是。乎。夫。負。妻。戴。攜。子。以。入。於。海。去。之。終。身。不。反。舜。又。讓。其。友。北。人。無。擇。北。人。

爲せるなり。是に於てか、夫は負ひ妻は戴き、子を攜へて以て海に入り、これを去りて終身反らず。舜はまたその友北人無擇に讓る。北人無擇曰く、「異なるかな、后の人と爲りや、椹椹の中に居りて、遊んで堯の門に入る。是の若くなるのみならず。またその辱行を以て、われを漫さんと欲す。われこれを羞つ」と。而して自ら蒼頡の淵に投ぜり。湯將に桀を伐たんとす。卞隨に因りて謀る。卞隨辭して曰く、「吾が事にあらざるなり」と。湯曰く、「孰れか可なる」と。卞隨曰く、「われ知らざるなり」と。湯また務光によりて謀る。務光曰く、「吾が事に非ざるなり」と。湯曰く、「孰れか可なる」と。務光曰く、「われ知らざるなり」と。湯曰く、「伊尹は何如」と。務光曰く、「強力にして詢を忍ぶ。われその他を知らざるなり」と。湯遂に伊尹と夏を謀り、桀を伐ちてこれに克つ。以て卞隨に讓る。卞隨辭して曰く、「后の桀を伐つや、われに謀れるは、必ずわれを以て賊すとなせるなり。桀に勝ちてわれに讓れるは、必ずわれを以て食ると爲せるなり。われ

無擇曰。異哉。后之爲人也。居於喇喇之中。而游入於堯之門。不若是而已。又欲以其辱行。漫我。我羞之。而自投於蒼領之淵。湯將伐桀。因下隨而謀。下隨辭曰。非吾事也。湯曰。孰可。下隨曰。吾不知也。湯又因務光。而謀。務光曰。非吾事也。湯曰。孰可。務光曰。吾不知也。

は亂世に生る。而して無道の人、再び來りてわれを詢しむ。われ數々聞くに忍びざるなり」と。乃ち自ら頽水に投じて死せり。湯また務光に讓りて曰く、「智者これを謀り、武者これを遂し、仁者これに居るは、古の道なり。吾子胡ぞこれに位せざる。請ふ、吾子を相けん」と。務光辭して曰く、「上を廢するは義にあらずるなり。民を殺すは仁にあらずるなり。人その難を犯し、われその利を享くるは、廉にあらざるなり。われこれを聞く、「その義にあらずんば、その利を受けず。無道の世には、その土を踐まず」と。況んや、われを尊ぶに於てをや。われ久しく見るに忍びざるなり」と。乃ち石を負ひて寡水に沈めり。故に石戶之農・北人無擇・下隨・務光の如きものは、その天下を視るや、六合の外、人の察する能はざる所の若し。その貴富を視るや、苟も得べきのみ。則ち必ずこれを頼とせず。高節厲行、ひとりその意を樂んで、物のこれを害するなし。利に漫されず、執に牽かれずして、濁世に居るを羞づるは、たゞこの四士者の節なり。かの舜湯の若

湯曰。伊尹何如。務光曰。應力忍詢。吾不知其他也。湯遂與伊尹謀。夏。伐桀。克之。以讓下隨。下隨辭曰。后之伐桀也。謀乎我。必以我爲賊也。勝桀而讓。我。必以我爲乎亂世。而無道之人。再來詢我。吾不忍。數聞也。乃自投於頽水。而死。湯又讓於務光。曰。智者

きは、則ち苞裏覆容、已むを得ざるに縁りて動き、時に因りて爲し、愛利を以て本と爲し、萬民を以て義と爲す。これを譬ふれば釣者の若し。魚に大小あり。餌に宜適あり。羽に動靜あり。齊晉相與に戰ふ。平阿の餘子、戟を亡ひて矛を得たり。却きて去り、自ら快しとせず。路の人に謂ひて曰く、「戟を亡ひて矛を得たり。以て歸るべきか」と。路の人曰く、「戟もまた兵なり。矛もまた兵なり。兵を亡ひて兵を得たり。何ぞ不可と爲して歸り去らん。行け」と。心なほ自ら快しとせず。高唐の孤叔無孫に遇ふ。その馬前に當りて曰く、「今は戰ひ、戟を亡ひて矛を得たり。以て歸るべきか」と。叔無孫曰く、「矛は戟にあらざるなり。戟は矛にあらざるなり。戟を亡ひて矛を得たり。豈に責に充るならんや」と。平阿の餘子曰く、「嘻、還た反りて戰はん、趨らばなほこれに及ばん」と。遂に戰ひて死せり。叔無孫曰く、「われこれを君子に聞く、「人を患に濟すれば、必ずその難を離る」と。」疾驅してこれに従ひ、また死して反らず。これをして衆を

謀之。武者遂之。仁者居之。古之道也。吾子胡不位之。請相吾子。務光辭曰。廢上非義也。殺民非仁也。人犯其難。我享其利。非廉也。吾聞之。非其義不受其利。無道之世。不踐其土。況於辱我乎。吾不忍久見也。乃負石而沈於蓐水。故如石戶之農。北人無擇。下隨。務光

將るしめば亦必ず北けず、これをして人主の旁に處らしめば、また必ず義に死なん。今死して大功なし。その任の小なるが故なり。小を任ずるものは、大を知らざるなり。今焉んぞ天下の、平阿餘子と叔無孫との無きを知らんや。故に人主の廉士を得んことを欲するものは、務めて求めざるべからず。齊の莊公の時、士あり、賓卑聚と曰ふ。夢に壯子あり、白縞の冠、丹績の袴、東布の衣、新素履、墨劔室、従うてこれを叱し、その面に唾す。惕然として寤むれば、徒だ夢なり。終夜坐して自ら快とせず。明日その友を召んでこれに告げて曰く、「われ少にして勇を好み、年六十にして挫辱するところなし。今夜辱めらる。われ將にその形を索めんとす。期にしてこれを得ば則ち可なり。得ずんば將にこれに死せんとす」と。毎朝その友と俱に衢に立つ。三日にして得ず。却きて自ら歿せり。これを務に當ると謂ふは、則ち未だし、然りと雖も、その心の辱められざるや、以て加ふべきあるか。

者。其視天下若六合之外。人之所不能察。其視貴富也。苟可得已。則必不之顧。高節厲行。獨樂其意。而物莫之害。不浸於利。不牽於執。而羞居濁世。惟此四士者之節。若夫舜湯。則苞裹覆容。緣不得已而動。因時而爲。以愛利爲本。以萬民爲義。譬之若釣者。魚有

● 足らざるは、人の能くこれを陷むもの少きをいふ ● 妄にかりそめなることをなし、理義を越はざるは、君子に少く小人に多し。故に餘りありといへるなり ● 足らざるは理と義となり。故にこれを越はざるは、餘りあるところのものは、妄と苟となり。故にこれを越はざるは、● 謂は、正也。即ち、行のかくの如きものは、まず、窮困して、まず、榮名ありと也。高は、貴也。潔白中正を貴ぶ也。周の伯夷、衛の弘演のごときは、身は死すとも雖も、天下はこれを知りて、まず、貴ぶと也 ● 傲もまた非なり。舜には、父を罵りし語あり。湯には、その君を放逐せしことあり。然れども、道義を以て、神農黃帝の行を斷絶せば、なほ責むべきものあり。ひとり濁と舜とのみにあらざるなりと也。聖人と雖も、剛なき能はず、況んや賢者に於てをやといふ也 ● 飛鳥。要利は、みな馬の名 ● かゝる名馬も、材のなほ短なるあり、力のなほ足らざるありと也 ● 正材は得がたきが故に、宮室は、成らざると也 ● 謂は、帝位を讓るなり ● 權權を、莊子謂王孫に、權權につくる。力をつくしてつとむる意。后は、舜をさす ● 存力は、力をつつ、みかくす意 ● 舜の徳を以て、未だ十分ならずとなせるなりと也 ● 明証は、吠吠の古字、民間也 ● 漫は、汗也 ● 蒼領は、涓の名、莊子にも推爾子齊俗訓にも、清冷につくる。投は、沈に同じ、身を沈めしなり ● 務光を、莊子には、務光につくり、荀子には、牟光につくる ● 詢は、辱也。莊子に、詢を垢につくる ● 莊子に、夏の字なし ● 湯の頭を受くるを以て、負辱となせるなり ● 無道の人とは、湯が桀を伐てるを以ていへるなり ● これを聞くに忍びず。故に涓川に投じて死せるなり ● 邊は、成也 ● 胡は、何也。位せざるは、天子の位にのぼらざる也 ● われ謂ふ、吾子のために、宰相となりてこれをたすげんと也 ● 上は、天子なり、榮を謂ふ。これを辱するは、禮義にあらざると也 ● 戰爭をなして、民を殺すは、仁心にあらざると也 ● 蓐水は、川の名。莊子には、蓐水につくる ● 謂は、利也。一に曰く、善なりと ● 物のこれを濟するなしとは、物に對して

大。餌有宜適。羽有動靜。齊晉相與戰。平阿之餘子。亡載得矛。却而去。不自快。謂路之人曰。亡載得矛。可以歸乎。路之人曰。戟亦兵也。矛亦兵也。亡兵得兵。何爲不可以歸去。行。心猶不自快。遇高唐之孤。叔無孫。當其馬前。曰。今者戰。亡載得矛。可以歸乎。叔無孫曰。非戟也。戟非矛也。亡戟得矛。豈充實也哉。平阿之餘子曰。嘻。還反戰。趙尙及之。遂戰而死。叔無孫曰。吾聞之君子。濟入於患。必難其難。疾驅而從之。亦死而不反。令此將衆。亦必不北矣。令此處人主之旁。亦必死。戰矣。今死矣。而無大功。其任小故也。任小者不知大也。今焉知天下之無平阿餘子與叔無孫也。故人主之欲得廉士者。不可不務求。齊莊公之時。有士曰賓卑聚。夢有壯子。白縞之冠。丹縷之拘。東布之衣。新素履。墨劔室。從而叱之。唾其面。惕然而寤。徒夢也。終夜坐不自快。明日召其友而告之曰。吾少好勇。年六十而無所挫辱。今夜辱。吾將索其形。期得之。則可得。將死之。每朝與其友俱立乎衢。三日不得。却而自殺。謂此當務則壽也。雖然其心之不辱也。有可以加乎。

執著的の欲望を有せざるが故也。 遇は、行地、けがす也。 豪は、拘也、か、はりともへらるゝ也。 四士者は、石戸之農。北人無禮。十隨。務光をいふ。この四人のものは、亂世に居るを強づ、みな遠く引きて去り、或は自ら投じて死せり。これ四人の大なる所以のものなりと也。 羽は、鈞神也、うかし也。 平阿は、齊の邑也。餘子は、官氏也。晉人と戦ひて、その執るところの戦をうしなひて、晉人の矛を得し也。 自心に安んぜざりし也。 高唐は、齊の邑也。孤は、官位。叔は姓、無孫は名。高唐の大夫也。 充は、當也。 反は還也、かへる也。 北は、走也。 莊公は、名は光、頃公の孫、墨公の子、景公の兄。 趙は、國也、かんわりのひも。 趙は、趙の國か。 趙は、ぬひもやう。 寤は、覺也、さむる也。 徒は、但也。

高 義

二曰。君子之自行也。動必緣義。行必誠。義。俗雖謂之窮。通也。行不誠。義。動不緣。義。俗雖謂之通。窮也。然則君子之窮。通。有異乎。俗者上。也。故當功以受賞。當罪以受罰。賞不當。罪不當。則與之必辭。罰誠當。雖赦之不外。度之。

二に曰く、君子の自ら行ふや、動けば必ず義に緣り、行へば必ず義を誠にする。俗これを窮すと謂ふと雖も、通するなり。行ひて義を誠にせず、動きて義に緣らず。俗これを通すと謂ふと雖も、窮するなり。然らば則ち君子の窮通は、俗に異なるものあるなり。故に功に當りて以て賞を受け、罪に當りて以て罰を受く。賞當らざるば、これを與ふと雖も必ず辭し、罰誠に當らば、これを赦すと雖も外せず。これを國に度れば、必ず利長久なり。長久の主に於ける、必ず宜しく内は心に反りて慙ぢざるべし。然して後に動く。孔子、齊の景公に見ゆ。景公、廩丘を致して以て養と爲す。孔子辭して受けず。入りて弟子に謂つて曰く、「われ聞く、『君子は功に當りて以て祿を受く』と。今景公に説きしに、景公未だこれを行はず。而もこれに廩丘を賜ふ。その丘を知らざるや、また甚だし」と。

於國必利長
久。長久之於
主。必宜內反
於心。不也。然
後動。孔子見
齊景公。景公
致。慶丘以爲
養。孔子辭不
受。入謂弟子
曰。吾聞。君子
當功以受。祿。
今說。景公。景
公未之。行。而
賜之。慶丘。其
不知。丘亦甚
矣。令。弟子。趣
駕。辭而行。孔
子布衣也。官
在。魯。司寇。萬
乘。雖。與。比。行。

弟子をして駕を趣さしめ、辭して行れり。孔子は布衣なり。官は魯の司寇に在り。萬乗も與に比行し難く、三王の佐も焉より顯ならず。取舍苟もせざればなり。子墨子、公上過を越に遊ばしむ。公上過、墨子の義を語く。越王これを説び、公上過に謂つて曰く、「子の師、苟に肯へて越に至らば、請ふ、故吳の地、陰江の浦、書社三百を以て、以て夫子を封ぜん」と。公上過往きて、子墨子に復す。子墨子曰く、「子の越王を觀るや、能くわが言を聽き、わが道を用ふるか」と。公上過曰く、「殆ど未だ能はざるなり」と。墨子曰く、「たゞ越王の、翟の意を知らざるのみならず、子と雖も、また翟の意を知らず。若し越王、わが言を聽き、わが道を用ひば、翟は身を度りて衣、腹を量りて食ひ、賓萌に比せん、未だ敢へて仕を求めず。越王わが言を聽かず、わが道を用ひずば、越を全うして以てわれに與ふと雖も、われこれを用ふるところなし。越王わが言を聽かず、わが道を用ひず、而もその國を受けば、これ義を以て翟るなり。義もて翟るは、何ぞ必ずしも

三王之佐不
顯焉。取舍不
苟也。夫子墨
子遊公上過
於越。公上過
語墨子之義。
越王說之。謂
公上過曰。子
之師苟肯至
越。請以故吳
之地。陰江之
浦。書社三百。
以封夫子。公
上過往復於
子墨子。子墨
子曰。子之觀
越王也。能聽
吾言。用吾道
乎。公上過曰。
殆未能也。墨

越にせん。中國に於てすと雖もまた可なり」と。およそ人は熱論せざるべからず。秦の野人、小利の故を以て、弟兄相獄へ、親戚相忍べり。今その國を得べくして、その義を虧かんことを恐れてこれを辭せり。能く行ひを守ると謂ふべし。その秦の野人と相去るまた遠し。荆人、吳人と將に戦はんとす。荆師は寡く、吳師は衆し。荆の將軍子囊曰く、「われ吳人と戦はば、必ず敗れん。王師を敗り、王名を辱め、壤土を虧く、忠臣の爲すに忍びざるなり」と。王に復さずして遁れ、郊に至り、人をして王に復さしめて曰く、「臣請ふ、死せん」と。王曰く、「將軍の遁るゝや、その利たるを以てなり。今誠に利あり、將軍何ぞ死せん」と。子囊曰く、「遁れしもの罪なれば、則ち後世の王臣たるもの、將にみな不利の名に依りて、臣に效ひて遁れんとせん。是の若くば、則ち荆國は終に天下の撓を爲さん」と。遂に劍に伏して死せり。王曰く、「請ふ、將軍の義を成さん」と。乃ちこれが桐棺を爲ると三寸、斧鑕をその上加へたり。人主の患は、

子曰。不唯越王不知。覆之意。雖子亦不知。覆之意。若越王聽吾言。用吾道。覆度身而衣。量腹而食。比於賓萌。未敢求仕。越王不聽吾言。不用吾道。雖全越以與我。吾無所用之。越王不聽吾言。不用吾道。而受其國。是以義覆也。義覆何必越。雖於中國亦不可。凡人不可

存して存する所以を知らず、亡びて亡ぶる所以を知らざるにあり。これ存亡の數、至る所以なり。韓岐の廣き、萬國の順ふ、此より生ぜり。荆の四十二世を爲す、嘗て乾谿白公の亂あり。嘗て鄭襄州侯の避あり。而も今なほ萬乘の大國を爲せり。その時に、臣の子囊の如きと子囊の節とあらば、ひとり一世の人臣を厲すのみにあらざるなり。荆の昭王の時、士あり、石渚と曰ふ。その人と爲りや、公直にして私なし、王政を爲さしむ。道に人を殺すものあり。石渚これを追へば、則ちその父なり。車を還して反り、廷に立ちて曰く、「人を殺ししものは、僕の父なり。父を以て法を行ふに忍びず。罪あるに阿り、國法を廢するは不可なり。法を失ひて罪に伏するは、人臣の義なり」と。是に於てか、斧鑕に伏し、死を王に請へり。王曰く、「追ひて及ばず、豈に必ずしも罪に伏せんや。子復た事とせよ」と。石渚辭して曰く、「その親に私せざるは、孝子と謂ふべからず。君に事へて法を枉ぐるは、忠臣と謂ふべからず。君令してこれを赦すは、

不熱論。秦之野人。以小利之故。弟兄相讎。親戚相忍。今可得其國。恐其義一而辭之。可謂能守行矣。其與秦之野人。相去亦遠矣。荆人與吳人。將戰。荆師寡。吳師衆。荆將軍子囊曰。我與吳人。必敗。敗。王師。辱。王名。虧。壤。土。忠臣。不忍。爲。也。不。復。於。王。而。遁。至。於。郊。使

上の惠なり。敢へて法を廢せざるは、臣の行なり」と。斧鑕を去らず。頭を王廷に死し、法の枉ぐるを正しうし、死を必せり。父法を犯して忍びず、王これを赦して肯ぜず。石渚の人臣たるや、忠にしてかつ孝なりと謂ふべし。

- 行へば云々は、行ふところ、まことに義なる也
- 通は、達也
- 必ず辭しは、辭して敢へて受けざるをいふ。外せば、敢へて避けて、還さるが如きことをなさざるをいふ
- 景公、名は齊白、莊公光の弟、靈公の子也
- 丘は、孔子の名
- 行は、去也
- 孔子は、魯の定公の司寇たり
- 公上通は、子墨子の弟子なり
- 墨子の魯問篇には、公輸適に作れり
- 義は、道也
- 荷は、誦也。故吳といへるは、この時、吳はすてに越に併合せられたるが故なり
- 社は、二十五家也
- 復は、白也
- 覆は、墨子の名
- 實は、客也。萌は、民也
- 義を以て覆るとは、道を枉げて義を賣るをいへるなり
- 覆は、覆の假か
- 韓は、韓の地なるが故也
- 韓は、國也
- 順も、斧也、斧鑕をその上に加へたりとは、刑を行へるを指示せるなり
- 鄭は、鄭王の所りしところ、岐は、武王の所りしところなり
- 順は、從也
- 楚の靈王が、乾谿の難を作りしかば、百姓怨怒せり。公子棄疾これを弑して立てり。これを平王と爲す。白公勝は、平王の太子建の子なり。鄭に出奔せしに、鄭人これを殺さんとせしかば、勝は、令尹子西、司馬子旗に請ひて、鄭を伐ちて難を復せり。許されて、未だ行かず。晉人、鄭を伐ちしかば、子西、子旗、師を率めて鄭を救へり。勝これを怒りて、令尹子西、司馬子旗を殺せり。以上を乾谿白公の亂といへるなり
- 鄭の襄州侯、晉に事へて楚を伐ちしかば、楚人これを避けしをいふ
- 子囊の忠は、百世と雖も、なほ忘るべからずと也
- 昭王は、楚の平王棄疾の子

人復於王曰。臣請死。王曰。將軍之遺也。

難於死。父之行上に忍びずと也。阿は私也、わたくしする也。父を死し、法を枉げざらんために、死を請へる也。忠孝兩全の義也。事とせよとは、その職をつとめよと也。

以其爲利也。今誠利。將軍何死。子囊曰。逝者無罪。則後世之爲王臣者。將皆依不利之名。而效臣遺。若是則荊國終爲天下撓。遂伏劍而死。王曰。請成將軍之義。乃爲之桐棺三寸。加斧鑕其上。人主之患。存而不知所以存。亡而不知所以亡。此存亡之所。以數至也。郭贛之廣也。萬國之順也。從此生矣。荆之爲四十二世矣。嘗有乾谿白公之亂矣。嘗有鄒麇州侯之難矣。而今猶爲萬乘之大國。其時有臣如子囊。與子囊之節。非獨厲一世之人臣也。荆昭王之時。有士焉。曰石渚。其爲人也。公直無私。王使爲政。道有殺人之者。石渚追之。則其父也。還車而反。立於廷。曰。殺人者。僕之父也。以父行法。不忍。阿有罪。廢國法。不可。失法。伏罪。人臣之義也。於是乎伏斧鑕。請死於王。王曰。追而不及。豈必伏罪哉。子復事矣。石渚辭曰。不私其親。不可謂孝。事君枉法。不可謂忠。臣君令教之上。之惠也。不敢廢法。臣之行也。不去斧鑕。殺頭乎王廷。正法。枉必死。父犯法而不忍。王赦之而不肯。石渚之爲人臣也。可謂忠且孝矣。

上 德

三日。爲天下

三に曰く、天下と國とを爲むるは、徳を以てするに如くはなく、義を行ふに

及國。莫如行義。徳。莫如行義。以徳以義。不賞而民勸。不罰而邪止。此神農黃帝之政也。以徳以義。則四海之大。江河之水。不能亢矣。太華之高。會稽之險。不能障矣。國慮之教。孫吳之兵。不能富矣。故古之王者。德週乎天地。濟乎四海。東西南北。極日月之所。燭天覆地。

如くは莫し。徳を以てし義を以てすれば、賞せずして民勸み、罰せずして邪止む。これ神農・黃帝の政なり。徳を以てし義を以てすれば、則ち四海の大、江河の水も亢る能はず。太華の高、會稽の險も障ふる能はず。閩廬の教、孫・吳の兵も當る能はず。故に古の王者は、徳、天地に週り、四海に濟き、東西南北、日月の燭するところを極め、天覆地載、愛思感しからず。虚素公を以てし、小民これを皆にし、その敵に之きて、その然る所以を知らず。これこれを天教に順ふと謂ふ。容を變じ俗を改めて、その之を受くるところを得るなし。此之を情に順ふと謂ふ。故に古の人、身隠れて功著れ、形息みて名彰れ、説通じて化奮ひ、利、天下に行はれて、民識らず。豈に必ずしも嚴罰厚賞を以てせんや、嚴罰厚賞は、これ衰世の政なり。三苗服せず。禹これを攻めんことを請ふ。舜曰く、「徳を以てすれば可なり」と。徳を行ふこと三年にして、三苗服せり。孔子これを聞きて曰く、「徳の情に通すれば、則ち孟門・太行も險と爲さず」と。

載。愛思不。誠。虛素以公。小民皆之。其之敵而不知。其所以然。此之謂順天。教。變。容改俗。而莫得其所受之。此之謂順情。故古之人。身隱而功著。形息而名彰。說通而化營。利行乎天下。而民不議。豈必以嚴罰厚賞。哉。嚴罰厚賞。此衰世之政也。三苗不服。禹請攻之。舜

故に曰く、「徳の速なるは、郵傳の命を以てするよりも疾し」と。周の明堂の金は、その後在り。有た以て徳を先にし武を後にするを見せるなり。舜はそれ猶ほかくのごときか、その威武は周に通ぜり。晉の獻公、麗姫の爲に太子を遠ざく。太子申生は曲沃に居り、公子重耳は蒲に居り、公子夷吾は屈に居る。麗姫太子に謂つて曰く、「往昔君夢に姜氏を見たり」と。太子祠りて公に膳せり。麗姫これを易へたり。公將に膳を嘗めんとす。姫曰く、「遠くよりする所なり、請ふ、人をしてこれを嘗めしめん」と。人に嘗めしむれば人死し、狗に食はしむれば狗死せり。故に太子を誅む。太子肯へて自ら釋かずして曰く、「君は麗姫にあらずんば、居安んぜず、食甘しとせず」と。遂に劍を以て死せり。公子夷吾は、自ら屈して梁に奔り、公子重耳は、蒲より翟に奔り、翟を去りて衛を過る。衛の文公禮なし。五鹿を過りて齊に如く。齊の桓公死せしかば、齊を去りて曹に之けり。曹の共公、その駢脅を視んとし、祖して池魚を捕へしむ。曹を去りて宋を過

曰。以德可也。行徳三年。而三苗服。孔子聞之曰。邇乎徳之。則孟門太行。不爲險矣。故曰。徳之速。疾乎以郵傳命。則明堂金在其後。有以見先徳後武也。舜其猶此乎。其威武。邇於周矣。晉獻公爲麗姫。遠太子。太子申生。居曲沃。公子重耳。居蒲。公子夷吾。居屈。麗姫

る。宋の襄公、禮を加ふ。鄭に之く。鄭の文公敬せず。被瞻諫めて曰く、「臣聞く、賢主は窮窮たらず」と。今晉の公子の従者はみな賢者なり。君、禮せずんば、これを殺すに如かず」と。鄭君聽かず。鄭を去りて荆に之く。荆の成王慢る。荆を去りて秦に之く。秦の繆公これを入る。晉既に定る。師を興して鄭を攻め、被瞻を求む。被瞻、鄭君に謂つて曰く、「臣を以てこれに與ふるに若かず」と。鄭君曰く、「これ狐の過なり」と。被瞻曰く、「臣を殺して以て國を免る。臣願はくは之かん」と。被瞻、晉軍に入る。文公將にこれを烹んとす。被瞻、鑊に據りて呼びて曰く、「三軍の士みな瞻に聽け。今より以來、その君に忠なることあるなかれ。その君に忠なるものは、將に烹られんとせん」と。文公焉を謝し、師を罷めて、これを鄭に歸せり。かつ被瞻はその君に忠にして、君は晉の患を免れしなり。義を鄭に行ひて、文公に説ばれしなり。故に義の利たるや博し。墨者鉅子孟勝、荆の陽城君に善せらる。陽城君の、國に守たらしむる

謂太子曰。往背君夢見姜氏。太子祠而膳于公。麗姬易之。公將嘗膳。姬曰。所由遠。請使人嘗之。嘗人入死。食狗。狗死。故誅太子。太子不肯自釋曰。君非麗姬。居不安。食不甘。遂以劍死。公子夷吾。自屈耳。自蒲奔翟。去翟過衛。衛文公無禮焉。過五鹿。如齊。

や、毀璜以て符と爲せり。約して曰く、「符合せばこれに聽け」と。荆王薨す。羣臣、吳起を攻め、喪所に兵す。陽城君與る。荆これを罪す。陽城君走る。荆その國を收む。孟勝曰く、「人の國を受くる、これに與ふるに符あり。今符を見ず。而も力禁むる能はず、死する能はざるは、不可なり」と。その弟子徐弱、孟勝を諫めて曰く、「死して陽城君に益あらば、これに死すとも可なり。益なくして、墨者を世に絶つは不可なり」と。孟勝曰く、「然らず。吾の陽城君に於けるや、師に非れば則ち友なり。友にあらざれば則ち臣なり。死せずんば、今より以來、嚴師を求むるに、必ず墨者に於てせざらん。賢友を求むるに、必ず墨者に於てせざらん。良臣を求むるに、必ず墨者に於てせざらん。之に死するは、墨者の義を行ひて、その業を繼ぐ所以のものなり。われ將に鉅子を宋の田襄子に屬せんとす。田襄子は賢者なり。何ぞ墨者の世に絶つを患へん」と。徐弱曰く、「夫子の言の若くば、弱請ふ、まづ死し、以て路を除せん」と。還り

齊桓公死。去齊之曹。曹共公視其駢脅。使祖而捕池魚。去曹過宋。宋襄公加禮焉。之鄭。鄭文公不敬。被囑諫曰。臣聞賢主不窮窮。今晉公子之從者。皆賢者也。君不禮也。不如此殺之。鄭君不聽。去鄭之荆。荆成王慢焉。去荆之秦。秦繆公入之。晉既定。與師攻鄭。求被囑。

て頭前に孟勝に歿せり。因りて二人をして鉅子を田襄子に傳へしむ。孟勝死す。弟子のこれに死するもの、百八十三人、二人以に令を田襄子に致し、反りて孟勝に荆に死せんと欲す。田襄子これを止めて曰く、「孟勝は已に鉅子をわれに傳へたり。聽さず」と。遂に反りてこれに死せり。墨者以爲へらく、鉅子に聽かず、嚴罰厚賞を察せず。以て此を致すに足らずと。今世の治を言ふ、多くは嚴罰厚賞を以てす。此上世の客の若きなり。

● 爲は、治也 ● 勳は、善にはげむ也 ● 太華は、西山也。會稽は、山名にて、吳郡に在り。障は、防也 ● 國賊は、吳王也。孫吳は、孫武、吳起にて、兵法家 ● 週は、酒也。滯は、留と義同じく、動く也。賊は、匪也 ● 粟は、質也。即ち、その質を盡下して、以て公正の實を擧じて也。これを皆比しは、公正をとみにする也。皆は、倍也 ● 得るは、知るに同じ ● 情は、性也、その天性に順ふをいふ ● 身は前に没して、その名後世にあらはると也。説通じて云々とは、ものが民を濟ふの意通じ、民を利するの化行はれて、天下に滿つと也。民論らざとは、堯の時に、民のその化に於てこれを論らざりしが如きをいふ ● 三百は週川にして、豫章の彭蠡に在りし族也 ● 孟門、太行は、みち險地 ● 金は、金鐘也 ● 威武は、威武の儀か ● 晉氏は、申生の母也 ● 勝せりは、これを勝せし也 ● これを易へたりとは、かふるに難を以てせしをいふ ● 太

被贖謂鄭君一曰不若以臣與之鄭君曰此孤之過也

子が、曲沃より勝をふくりしが故に、還しといへる也。 麗姫が、醜をその酒に施し、毒を肉にまきしが故に、しかいひし也。 文公は、宣公の庶子。 慶なしとは、重耳に慶せざりしをいふ。 共公は、名は襄、昭公の子。 襄公は、名は釐父、桓公御説の子。 文公、名は捷、鄭の厲公の子。 饒は、易也、敬せざる也。 經公が、重耳を晉に納れて、王たらしめし也。 下文に徴するに鉅子孟勝は二人の名、共に墨冠を服ぶ者、墨冠にて道の成りし者を鉅子といふとの説あれども、故には當らざるに似たり。 慶は、二つの環、即ち半月形のもびだまを二にこぼちて符とせるならん。 慶は、道也。 慶は、環也。 われは、孟勝也。 慶は、託也。 田襄子もまた墨者也。 二人は、孟勝の弟子也。 傳は、送也。 二人の二字、意を以て補ひ置ナ 二人が也。 文意詳ならず

而呼曰三軍之士皆聽贖也自今以來無有忠於其君忠於其君者將烹文公謝焉罷師歸之於鄭且被贖忠於其君而君免於晉患也行義於鄭而見説於文公也故義之爲利博矣墨者鉅子孟勝善荆之陽城君陽城君令守於國毀璜以爲符約曰符合聽之荆王薨羣臣攻吳起兵於喪所陽城君與焉荆罪之陽城君走荆收其國孟勝曰受人之國與之有符今不見符而力不能禁不能死不可其弟子徐弱諫孟勝曰死而有益陽城君死之可矣無益也而絕墨者於世不可孟勝曰不然吾於陽城君也非師則友也非友則臣也不死自今以來求嚴師必不於墨者矣求賢友必不於墨者矣求良臣必不於墨者矣死之所行墨者之義而繼其業者也我將屬鉅子於宋之田襄子田襄子賢者也何患墨者之絕世也徐弱曰若夫子之曾弱請先死以除路還殺頭前於孟勝因使二人傳鉅子於田襄子孟勝死弟子死之者百八十三人以致令於田襄子欲反死孟勝於荆田襄子止之曰孟子已傳鉅子於我矣不聽遂反死之墨者以爲不聽鉅子不察嚴罰厚賞不

足以致此。今世之曾治。多以嚴罰厚賞。此上世之若客也。

用民

四曰凡用民太。上以義。其次以賞罰。其義則不足死。賞罰則不足去就。若是而能用其民者。古今無有。民無常用也。無常用不用也。唯得其道爲可。闔廬之用兵也。不過三萬。吳起之用兵也。不過五萬。

四に曰く、およそ民を用ふる、太は義を以てし、その次は賞罰を以てす。その義は、則ち死するに足らず、賞罰は、則ち去就するに足らず、是の若くにして、能くその民を用ふる者は、古今有るなし。民は常に用ふるなきなり。常に用ひざるなきなり。たゞその道を得るを可と爲す。闔廬の兵を用ふるや三萬に過ぎず。吳起の兵を用ふるや、五萬に過ぎず。萬乗の國、その三萬五萬たるや、なほ多し。今これを外にしては、則ち以て敵を拒ぐべからず、これを内にしては、則ち以て國を守るべからず。その民の用ふべからざるにあらざるなり。これを用ふる所以を得ざるなり。これを用ふる所以を得ずんば、國大なりと雖も、勢便なりと雖も、卒衆しと雖も、何ぞ益せん。古へ天下を有して亡びしもの多し。その民の

萬乘之國。其爲三萬五萬。則不可不以拒。敵。內之則不可不以守。國。其民非不可用也。不得所以用之也。不得所以用之。國。卒雖衆。何益。古者多有二天下而亡者。其民不爲用也。用民之論。不可不熟。劔不徒斷。車不自行。或使之也。夫種麥而

用を爲さざればなり。民を用ふるの論、熱せざるべからず。劔は徒しく断たず、車は自ら行かず。これを使ふ或るなり。それ麥を種ゑて麥を得、種を植ゑて種を得。人、怪まざるなり。民を用ふるもまた種あり。その種を審にせずして、民の用を祈む、惑これより大なるは莫し。禹の時に當り、天下は萬國なり。湯に至りて三千餘國、今存するものなし。みなその民を用ふる能はざればなり。民の用ひられざるは、賞罰充らざればなり。湯武の、夏商の民に因りしや、これを用ふる所以を得しなり。管商もまた齊秦の民に因りしや、これを用ふる所以を得しなり。民の用や、故あり。その故を得れば、民用ひられざるところなし。民を用ふるに、紀あり、綱あり。壹たびその紀を引けば、萬目みな起り、壹たびその綱を引けば、萬目みな張る。民の紀綱たるものは何ぞや、欲なり、惡なり。何をか欲し何をか惡む。榮利を欲し、辱害を惡む。辱害とは、罰の充つるを爲す所以なり。榮利とは、賞の實つるを爲す所以なり。賞罰みな充實あれば、則ち民用ひられざる

得麥。種稷而得。稷。人不怪也。用民亦有種。不審其種。而新民之用。惑莫大焉。當禹之時。天下萬國。至於湯而三千餘國。今無存者矣。皆不能用其民也。民之不用。實罰不充也。湯武因夏商之民也。得所以用之也。管商亦因齊秦之民也。得所以用之也。民之用也。有

なし。闔廬はその民を五湖に試みしに、劔はみな肩に加はり、地は血を流して幾ど止むべからず。句踐はその民を復宮に試みしに、民争うて水火に入り、死するもの、千餘なりしかば、遂に金を撃ちてこれを却めたり。賞罰充あるなり。莫邪は、勇者には興り懼者には變ずるを爲さず。勇者は以て工に、懼者は以て拙なるは、能と不能となり。夙沙の民は、みづからその君を攻めて神農に歸し、密須の民は、みづからその主を縛して文王に與ふ。湯武は徒に能くその民を用ひしのみにあらざるなり。また能く己の民にあらざるを用ひたり。能く己の民にあらざるを用ひば、國小なりと雖も、卒少しと雖も、功名なほ立つべし。古昔布衣より一世を定めしもの多し。みな能くその有にあらざるを用ひしなり。その有にあらざるを用ひし心は、これが本を察すべからず。三代の道は二なし。信を以て管と爲す。宋人、道を取るものあり。その馬進まず、倒してこれを瀦水に投ず。また復び道を取る。その馬進まず。また倒してこれを瀦水に投ず。

故。得_レ其_レ故。民無_レ所_レ不_レ用。用_レ民有_レ紀。有_レ綱。壹引_レ其_レ紀。萬目皆起。壹引_レ其_レ綱。萬目皆張。爲_レ民紀綱者何也。欲也。惡也。何欲何惡。欲_レ榮利。惡_レ辱害。辱害所_レ以爲_レ罰。充_レ也。榮利所_レ以爲_レ賞。實_レ也。賞罰皆有_レ充實。則民無_レ不_レ用矣。闢廬試_レ其民於五湖。劔皆加_レ於_レ用。地流_レ血。幾不可_レ止。

此の如くすること三たびなり。造父の馬を威する所以と雖も、此に過ぎず。造父の道を得ずして、徒にその威を得るは、御に益なし。人主の不肖なるもの、此に似たるあり。その道を得ずして、徒にその威を多くす。威いよく多ければ、民いよく用ひられず。亡國の主は、多く威多きを以てして、その民を使ふ。故に威は有るなかるべからずして、専ら恃むに足らず。これを譬ふれば、鹽の味に於けるが若し。およそ鹽の用は、託するところあるなり。適せざれば、則ち託を敗りて食ふべからず。威もまた然り。必ず託するところあり、然して後行ふべし。惡くにか託する。愛利に託するなり。愛利の心諱れば、威乃ち行ふべし。威太甚しければ、則ち愛利の心息む。愛利の心息みて、徒に疾く威を行へば、身必ず咎あり。これ殷夏の絶えし所以なり。君は利勢なり。次は官なり。次の官に處りて、利勢を執るは不可なり。而も此に察せず。それ禁せずして禁するものは、それたゞ深くこの論を見るか。

句踐試_レ其_レ民於寢宮。民爭入_レ水。火死者千餘矣。遂擊_レ金而却_レ之。賞罰有_レ充也。莫邪不_レ爲_レ勇者。與_レ懼者變_レ勇。者以_レ工。懼者以_レ拙。能與_レ不能也。風沙之民。自攻_レ其_レ君。而歸_レ神農。密須之民。自縛_レ其_レ主。而與_レ文王。湯武非_レ徒能用_レ其_レ民一也。又能用_レ非_レ己之民。國雖小。卒雖少。功名猶可_レ立。古昔多_レ由_レ布衣。一定_レ一世者上矣。皆能用_レ非_レ其_レ有_レ一也。用_レ非_レ其_レ有_レ一之心。不可_レ察_レ之。本_レ三代之道。無_レ二。以_レ信爲_レ管。宋人有_レ取_レ道者。其馬不_レ進。倒而投_レ之。濁水。又復取_レ道。其馬不_レ進。又倒而投_レ之。濁水。如此者三。雖_レ造父之所_レ以_レ威_レ馬。不過_レ此矣。不得_レ造父之道。而徒得_レ其_レ威。無_レ益_レ於_レ御_レ人主之不_レ肖者。有_レ似_レ於_レ此。不得_レ其_レ道。而徒多_レ其_レ威。威愈多。民愈不用。亡國之主。多以_レ多_レ威。使_レ其_レ民_レ矣。故威不可_レ無_レ有。而不足_レ專恃。譬_レ之若_レ鹽之於_レ味。凡鹽之用。有所_レ託也。

●可は、用ふ可しと也 ●闢廬は、吳王光なり ●吳起は、衛の人にして、楚の將たり ●御の能く斷つ ●車の上よく行くも皆之を巧に使用するによりて也 ●新は、求也 ●實に取て實せず、御に取て御せずば、則ち民は困らず、威も多し。故にこれが用を爲さずと也 ●管は、管仲。商は、商鞅 ●故は、高也 ●用ひられざるなしは、用ふべからざるなしの意 ●試は、用也、用ふる也 ●徒は、徒の古字、賤官をやかしめし也。水火に入り云々は、韓非子内儲説上に、趙王將に吳を復せんとして、その教を試む。鹽を燻きてこれに鼓し、民をして火に赴かしむるものは、實火に在ればなり。江に臨んでこれに鼓し、人をして水に赴かしむるものは、實水に在ればなりといへるをいへるなり。却は、止といふに同じ ●莫邪は、名劍の名。即ち、莫邪は、強者にはするごとく、怯者には鈍きが如き事をなさずと也 ●風沙は、大風沙の末世なり、その若無道なりしかば、その民が、みづからその君を攻めて、炎帝神農氏に歸せりと也。密須は國名 ●立は、成也 ●一人の身を終ふる間を一世といふ ●本は、始也。衆ナメからずは、衆せざるべからずか、原文「不」の一字脱せるならん ●管は、法也 ●造父は、古への名御者 ●御に益なしとは、御の道を知らざるに於て益なしと也 ●用ひられずは、これが用をなさずと也

不適則敗託而不可食。威亦然。必有所託。然後可行。惡乎託。託於愛利。愛利之心。誠。威乃可行。威太甚則愛利之心息。愛利之心息。而徒疾行威。身必咎矣。此殷夏之所以絕也。君利勢也。次官也。處次官。執利勢。不可而不察於此。夫不禁而禁者。其唯深見此論邪。

適威

五曰。先王之使其民。若御良馬。輕任新節。欲走不得。故致千里。善用其民者亦然。民日夜所用而不可得。若得爲上用。民之走之也。若決水於千仞之谿。其誰能當之。周

五に曰く、先王のその民を使ふは、良馬を御するが若し。任を軽くし節を新にし、走らんと欲して得ず。故に千里を致すなり。善くその民を用ふるものも亦然り。民、日夜用ひられんことを祈めて得べからず。若し上の爲に用ひらるゝを得ば、民のこれに走るや、積水を千仞の谿に決するが若し。それ誰か能くこれに當らん。周書に曰く、「民はこれを善くせば則ち畜なり。善くせずんば則ち驕なり」と。驕ありて衆きは、有るなきに若かず。厲王は天子なり。驕ありて衆し。故に衆に流され、禍子孫に及べり。召公虎微りせば、絶えて後嗣なからん。今世の人主、多くこれを衆くせんと欲して、而も善くするを知らず。此れその驕を多くする

書曰。民善之則畜也。不善則驕也。有驕而衆。不若無也。厲王天子也。有驕而衆。故流于谿。禍及子孫。微召公虎。而絶無後嗣。今世之人主。多欲衆之。而不知善之。此多其驕也。不善則不有。有必緣其心。愛之謂也。有其形。不可謂有之。舜布衣而有天下。桀天子也。而不

なり。善からざれば、則ち有せず。必ずその心に縁るあり、愛の謂なり。その形を有するは、これを有すと謂ふべからず。舜は布衣にして天下を有てり。桀は天子なり、而も息んするを得ざるは、これより生ず。有無の論熟せざるべからず。湯武はこの論に通ぜり。故に、功名立てり。古の民に君たるものは、仁義以てこれを治め、愛利以てこれを安んじ、忠信以てこれを導き、その災を除かんことを務め、その福を致さんことを思ふ。故に民の上に於けるや、驥の塗に於けるが若きなり。これを抑ふるに方を以てすれば則ち方、これを抑ふるに圓を以てすれば則ち圓。五種の地に於けるが若きなり。必ずその類に應じて、百倍に蕃息す。これ五帝三王の敵なき所以なり。身己に終り、而も後世これに化すること神の如し。その人事審なり。魏の武侯の中山に居るや、李克に問ひて曰く、「呉の亡びし所以のものは、何ぞや」と。李克對へて曰く、「驕く戦ひて驕く勝てばなり」と。武侯曰く、「驕く戦ひて驕く勝つは、國家の福なり。そのひとり以て亡

得息。由此生矣。有無之論。不可不熟。湯武通於此論。故功名立。古之君民者。仁義以治之。愛利以安之。忠信以導之。務除其災。思致其福。故民之於上也。若置於於也。抑之以方。則方。抑之以圓。則圓。若五種之於地也。必應其類。而審息於百倍。此五帝三王之所

びしは、何の故ぞ」と。對へて曰く、「驟々戰へば則ち民罷れ、驟々勝てば則ち主驕る。驕主を以て罷民を使ふ、然り而して國の亡びざるものは、天下少し。驕れば則ち恣なり。恣なれば則ち物を極む。罷るれば則ち怨み、怨めば則ち慮を極む。上下俱に極む。吳の亡びしは、なほ晚きがごとし。これ夫差の、自ら干隧に歿せし所以なり。東野稷、御を以て莊公に見ゆ。進退繩に中り、左右に旋る、規に中る。莊公曰く、「善し」と。以爲へらく造父も過ぎざるなりと。これを以て鉤すること百にして、少しく及ばしむ。顏闔入りて見ゆ。莊公曰く、「子は東野稷に遇ひしか」と。對へて曰く、「然り。臣これに遇へり。その馬必ず敗れん」と。莊公曰く、「將た何ぞ敗れん」と。少頃にして東野の馬敗れて至れり。莊公、顏闔を召してこれに問ひて曰く、「子は何を以てその敗るゝを知しか」と。顏闔對へて曰く、「それ進退繩に中り、左右に旋りて規に中り、造父の御も以て過ぐるなし。郷に臣これに遇ひしに、なほその馬に求むるがごとし。臣これを以てその敗るゝを知

以無敵也。身已終矣。而後世化之。如神。其人亦春也。魏武侯之居中山也。問於李克曰。吳之所亡者何也。李克對曰。戰而驕勝。武侯曰。驕戰而驕勝。國家之福也。其獨以亡。何故。對曰。驕戰則民罷。驕勝則主罷。以驕主使罷民。然而國不亡者。天下少矣。驕則杰。

れるなり」と。故に亂國のその民を使ふに、人の性を論ぜず、人の情を反みず。煩しく教を爲して、識らざるを過め、數々令を爲して、従はざるを非り、巨に危を爲して、敢へてせざるを罪し、重く任を爲して、勝へざるを罰す。民進めば則ちその賞を欲し、退けば則ちその罪を畏る。その能力の足らざるを知るや則ち以て繼を爲し難し。以て繼を爲し難ければ、則ち上また從うて之を罪す。これ罪を以て罪を召くにて、上下の相驕むや、是より起る。故に禮煩しければ則ち莊ならず、業煩しければ則ち功なく、令苛しければ則ち聽はず、禁多ければ則ち行はれず。桀紂の禁、數ふるに勝ふべからず。故に民困みて身は戮されたり。極なり。威適を用ふる能はず。子陽は極なり。嚴を好む。過ちて弓を折るものあり。必ず死せんことを恐れ、遂に獬狗に應じて子陽を弑せり。極なり。周の鼎に竊あり。曲狀甚だ長く、上下みな曲れり。以て極の敗を見せるなり。

志則極物。能則怨。怨則極。慮。上下俱極。吳之亡猶晚。此夫差之所。以自致於干。以御見。莊公。進退中。規。左。右旋中。規。莊公曰。善。以爲造父不過也。使。之。鉤。百。而少及焉。顔闔入見。莊公曰。子遇。東野稷乎。對曰。然。臣遇之。其馬必敗。莊公曰。將何敗。少頃。東

節は、その力を節して、程よくする也。一傳は、七尺也。周王は、周の明王の子にして、宣王の父。設法に、不享を殺戮すの。畜は、好也。愛好するもの也。厲王は、名は胡、周の明王の子にして、宣王の父。設法に、不享を殺戮するを厲と曰ふとあり。厲は、地名、今の河東の永安これなり。流ば、故也。召公虎は、宣王の臣。微は、無也。これを榮くすは、民の榮きをに作るべきか。有せずは、その位を有するを得ずの意。心に據るとは、その仁心に據るの意。その形體のみ天子の位にあるは、眞に天子の位を有すといふべからず也。息は、安也。樂の、その位を有つを得ざるは、その位を生ずること多きによると也。剛は、知也。立は、見也、あちはる也。置は、置玉也。五種は、五穀の種子也。敵なき云々は、よくこれに敵するなき所以なりと也。民をして、その化に従はしむる力のつよきこと、神の如しと也。その施し行ふこと、みな人の法式となすべし。故に審といへるなり。武侯は、魏の文侯の子、樂羊が中山を伐ち、これを得しが故に、武侯これに房りし也。麗は、散也、しばしば也。物を極むとは、積するとこるの物を極めつくと意。麗を極むとは、その巧欺、不臣たるの考慮を極めつくと也。越王に破られ、干闥に自到せしをいふ。東野は、稷は名、莊公は、魏の莊公也。魯の莊公となすは同也。造父は、古への名御者。過は勝也。馬の旋回に任せて、物曲すること百回にして、またあとに少しく反り及ばしむと也。莊子進生體には少しく及ばしむを、反らしむとあり。如何なる名馬にても、馬の力には制限あるものなるに、その上なほと馬の力を求めしが故に、その敗るゝを知れりと也。知也。過は、實也。敵々命を爲して云々は、從ふべからざる命令を下して、人のこれに従はざるを請ふと也。非は、詐也。巨は、大也。即ち、その危に致さざるものを、これを罪すと也。重く任を爲して云々は、勝ふべからざる任を加へて、これに勝へざるものを罪すと也。本文に、則以爲難矣、以爲難知の二句は則難以爲難知の難なるべしといふ。難は、引きつゞきそれ

野之馬敗而至。莊公召顔闔而問之曰。子何以知其敗也。顔闔對曰。夫進退中。規。造父之御。無以過焉。鄉臣遇之。猶求其馬。臣是以知其敗也。故亂國之使其民。不諭人之性。不反人之情。煩爲教而過不識。數爲令而非不從。巨爲危而罪不致。重爲任而罰不勝。民進則欲其賞。退則畏其罪。知其能力之不足也。則以爲難矣。以爲難知。則上又從而罪之。是以罪召罪。上下之相難也。由是起矣。故禮煩則不莊。業煩則無功。令苛則不聽。禁多則不行。桀紂之禁。不可勝數。故民因而身爲戮。極也。不能用威適子陽極也。好嚴有過而折。弓者。恐必死。遂應嗣。狗而弑。子陽極也。周鼎有。曲狀甚長。上下皆曲。以見極之敗也。

を行ふをいふ。本文に因とあるは、因の因なるべし。麗は、麗を極むを行へる意。酒は、實也、ほどよき也。子陽は、鄭の君なり。一に鄭の家相なりといふ。嚴に刑罰をなすを好み、故すとこるなかりしかば、遂に試せられしをいふ。先に註せり

六曰。使民無欲。上雖賢猶不能用。夫無欲者。其視爲天子也。與爲

爲欲

六に曰く、民をして欲するなからしめば、上、賢なりと雖も、なほ用ふる能はず。それ欲するなきものは、その天子たるを視ること、與隸たると同じ。その天下を有するを視ること、立錐の地なきとを同じ。その彭祖たるを視ること、癩子

與隸同。其視有天下也。與無立錐之地同。其視爲彭祖也。與爲壽子同。天子至貴也。天下至富也。彭祖至壽也。誠無欲。則是三者不足。以勸。與隸至賤也。無立錐之地。至貧也。壽子至夭也。誠無欲。則是三者不足。以禁。會有欲。則北至大夏。南至北戶。四至三危。東

たると同じ。天子は至貴なり。天下は至富なり。彭祖は至壽なり。誠に欲するなくば、則ちこの三者、以て勸すに足らず。與隸は至賤なり。立錐の地なきは至貧なり。壽子は至夭なり。誠に欲するなくば、則ちこの三者、以て禁するに足らず。會一欲あらば、則ち北は大夏に至り、南は北戸に至り、西は三危に至り、東は扶木に至らしむるも、敢へて亂れず。白刃を犯し、流矢を冒し、水火に趣かしむるも、敢へて却らざるなり。晨く寤めて興き、務めて耕し疾く庸ひ、糞して煩辱をなして敢へて休まず。故に人の欲多きものは、その用ふるを得べきこともまた多し。人の欲少きものは、その用ふるを得べきこともまた少し。欲なきものは、用ふるを得べからざるなり。人の欲多しと雖も、而も上以てこの人に令する無くば、その欲を得と雖も、人なほ用ふべからざるなり。人をして欲するを得しむるの道は、審にせざるべからず。善く上たるものは、能く人をして欲するを得しむること、窮なし。故に人の用ふるを得べきもまた窮り

至扶木。不敢亂矣。犯白刃。冒流矢。趣水。火。不敢却也。晨寤興。務耕。疾庸。糞爲煩辱。不敢休矣。故人之欲多者。其可得用亦多。人之欲少者。其得用亦少。無欲者。不可得用也。人之欲雖多。而上無以令之。人雖得其欲。猶不可得用也。令人得欲之道。不可不審矣。善爲

なきなり。蠻夷反舌、殊俗異習の國、その衣服冠帶、宮室居處、舟車器械、聲色滋味みな異なれども、その欲の爲に使はるゝは一なり、三王も革むる能はず。革むる能はずして功成るものは、その天に順へばなり。桀紂も離るゝ能はず。離るゝ能はずして國の亡びしものは、その天に逆へばなり、逆ひてその逆へるを知らざるは、俗に湛めばなり。久しく湛みて去らざれば、則ち性の若し。性は性にあらざると異なり。熱せざるべからず。道を聞かざるものは、何を以て性にあらざるを去らんや。以て性にあらざるを去るとなくば、則ち欲する未だ嘗て正しからず。欲すると正しからずして以て身を治むれば則ち天す。以て國を治むれば則ち亡ぶ。故に古の聖王は、審にその天に順ひて以て欲するを行ふ。則ち民、令せられざるなく、功、立たざるなし。聖王は一を執り、四夷みな至るとは、それ此を之れ謂ふなり。一を執るものは至貴なり。至貴なるものは敵なし。聖王は敵なきに託す。故に民命せられて敵る。羣狗相與に居り、みな靜にして争ふなし。

上者能令二人得之欲無窮。故人之可得用亦無窮也。變夷反舌。殊俗異習之國。其衣服冠帶。宮室居處。舟車器械。聲色滋味。皆異。其爲欲使一也。三王不能革。不能革而功成者。順其天也。桀紂不能離。不能離而國亡者。逆其天也。逆而不不知其逆也。湛於俗也。久湛而

投するに災難を以てすれば、則ち相與に争ふ。或はその骨を折り、或はその筋を絶つ。争ふ術存すればなり。争ふ術存すれば、因りて争ひ、争はざるの術存すれば、因りて争はず。争ふの術を取りて相與に争ふ、萬國一なし。およそ治國、その民に令すれば、争うて義を行ふなり。亂國、その民に令すれば、争うて不義を爲すなり。強國、その民に令すれば、争うて用ひらるゝを樂むなり。弱國、その民に令すれば、争うて用ひられざるを競ふなり。それ争うて義を行ひ用ひらるゝを樂むと、争ひて不義を爲し用ひられざるを競ふとは、これその禍福たるや、天も覆ふ能はず、地も載する能はず。晉の文公、原を伐つ。士と七日を期す。七日にして原下らず。命じてこれを去らしむ。謀士言つて曰く、「原將に下らんとす。師吏請ふ、これを待て」と。公曰く、「信は國の寶なり。原を得て寶を失ふは、われ爲さざるなり」と。遂にこれを去れり。明年またこれを伐つ。士と必ず原を得るを期す。然して後反る。原人これを聞き、乃ち下る。衛

不。去。則。若。性。性。異。非。性。不。可。不。熱。不。聞。道。者。何。以。去。非。性。哉。無。以。去。非。性。則。欲。未。嘗。正。矣。欲。不。正。以。治。身。則。天。以。治。國。則。亡。故。古。之。聖。王。審。順。其。天。而。以。行。欲。則。民。無。不。令。矣。功。無。不。立。矣。聖。王。執。一。四。夷。皆。至。者。其。此。之。謂。也。執。一。者。至。貴。也。至。貴。者。無。敵。聖。王。託。於。無。敵。故。民。命。敵。焉。羣。狗。相。與。居。皆。靜。無。争。投。以。三。夷。難。則。相。與。争。矣。或。折。其。骨。

人これを聞き、文公の信を以て至れりと爲し、乃ち文公に歸せり。故に曰く、「原を攻めて衛を得たり」とは、此の謂なり。文公は原を得るを欲せざるにあらざるなり。信ならざるを以て原を得るは、得る勿きに若かざればなり。必ず誠に信以てこれを得ば、これに歸するもの、ひとり衛のみにあらざるなり。文公は、欲するを求むるを知ると謂ふべし。

● 民無欲なれば、物の爲に動かず。故に賢者ありと雖も、能くこれを用ふる能はずと也 ● 與は衆也。與は、人に使役せらるゝ身分の賤しきもの。同は、等也、ひとし也 ● 立錫の地とは、極めて小なる地をいふ ● 影祖は、殷の賢大夫也。蓋しその壽七百餘歳なりと。聖子は、若死するもの。九歳以下を下聖といひ、七歳以下を無聖といふ ● 亂れずは、これを用ふるに難からずと也 ● 却は、止といふに同じ ● 模は、辨の古字なりと ● 反舌は、異欲の語にて、中國の語と相反するが故に、反舌といふ ● 一は、同也、同じき也 ● 天は、身也 ● 敵は、常也、それにあてはまりて、これを全うするをいふ ● 續きたる體肉は、犬の欲するところなるが故に、これを得んとして闘争するをいふ ● 天も覆ふ能はず云々とは、その結果の差の極めて大なるをいへるなり ● 原は、晉の邑の名。文公が國を復せんとせしに、原はざりしが故に、これを伐ちし也

或絶其筋。爭術存也。爭術存。因爭之術存。因不爭。取爭之術。而相與爭。萬國無一。凡治國令其民。爭行義也。亂國令其民。爭爲不義也。亂國令其民。爭樂用也。弱國令其民。爭競不用也。夫爭行義樂用。與爭爲不義。競不用。此其爲禍福也。天不能覆地。不能載。晉文公伐原。與士期七日。七日而原不下。命去之。謀士言曰。原將下矣。師吏請待之。公曰。信國之寶也。得原失寶。吾不爲也。遂去之。明年復伐之。與士期必得原。然後反。原人聞之。乃下。衛人聞之。以文公之信爲至矣。乃歸文公。故曰。攻原得衛者。此之謂也。文公非不欲得原也。以不信得原。不若勿得也。必誠信以得之。歸之者。非獨衛也。文公可謂知求欲矣。

貴信

七曰。凡人主必信。信而後信。誰人不親。故周書曰。允哉允哉。以言非信。則百事不滿也。故信之爲功大矣。

七に曰く、およそ人主は必ず信、信にしてまた信ならば、誰人が親まざらん。故に周書に曰く、「允なるかな。允なるかな。言、非信を以てすれば、則ち百事満らざるなり」と。故に信の功たるや大なり。信立てば、則ち虚言も以て賞すべし。虚言以て賞すべくんば、則ち六合の内みな己が府たり。信の及ぶところ、盡くこれを制す。これを制して用ひずんば、人の有なり。これを制してこれを用ふれば、

信立則虚言可賞矣。虚言可賞。則六合之内。皆爲己府矣。信之所及。盡制之矣。制之而不。用。人之有也。制之而用之。己之有也。己有之。則天地之物。畢爲用矣。人主有見此論者。其王不久矣。人臣有知此論者。可以爲王者。佐矣。天行者。不信。不能成。地行不信。

己の有なり。己これを有すれば、則ち天地の物、畢く用を爲す。人主の、この論を見るものあらば、その王たること久しからず。人臣の、この論を知るものあらば、以て王者の佐たるべし。天行信ならずんば、歳を成す能はず。地行信ならずんば、草木大ならず。春の徳は風、風信ならずんば、その華盛ならず。華盛ならずんば、則ち果實生ぜず。夏の徳は暑、暑信ならずんば、その土肥えず。土肥えずんば、則ち長遂精ならず。秋の徳は雨、雨信ならずんば、その穀堅からず。穀堅からずんば、則ち五種成らず。冬の徳は寒、寒信ならずんば、その地剛からず。地剛からずんば、則ち凍閉して開かず。天地の大、四時の化にして、而もなほ信ならざるを以てして、物を成す能はず。又況んや人事に乎てをや。君臣信ならずんば、則ち百姓誹謗し、社稷寧からず。官に處りて信ならずんば、則ち少は長を畏れず。貴賤相輕んず。賞罰信ならずんば、則ち民易りて法を犯し、令せしむべからず。交友信ならずんば、則ち離散鬱怨して、相